

平成 25 年（ワ）第 252 号，平成 26 年（ワ）第 101 号，平成 27 年
（ワ）第 34 号

福島原発避難者損害賠償請求事件

原 告 第 2 陣相双地区住民ら

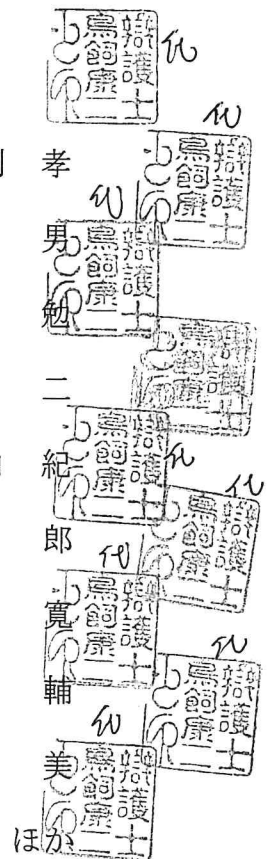
被 告 東京電力ホールディングス株式会社

2022（令和4）年12月6日

準備書面（591）
（被災市町村の状況と現況について）

福島地方裁判所いわき支部 民事部合議1係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士	小 野 寺 利 孝
同	広 田 次
同	米 倉
同	鳥 飼 康
同	佐 藤 美 由
同	榎 本 吾 郎
同	高 橋
同	山 田 大 輔
同	森 直 美



本書面では、被災市町村の被災前の状況及び現況について主張するものである。なお、本書面では、分離前の一俣原告の供述調書や証拠も引用し

ているが、これらの原告については「一陣原告」と表記する。

なお、南相馬市小高区については、2023年1月をめどに別途書面を提出する予定である。

目 次

内容

第1章	本書面の趣旨	9
第2章	双葉町	9
第1	震災前の双葉町の状況	9
1	双葉町の沿革	9
2	双葉町の特徴	11
第2	つながり、かかわり、持続性	13
1	人と人とのつながり	13
2	人と自然とのかかわり	19
3	つながりとかかわりの持続性	21
第3	双葉町の現状	25
1	避難状況	25
2	避難指示区域の状況	25
3	避難生活との関係	29
4	住民意向調査結果（2021年（令和3年度））	29
5	まとめ	33

第3章	大熊町	34
第1	震災前の大熊町の状況	34
1	大熊町の沿革	34
2	大熊町の特徴	35
第2	つながり、かかわり、持続性	37
1	人と人のつながり	37
2	人と自然のかかわり	38
3	つながりとかかわりの持続性	38
第3	大熊町の現状	39
1	避難指示の経過	39
2	避難状況（本件事故後の人口動態）	40
3	放射線量の推移と除染の状況	42
4	生活インフラが不十分であること	43
5	住民意向調査結果（2017年度）	45
6	まとめ	48
第4章	富岡町	49
第1	震災前の富岡町の状況	49
1	富岡町の沿革	49
2	富岡町の特徴	50
3	町の「シンボル」の歴史的形成過程	51

4	富岡町における公共サービス	53
5	「地域型商圏都市」としての富岡町	54
6	富岡町における消防団の歴史	58
第2	富岡町の現状	59
1	特定再生復興拠点の指定及び避難指示解除	59
2	人口動態	60
3	中央商店街の現状（甲 A 8 8 4 ・ 41～53 頁、甲 A 8 8 5 、 66～86 頁、甲 A 8 8 6 ）	62
4	夜ノ森地区の現状（甲 A 8 8 4 ・ 54～60 頁、甲 A 8 8 5 ・ 87～97 頁）	63
5	帰還者の属性（一俣渡邊智子本人調書 1～4 頁）	65
6	農業	66
7	教育機関	66
8	「帰還」等に関する住民の意向	68
9	「空間放射線量の推移」について	70
10	「健康調査の結果」について	71
11	「復興状況」について	71
12	地域のアイデンティティの喪失の危機	73
13	地域の分断	75
第5章	浪江町	77
第1	本件事故前の浪江町の状況	77

1	人と人とのつながり	77
2	人と自然とのかかわり	85
3	つながりとかかわりの持続性	88
第2	浪江町の現状	94
1	避難指示等	94
2	人口、避難者数等	95
3	産業	96
4	教育、保育施設	97
5	医療機関	99
6	小括	99
7	住民意向調査について	99
8	まとめ	101
第6章	葛尾村	102
第1	震災前の葛尾村の状況	102
1	葛尾村の沿革	102
2	葛尾村の特徴	103
第2	つながり、かかわり、持続性	106
1	人と人とのつながり	106
2	人と自然とのかかわり	107
3	つながりとかかわりの持続性	108

第 3 葛尾村の現状	108
1 避難状況	108
2 避難指示区域の状況	110
3 村内の状況	112
4 住民意向調査（令和 3 年 9 月 6 日～9 月 2 1 日）の結果（甲 A 9 1 5）	114
5 まとめ	117
第 7 章 檜葉町	117
第 1 震災前の檜葉町の状況	117
1 檜葉町の沿革	117
第 2 つながり、かかわり、持続性	122
1 人と人とのつながり	122
2 自然と人との関わり	127
3 つながりとかかわりの持続性、承継性	130
第 2 本件事故後の檜葉町の人口動態	133
1 基本情報	133
2 人口の減少が続いていること	133
3 帰還者数が頭打ちになっていること	134
4 帰還者のうち高齢者が 4 0 % 弱を占めていること	137
第 3 空間線量	137

第4	食品の汚染.....	138
第5	除染廃棄物仮置場	139
第6	商業施設（商店、スーパー）等	140
1	避難指示解除直後の状況	140
2	1陣訴訟の現地進行協議の結果（甲A884、甲A885）から	140
第7	教育.....	144
第8	医療・福祉（甲A919）	144
第9	住民意向調査（甲A933）	144
1	はじめに	144
2	職業.....	145
3	世帯人数	145
4	帰還について	147
5	帰還者の年齢	148
第10	小括	148
第8章	広野町	149
第1	概要.....	149
1	広野町の人口等	149
2	避難指示の状況	150
第2	現在までの避難状況（人口動態）	150
1	人口、居住率等	150

2	帰還率上昇の要因	151
3	人口動態の詳細な分析	151
4	近時の人口等	153
5	若い世代の帰還者数が少ないこと	154
6	広野町は、高齢者の町へと変容したこと	156
7	作業員が多数流入したこと	157
8	小括	158
第3	生活インフラ・及び各産業の状況	158
1	商業施設	158
2	J ヴィレッジについて	165
3	教育機関	168
4	医療機関、福祉機関	169
5	農業	170
6	まとめ	173
第9章	田村市都路町	173
第1	震災前の田村市都路町の状況	173
1	田村市の沿革（甲A959/2頁）	173
2	田村市都路町の概要（甲A959/2頁、甲A960）	174
3	田村市及び都路町の特性（甲A962）	174
4	人と人とのつながり	175

5 つながりとのかかわりの持続性	176
第2 田村市都路町の現状	177
1 避難状況	177
2 田村市都路町の避難指示区域の状況	179
3 住民意向調査を踏まえた田村市都路町の状況	179
4 まとめ	182

第1章 本書面の趣旨

甲 A831 号証（関意見書）は、原告らのふるさとを「人と自然とのかかわり、人と人とのつながり、その永続性が三位一体になった場所であり、アイデンティティの根幹、人間存在の基盤となる場所」ととらえ、そのふるさとが剥奪されたことを研究し、証明している。

本書面は、本件事故により剥奪される前のふるさとの状況をあらためて概観するとともに、本件事故により剥奪され、その後11年余りが経過した現在のふるさとの状況を述べることにより、ふるさと剥奪の被害が現在も残っていることを論じる。

なお、原告らの損害については、分離前の一俣訴訟における最終準備書面（損害論）でも詳述しているため、同書面も参照されたい。

第2章 双葉町

第1 震災前の双葉町の状況

1 双葉町の沿革

(1) 双葉町は、福島県の浜通りのほぼ中央、双葉郡の北東部に位置し

ている。

1889（明治12）年の明治町村制施行時は、旧新山、前田、水沢、目迫、山田、石熊、郡山、細谷、松迫の各村が合併し標葉郡新山村（しんざんむら）となり、旧長塚、上羽鳥、下羽鳥、寺沢、松倉、鴻草、渋川、中田の各村が合併し長塚村が発足した。

昭和町村合併に伴い1951（昭和26）年4月1日に新山町と長塚村が合併して標葉町（しねはまち）として誕生し、1956（昭和31）年、現在の双葉町に改称した。合併直前の1950年10月1日当時の人口は新山町4,714名、長塚村3,438名であった。合併後の1955（昭和30）年10月1日当時の人口は7,893人であった。

- (2) 現在の双葉町域内からは、旧石器時代から近世にかけての遺跡が発掘されている。中間貯蔵施設建設予定地とされている大字郡山地区には、福島県内最古の貝塚である郡山貝塚が残されており、大字新山地区には、古墳時代に築造された清戸迫横穴墓群が残されるなど、旧石器時代から人の営みがあったことが確認される土地である。

奈良時代、平安時代の律令体制下では、大字郡山字五番に陸奥国標葉郡役所が置かれており、その遺構は郡山五番遺跡となっている。大字目迫字長迫地内の観音堂内に安置されている十一面観世音菩薩座像（町指定文化財）は、大字長塚字寺内前の阿弥陀堂内に安置されている阿弥陀如来坐像（町指定文化財）は、いずれも807年の堂宇建立とともに安置されたものである。

大字新山の新山城跡は、鎌倉時代から南北朝時代にかけて双葉郡北部一帯を支配した標葉氏の居跡である。戦国時代に入り、標葉氏が相馬氏に滅ぼされた後は、現在の双葉町の区域は、幕藩体制下のもとでも、相馬氏の統治に服してきた。江戸時代には、陸前浜街道長塚宿が

設けられ、浜通りの「宿場町」として栄えてきた。

- (3) 新山町と長塚村が合併し標葉町が誕生した1951年頃は、おもな産業は稲作であった。人口は、1960（昭和40）年10月1日当時7,117人にまで減少していたが、1967（昭和42）年、福島第一原発の立地を契機として、産業構造が大きく変化し、双葉町誕生後も減少を続けていた人口も増加に転じ、1985（昭和60）年10月1日当時8,219人まで増加した。人口は、その後、減少に転じ、2007（平成19）年以降本件事故までの間は、7,000名前後で推移してきた（甲A第164号証31頁参照）

2 双葉町の特徴

- (1) 双葉町内には、JR常磐線と国道6号が平行しながら町の中心部を南北に縦断し、南は大熊町、北は浪江町に接しており、国道288号線で、中通りの郡山市と結ばれている。

比較的温暖な気候が特徴で、東北地方にありながら冬は積雪が少なく、東に太平洋を望み、西には緑豊かな阿武隈山系が連なる自然豊かな地域である。

- (2) 太平洋沿岸部には、環境省が選定した日本の快水浴場百選に選ばれた双葉海水浴場があるほか、磯釣りを楽しむことができた。

阿武隈山系に連なる十万山があり、町内の大字石熊地区から約1時間で山頂に上ることができ、山頂からは太平洋を眼下に臨む景色が広がっていた。

- (3) 双葉町ではこのような自然豊かな中、自然とのつながりの中で四季折々の人々が暮らし、その営みが古くから受け継がれてきたのである。そのことは町勢要覧（甲A848号）において「春、前田川の川辺のつくしの子が顔を出して、

双葉町の春が始まります。

十万山山ろくの木々は青々と芽吹き

野鳥のさえずりが自然の早春賦を奏でます。

夏、青い空から限りない太陽の恵みがふりそそぎ

田園や公園の緑は深みを増して

太平洋から吹く風に揺られながら、

せんだん通りに安らぎの木陰を作ります。

秋、稲穂の海は黄金色に波立ち、

十万山の山肌や七日沢の溪流は

葉を紅くして秋の装いを凝らし、

人々の瞳に巨大な風景画を焼き付けます。

冬、町役場の広場に落ち葉が舞い、

農家の軒先には柿や大根が並び

みちゆく人に冬の訪れと自然の恵みを感じさせます。」

と紹介されている通りである。

(4) 双葉町に伝わる伝統文化、芸能の主なものは以下の通りである。

ア 相馬野馬追標葉郷

戦国時代後期に、標葉氏が相馬氏に滅ぼされ、双葉町を含む標葉郡が相馬氏の支配に服したころ、相馬氏が行った軍事教練をルーツとして「相馬野馬追」が、現在まで受け継がれてきた。

標葉郷を作っていた現在の浪江町、双葉町、大熊町の3町から騎馬武者隊が構成され、妙見小高神社（南相馬市小高区小高）に供奉しており、小高郷とともに一軍を結成し、相馬中村神社に供奉する宇多郷（相馬市）・北郷（南相馬市鹿島区）で結成される一軍、相馬太田神社に供奉する中之郷（南相馬市原町区）で結成される一軍と神旗争奪戦を繰り広げる。

また、最終日に行われる裸馬を騎馬武者が小高区大井字岩迫から相馬小高神社境内に設けられた竹矢来に追い込む野馬懸に参加するのは、小高郷と標葉郷だけである。

イ だるま市

江戸時代から伝わる新春の恒例行事である。長塚宿（現在の陸前浜街道沿い長塚商店街）を中心に開かれる双葉だるまが販売される市である。作成されただるまは、大安の日に初發神社で開運の祈禱を受けてから販売されている。同時期に、古いお札やしめ縄、だるまを神事とともに焼き上げるどんと焼きも行われてきた。

また、だるま市の開催に合わせて、初發神社境内では奉納神楽大会が開かれ、町内各地区の芸能保存会 8 団体が神楽を奉納、披露していた。

ウ 源弱山の火明かし

源弱山の火明かしは、毎年 8 月 13 日の夜、町内鴻草地区にある源弱山の中腹に「山」の字をさかさまにした形で火を焚く行事である。南北朝時代の戦いで亡くなった人の霊を慰めるために行われている行事である。

第 2 つながり、かかわり、持続性

1 人と人とのつながり

本件事故前、双葉町では、血縁（家族、親族）のつながり、地縁のつながり、職業を通じたつながり、趣味を通じたつながりなど様々な人と人のつながりが形成されて、住民はそこから「生存権や財産権を包摂する『包括的生活利益』を享受する」生活を営んできた。

ここでは、原告らの陳述書及び原審における本人尋問結果から、原告らが双葉町において多様な人と人とのつながりの中で生活をしてきたこ

とを述べる。

(1) 血縁（家族、親族）のつながり

- ・ 隣近所も農家でないところがほとんどですが、みんな親戚に農家がいるので、コメや野菜はいくらでも手に入り、むしろ自分たちだけでは食べきれないのです。事故前は、新鮮な旬の物を食べられる豊かな食生活環境でした（甲C 1 4 第1号証一陣原告蜂須賀勝陳述書3頁）。
- ・ 近くに長男夫婦の家族の家がありました。長男の家族は、2つの建物を行ったり来たりしていて、食事はいつも一緒に食べていました。（甲C 1 7 第1号証一陣原告渡部一美陳述書4頁）
- ・ このあたりの言葉で、親戚のことを「まき」と言います。代々続いているところは「まき」の人数も多く、「誰それのところは『まき』が何人いる、大きいなあ。」というように周囲からも一目置かれます。

ですからどこも「まき」が多いことを誇りに思っていて、法事があれば50人くらい「まき」が集まれるように、家の中にも大勢が座れるようにしてあるところが多いです（甲C 1 7 第1号証一陣原告渡部一美陳述書5頁）

- ・ 一陣原告高田秀文は、子どもや孫が、車で15分ほどの近いところで生活しており、一陣原告高田秀文自身が、土曜日や日曜日には孫の面倒を見ており、生活リズムの違いはあっても、食事を一緒にとったり、孫と祖父母が一緒にお風呂に入ったりして、一陣原告高田秀文夫婦と子ども、孫が、生活を共にしてきたことを述べている（一陣原告高田秀文本人調書10頁、11頁）。

(2) 地縁のつながり

- ・ 冠婚葬祭も隣組で役割が決まっておりました、みんなで協力して

地域の方が参加してお手伝いする（一陣原告小川貴永本人調書 11 頁）」

- ・ 双葉町の自宅のあたりには、「隣組」という地域のつながりがありました。12～13軒の近隣の住宅からなるネットワークで、毎月組費と呼ばれるお金を納めていました。一年ごとに組長を交代し、年初めの総会や花見等の懇親会で楽しく交流していました。組のなかで葬式があると、組からも香典が出され、病気で入院する人があったときも見舞金が支給されます。葬式するときには、一家から二人ずつ出して手伝いに行きます。いまは会館でやることが多く、手伝いといっても仕事はあまりありませんが、それでも人は出していました。かつては料理をつくったり来客の接待をしたりもしていました。（甲C14第1号証一陣原告蜂須賀勝陳述書3頁）。
- ・ 近所の人たちは、顔見知りどころかよく知った人ばかりです。隣の家の窓が開けばなしのときは閉めてあげ、布団を干したままのときは取り込んであげることもありました。旅行に行って留守にするときなどは、お互いに留守中のことを頼んだりします。そのぐらい密接な関係がありましたし、毎日お互いに顔を合わせる関係でした（甲C14第1号証一陣原告蜂須賀勝陳述書3頁）。
- ・ 地元のお友達とは食事をしたり、お茶のみをしたり、野菜をみんな友達に配ったりして、おうちに集まってご飯を食べたりしていました。お友達がおうちに集まることも多く、マイはし、マイ茶碗を持ってきて、うちにおいてありました（一陣原告金森孝子本人調書4頁）。

(3) 職業を通じたつながり

- ・ お友達との食事とか飲み会、たまにお友達とお出かけをして、楽しい時間を過ごしていました。（お友達とは）ご近所の方とか、あ

とお勤めしていましたので職場の方とのグループです。私の自宅で飲み会、食事会を主に（やっていました。）（一陣原告白岩美穂子本人調書 8 頁、9 頁）。

- ・ 1989 年には、夫は独立して、自宅兼動物病院を建設し、「イザワ動物病院」を開設しました。夫の病院のように、ペットなどの小型の動物を扱う動物病院は、双葉町内にはほかにありませんでした。また、夫の動物病院では、外来のみならず入院も受け付け、また、治療だけでなく、ペットのトリミングなども行っていました。病院の経営が軌道に乗るまでは大変でしたが、原発事故が起こるまでは地元の皆さんに多く利用していただいております（甲 C 4 第 3 号証一陣原告伊澤節子陳述書 2 頁）。
- ・ （動物病院のお客さんは）地元双葉町、お隣の浪江、大熊、双葉郡内と遠くは都路など、相双地域全域から幅広くから来ていただいていた。診察とかお薬を取るのもそうなんですけど、それ以外の農家のおじちゃん、おばあちゃんとか病院に来ながら野菜を届けてくださったり、そういう意味ではよく来ていただいていた。病院が単なる病院じゃなくて、ご近所の方の社交場にもなっていました。主人が大動物で往診に行ってた時のおじいちゃん、おばあちゃんとかが、お米が取れたとか野菜ができたって言っては、子供たちや奥さんに食べさせてなんて言ってもってきてくれました。うちの病院は本当に近くに厚生病院という病院があったんですけど、お年寄りの方は運転とかできないので、診察が終わって、おうちの方が迎えに来てもらうことが多かったのも、なかなかおうちの方も用事を足したりしている間に、うち（自宅のリビング）でお茶を飲みながら休んで待っているというような場になっていました。（一陣原告伊澤節子本人調書 2 頁、3 頁）

(4) 趣味を通じたつながり

- ・ 町内の運動会、盆踊り、ゴルフ大会等イベントや集会に参加することもあり、隣組以外の町民との親しい付き合いもありました（甲 C 1 4 第 1 号証一陣原告蜂須賀勝陳述書 3 頁）。
- ・ 双葉町では、地元の人たちとの交流も盛んでした。消防団での活動などを通じた交流の他、双葉町では町民運動会や盆踊り、「宝財踊り（ほうさいおどり）」、「だるま市」、「ミニ野馬追」などのお祭り・行事が数多くあり、そのような行事に、家族総出で参加することも、大きな楽しみの一つでした。例えば、町民運動会は毎年行われ、町民全体が参加する行事で、部落対抗で競うというものでした。私達が住んでいた部落は、毎年この運動会のために事前に練習までして本番にのぞみ、そのかいあって、原発事故が起こるまで毎年のように優勝していました。（甲 C 2 7 第 1 号証一陣原告新野玄一陳述書 1 0 頁）
- ・ 有志が集まって、桜見る会という団体を作っていました。地区に公園があり、桜の季節には花が咲くので、みんなで花見をしようという会です。行政の許可を取ったり、町長などに招待状を送ったりして花見を主催するほか、桜の剪定もやっていました。そういう庭仕事が好きの人がいたのです。桜見る会の活動は、一から手作り、手弁当で始めたものです。最初は、お金がないので寄付を募ったりしていましたが、次第に軌道に乗ってきて、売上げから経費を引いても繰り越しが出るようになりました。（甲 C 3 5 第 1 号証一陣原告武藤康弘陳述書 8 頁）
- ・ 私は、高校時代にバレーボールをやっていたことから、P T A のバレーボールチームの監督やコーチをやったり、町のチームに入っていたりもししていました。

妻は、食料改善推進委員会といったサークルに加入しており、子供やお年寄りにどういった食事を与えて食べてもらうのがよいのか、と言ったことを研究し、自分たちで試作して、食べてもらうといった活動をしていました。（甲C46第1号証一陣原告高田秀文陳述書2頁）

(5) その他のつながり

- ・ この地域で子育てを通じてできた4人の友達は、私の人生のなくてはならない、心の友になりました。お店が休みのときには、みんなで集まり、お茶を飲みながら子育ての話や世間話を楽しく談笑したり、たまに4人で旅行に行ったりして、人生を謳歌していました。（甲C5第4号証一陣原告石上チカ子陳述書2頁、3頁）
- ・ 一陣原告小川貴永は、神社の氏子総代をやっており、春と秋の祭典に際し、神事の手伝いや神社の環境保全、お札とかお護摩の注文を取るなどしていた（一陣原告小川貴永本人調書7頁）。
- ・ 地区の子供会やスポーツ少年団、幼稚園、小学校、中学校、高校の役員、地区のバレーボールチームなど、故郷には様々な団体があり、その団体を通じた交流も盛んであった（一陣原告伊澤節子本人調書8、9頁）。
- ・ （ご近所の方と助け合ったりとかは）うちも両親と一緒に住んでいたわけではないので、突然手術になったとか大変な時期には、本当に近所の方に子供を預けてちょっと2、3時間見てほしいということで子供を見てもらったり、自分ちでおいしいおかずを作ったから持ってってとか本当に兄弟とか家族みたいに仲良くさせていたでいていました。その時はあんまり感じてなかったんですけど、やっぱりもう相手を信用仕切ってなんでもわがままも頼めたりするような本当に居心地のいい快適に暮らせる、そういう場所だったと

思います。(一陣原告伊澤節子本人調書 9 頁)

- ・ 自宅は山田という行政区にあり、私はここの行政区の区長を務めていました。区長といっても役場の小間使いのようなものです。役場からの連絡事項を書いた回覧板を回したり、役場から言われて書類を配ったり集めたりします。週 1 回の休みの日にそれをしていました。私が個別の家まで配りに行くのは 7 軒ですが、行けば少し話もします。時間がかかって仕方がないのですが、しかしそうしたときに、部落の人の様子を見ることができ、また話を聞くこともできました。(甲 C 1 7 第 1 号証一陣原告渡部一美陳述書 5 頁)

2 人と自然とのかかわり

原告らが居住していた双葉町は、上述のとおり自然豊かな地域であった。双葉町の住民は、豊かな自然とかかわりながら、日常的にこれらの山、川、海の自然の恵みを受けて生活をしてきた。

(1) 川

- ・ 私たちの家は、小川の土手沿いにあり、その道は、桜並木になっており、小川には、大きな鯉や鴨の親子の泳いでいる自然に囲まれた緑豊かな環境でした。春になると土手に満開の桜並木の素晴らしい景色が家の前に広がり、お店の庭のテラスから、お花見ができ、夏まつりには町の花火を楽しみ、秋には大きなモミジの下で見事な紅葉も見られ、ペンションにお泊りのお客様を始め、家族やお友達と他愛のない会話やお茶を飲みながら楽しめる大事な場所でした。

(甲 C 5 第 4 号証一陣原告石上チカ子陳述書 4 頁)

- ・ 自宅と双葉町役場の間に小さな川がありますが、その水はとても綺麗だったため、夏には蛍が飛び交っていました。自宅の前で蛍をみることができるなど、今にして思うとたいへん恵まれた環境で暮

らしていたのだと思います（甲Ｃ２８第１号証一陣原告桑原幸子陳述書５頁）。

(2) 田畑

- ・ 近くの田んぼに子供を連れて行ってイナゴ取りとか虫とか、そういうふうにおにぎりもって、そこの近くにね、子ども連れて野原に。そういうのだって子供は割と楽しんでくれました。（一陣原告石上チカ子本人調書５頁、６頁）

(3) 海

- ・ 家から直線で２キロくらい、車で５分もかからないところに（郡山海岸という海水浴場がありました。）家族で、近いのでちょちょこ行っていました。（一陣原告高田秀文本人調書７頁、８頁）
- ・ 双葉海浜公園（通称郡山海岸）で、家族と友達の子どもたちと遊んでいた（一陣原告伊澤節子本人調書６頁）。

(4) 山

- ・ 一陣原告新野重子は、子どものころから近所の山で山菜取りをしたりして、原告新野亥一は近くの海や川で遊んだり、海で漁師が漁をしているのを見たり、ときには漁を手伝ったりして、自然の中で成長してきた（甲Ｃ２７第１号証一陣原告新野亥一陳述書９頁）。

(5) 草花

- ・ 私の趣味は、花を育てたり、庭仕事をするものでした。庭にバラやツバキ、ダイモンジソウやイカリソウなどの山野草を育てていました。時間があれば庭いじりをしており、一番の趣味になっていたと思います（甲Ｃ４６第１号証一陣原告高田秀文陳述書２頁）
- ・ 私は、毎年春には、友人と近所の山にタケノコやワラビを取りに行っていました。これが毎年の楽しみでした（甲Ｃ２８第１号証一陣原告桑原幸子陳述書５頁）

(6) 魚

- ・ 釣りも趣味で、月一回は、必ず釣りに行っていました。双葉の海でやることが多く、カレイやアイナメやクロダイなどといったいわゆる底魚を釣ることが多かったです。釣りには一人で行くこともあれば、前の職場の同僚や友人と行くこともあり、釣ってきた魚は持ち帰って食べたり、ＢＢＱで食べたりしていました。また、溪流釣りに行くこともありました。溪流釣りには、浪江の高瀬川や檜葉の木戸川、井出川に行くことが多かったです。溪流釣りではイワナやヤマメといった魚を釣りますが、それらの魚は音に敏感なため、一人で行っていました（甲Ｃ４６第１号証一陣原告高田秀文陳述書２頁）。

(7) 野鳥

- ・ 私は、趣味として、希少な草花や魚、鳥等を多数飼育し、鳥については孵化させて成長させた後に自然に返すという活動をしていました。鳥については、工場の敷地内にいくつもゲージを設け、原発事故当時はチャボを６羽、キジ４羽、ヤマドリ６羽を飼育していました（甲Ｃ２７第１号証一陣原告新野亥一陳述書１０頁）。

3 つながりとかかわりの持続性

「人と自然とのつながり」と「人と人のかかわり」が、「永続性や持続性」を備えることで「三位一体」となり、生活や文化、歴史と伝統を継いでいく場所として「故郷」となる。

(1) 自宅

- ・ この地域で子供達２人を育て上げ、地域の人たちにもなじみ、幾多の苦労を経ながらも私たちの夢は、少しずつ、着実に形になっていったのです。数年後には、さらに（ペンションを）増築し、子供

たちを地元と呼び寄せて、家族そろって一緒にペンションをやっ
ていこうということも話し合っていました。そして、将来は、子供
たちに家業を譲り、私たち夫婦はアパートを立て、老後の生活をして
行く計画も考えていたのです。（甲Ｃ５第３号証一陣原告石上重幸
陳述書２頁）

- ・ 双葉の自宅には広い庭があり、植木や花、盆栽を育てたり、家庭
菜園を作っておりました。毎年庭師に来てもらい剪定や手入れをし
てもらい、父の自慢の庭だったのです。父母は、自宅の窓辺（縁側）
から庭や盆栽を眺めるのを日常の楽しみにしていました（甲Ｃ１３
第１号証一陣原告白岩寿夫陳述書６頁）
- ・ 先祖代々から何年も続いた家であり、それを私たち夫婦が苦勞し
て新しい家に建て替え、そのようにして長年住み続けてきた愛着の
ある家であり、土地なのです。先祖のお墓も近くにありましたから、
しばしば墓参りや供養ができました（甲Ｃ１３第２号証一陣原告白
岩美穂子陳述書４頁）

（２） 伝統文化

- ・ 私は、相馬の伝統行事である野馬追に参加することを楽しみにし
ておりました。父の代からの趣味であり、甲冑を身にまとい、馬に
乗って、父子２人で毎年の行事になっていました。（甲Ｃ１３第１
号証一陣原告白岩寿夫陳述書６頁）
- ・ 正月になると、７月には武士になる。こういう気構えです。武士
になるということは、一千有余年の相馬野馬追の伝統文化を守ると
いうことの使命感であります。私は、そのことが誇りに感じており
ます。私にとって、野馬追は人生のすべてであります。（一陣原告
武藤康広本人調書７頁）
- ・ 私は、地域の神社で、氏子総代などをしておりました。春、秋の

お祭り、節分、正月などの神社の儀式や双葉のだるま市などの出店など月 1 回くらいの行事がありました（甲 C 9 第 3 号証一陣原告小川貴永陳述書 9 頁）

- ・ 双葉町では、地区の盆踊りや、行政区ごとにも盆踊りがあり、8 月 15 日には町の旧道沿いを南と北からいろんな行政区ごとに踊って企業も交えて盛大な盆踊りがあった。また、だるま市や新山秋市や夏に海でイベントなども毎年行われていた。運動会も、町を挙げて行政区ごとの対抗の運動会があり、運動会のためによく練習をするくらい団結してまとまっていた（一陣原告伊澤節子本人調書 7 頁）。

(3) 職業 特に農業、牧畜業の継続性

- ・ 新野家は双葉町で 8 代続く農家で、妻の両親も農業を営み、所有する田畑で、稲作の他、大根、白菜、ほうれん草などの野菜も栽培していました。そのため、私達家族は、米や野菜については、ほとんど他から買うことはありませんでした。水が良いためか、双葉町で取れる農産物の多くはとてもできが良く、特に義父母が作っていた米はとてもおいしく、私はいまだに、双葉産の米以上においしい米を食べたことがありません（甲 C 27 第 1 号証一陣原告新野亥一陳述書 9 頁）
- ・ 高校卒業以来、私は父と一緒に農家の仕事に専念し、様々な物を作ってきました。自宅の周囲に農地が広がっており、稲作用の土地が約 400 アール、ハウス栽培が約 40 アールでした。その他に、広大な山林もあります（甲 C 17 第 1 号証一陣原告渡部一美陳述書 2 頁）。
- ・ 一陣原告渡部一美、一陣原告渡部ヒロ子夫婦（以下、「原告渡部一美ら」という。）は専業農家であるが、5 代続く農家であり、「うま

い米」を作るため、牛の厩肥を使ったり、減農薬による農法を採用したり、様々な工夫を行っていた。一陣原告渡部一美ら原告一美らは、牛の肥育と繁殖も行っていたが、これは、一陣原告渡部一美の父、渡辺一が1961（昭和36）年から和牛の肥育をはじめ、苦労を重ねながら評判の肉牛を育てるようになった。さらに、徐々に繁殖も行うようになり、JAを通じて販路に乗せていた（甲C17第3号証一陣原告渡部一美陳述書3頁、4頁）。

- ・ 一陣原告渡部一美らは、長男の良一夫婦とともに牛の面倒を見ており（一陣原告渡部一美本人調書9頁）、牛の爪を削る削蹄士の資格を取得したり、人工授精の資格を良一が取得したりして、牛の繁殖も工夫をしており、子牛の品評会、成牛の品評会では、毎回のようには賞を受賞するほどの牛を育てることができていた（同調書11頁）。
- ・ 一陣原告渡部一美らは、長男家族に農家を継がせるつもりでおり、長男は時々土建屋の手伝いなどもしていたが、基本的には一陣原告渡部一美らと一緒に農作業をしていた（甲C17第3号証一陣原告渡部一美陳述書9頁）。

(4) 地元へのUターン

- ・ 地元の高校を卒業した後、横浜市にある短大に進学し、2年間、横浜市で一人暮らしをしました。短大卒業前に、実は神奈川県内の会社での就職が内定していたのですが、両親から、長女だから戻ってきて欲しいといわれ、卒業後、双葉町に戻ってきました（甲C4第3号証一陣原告伊澤節子陳述書2頁）
- ・ （双葉町出身で東京に進学した夫も）大学卒業後はしばらく仙台の動物病院に勤務していたそうですが、父親が体調を崩したのを機に双葉町に戻り、父親の経営する動物病院に勤務していました（甲

C 4 第 3 号証一陣原告伊澤節子陳述書 2 頁)

- ・ 高校を卒業するまで双葉町で過ごし、北海道の大学に進学、卒業後は東京の建設会社に就職しました。母が他界し、父が高齢になったのと、自身が長男であることから、35歳のころ、上記建設会社を退職し、Uターンして双葉町の農事組合に就職しました(甲C9第3号証一陣原告小川貴永陳述書1頁)

第3 双葉町の現状

1 避難状況

2011(平成23)年3月11日時点の双葉町の住民登録者数は7140人であった(甲A850号証)。住民登録者数と世帯数の推移は甲A850号証のとおりである。

2022年10月31日現在、住民登録者数は、5565人であり(男性2684人、女性2881人)となっている。(9月30日時点では、合計5563人)。

2022年9月30日現在の避難状況は、福島県内に避難している人が3937人、福島県外に避難している人が2717人であり、合計6654人である。

本件事故以来、住民登録数は1575名減少し、減少率は22.1%に達している。

双葉町では、本件事故以前から住民登録者数は漸減傾向にあったが、2007(平成19)年以降本件事故までの間は、毎年7000名前後で推移しており、本件事故を境に減少が加速している(甲A164号証31頁参照)。

2 避難指示区域の状況

(1) 避難指示の解除

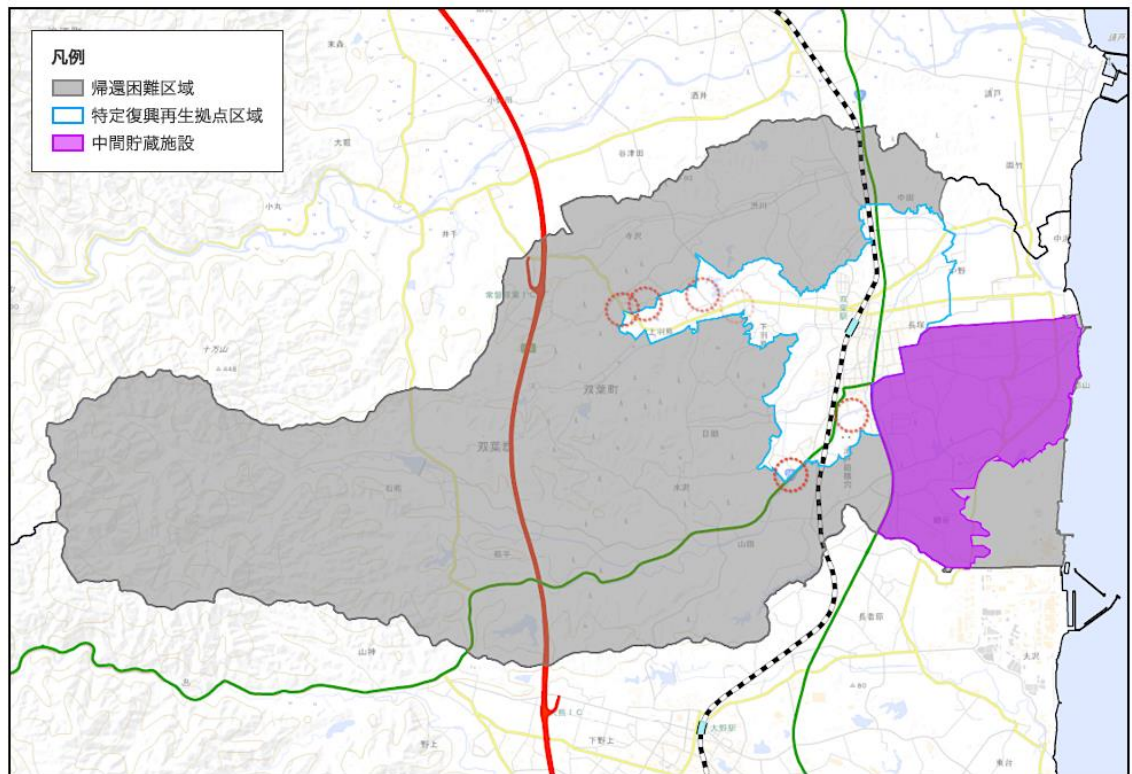
双葉町はその多くが帰還困難区域に指定されていたが、2022（令和4）年8月30日に、従来帰還困難区域とされていた区域のうち、特定復興再生拠点区域とされていた区域の避難指示が解除され、町内の一部での居住が可能となった（甲A852：ふたば暮らしのしおり）。

これに伴い、双葉町は役所機能を双葉町で再開した。しかし、多くの避難者は双葉町以外の地域で居住しているため、双葉町は、いわき支所、郡山支所、埼玉支所、つくば連絡所、南相馬連絡所に役所機能の一部を維持している（甲A853 双葉町ホームページ）。

（2）避難指示が解除されても、従来の暮らしが戻ってきたわけではないこと

双葉町の避難指示が解除された区域は、双葉町全体からすればごく一部に過ぎない。

次図は、環境省のHPから引用するものである（[特定復興再生拠点\[双葉町\] | 特定復興再生拠点 | 除染情報サイト:環境省 \(env.go.jp\)](#)）が、双葉町の特定復興再生拠点区域は、西側を帰還困難区域、東側を中間貯蔵施設に囲まれる区域である。



帰還困難区域は、放射線量が高濃度であり、人が居住することができない区域であり、また、中間貯蔵施設も、高濃度の放射線廃棄物等を一時的に保管する施設であるから、双葉町で居住をする場合には、高線量の区域の中で生活をせざるを得ない。また、雨や風などにより高濃度の放射性汚染物質が特定復興再生拠点区域に届く可能性もある。

このため、特定復興再生拠点区域で居住する場合には、放射能汚染に心配しながらの生活とならざるを得ない。

また、避難者が帰還を決断したとしても、本件事故前に居住していた家にそのまま戻れるというケースは少ない。そもそも復興再生拠点区域に該当する地域に家を持っていた人でなければ、従来の家に戻ることはできないし、復興再生拠点区域に家をもっていたとしても長年の避難生活により、家屋が老朽化し、そのまま使用できない状態になっているのが通常である。

帰還困難区域や中間貯蔵施設の設置区域に居住していた人が、双葉町

に戻ろうとすれば、復興再生拠点区域に住居を新たに構えなければならない。

(3) インフラ整備が不十分であること

甲 A 8 5 2 は、双葉町が発行している、復興再生拠点区域で居住する場合に参考にされるしおりである。

同しおりでは、2 頁で、上水道につき、一部地域で使⽤ができない可能性に言及されている。

また、井戸水についても、長期間の避難生活により、使⽤に適さない可能性があることが言及されている。

本件事故前、町内には JA 福島厚生連双葉厚生病院が所在していたが、同病院を含めすべての医療機関が閉鎖されている（甲 A 8 5 6 号証）。

また、社会福祉法人ふたば福祉会により特別養護老人ホーム「せんだん」が事業を営んでいたが、本件事故による避難に伴い町内の事業所は閉鎖された。

復興再生拠点区域にも、医療機関は存在しない（同 1 1 頁）ため、通院などのためには近くても隣町までいかなければならない。

買い物については、同しおり 2 2 頁では、双葉町内で伊藤物産という店舗があるが、伊藤物産は資材や事務用品などを販売している金物店であり、食料品などは取り扱っていない（甲 A 8 5 4：伊藤物産 HP）。

食品などの買い物のためには、イオン浪江店に行くか、イオン浪江店による移動販売を待たなければならない。

また、金融機関は双葉町内には存在しない。近隣市町村の郵便局、コンビニエンスストア等の ATM に行かなければならない（甲 A 8 5 2 2 3 頁）。

保育機関、学校等の教育機関は再開していない。

したがって、子育て世代の帰還は直ちに見込めず、帰還したとしても、本件事故前と同等程度の生活を営むことは困難である。

3 避難生活との関係

(1) 教育機関

本件事故前、双葉町には、町立ふたば幼稚園、双葉南小学校、双葉北小学校、双葉中学校が所在していた。いずれも本件事故に伴う全町避難により町内で授業を継続することはできなくなった。

双葉町では、2013（平成25）年7月、学校再開の方針を確認し、2014（平成26）年4月1日、いわき市錦町の旧東邦銀行上田支店錦出張所を仮校舎としてふたば幼稚園、双葉南小学校・双葉北小学校、双葉中学校が再開された。再開時の児童生徒数は、ふたば幼稚園2名、双葉南小学校2名、双葉北小学校3名、双葉中学校8名であった。同年8月24日にいわき市錦町御宝殿の旧錦幼稚園跡地に仮設校舎が落成し、仮設校舎での授業が続いている（甲A855 158～161頁参照）。

本件事故前、町内には福島県立双葉高校が所在していたが、本件事故に伴い、いわき明星大学内サテライト校を避難先として授業を再開していたが、2015（平成27）年度より生徒募集を停止し、2017（平成29）年3月末をもって休校となっている（甲A856，なお甲A855 202～204頁参照）。

従来、避難先でこれらの教育施設に通っていた学生、生徒を持つ家族は、教育施設がない双葉町に帰還して居住することは困難である。

4 住民意向調査結果（2021年（令和3年度））

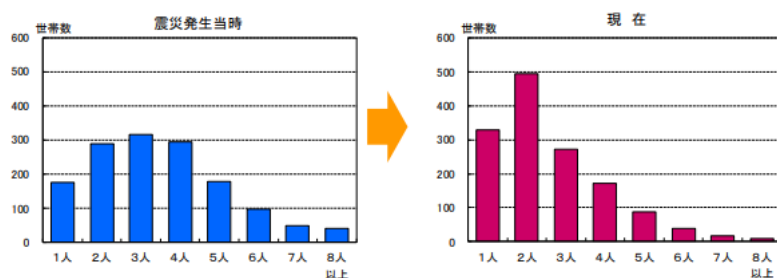
(1) 概要

住民意向調査は、2012（平成24）年12月20日から翌年1月3日かけて第1回目の調査が行われ、その後、毎年1回調査が行われ、最新の調査は、2021（令和3）年8月23日から9月6日にかけて行われ、調査結果は2021（令和3）年12月7日に公表された（甲A857 住民意向調査）

（2）世帯人数の変化

世帯人数については、事故前は、1人世帯は少なく、中心は2人世帯～4人世帯で、5人以上の多人数世帯も一定数ある。

3. 世帯人数



しかし、現在（令和3年8月頃）では、1人世帯、2人世帯が著しく増え、3人世帯以上の世帯人数の世帯は減少している（甲A857、2頁）。

これは、避難の継続により、家族が離散したことを示している。

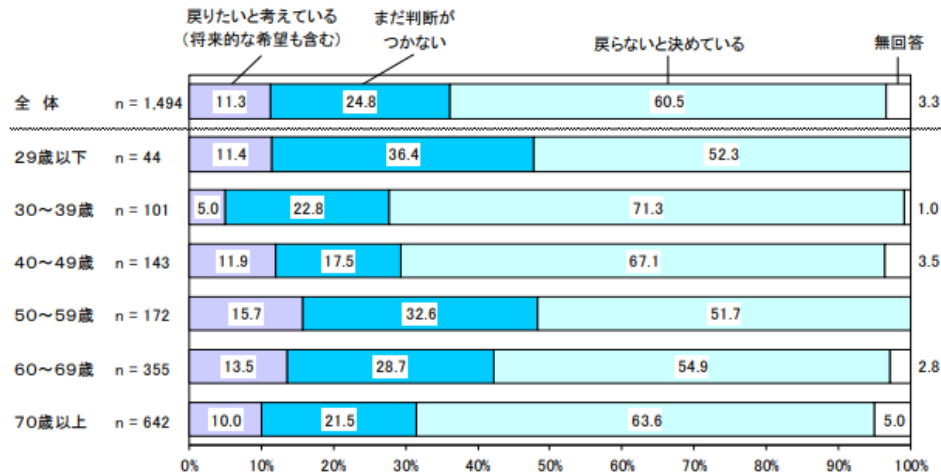
（3）帰還の意向

令和3年度調査においては、避難指示解除後に「戻りたいと考えている（将来的な希望を含む）」は、全体で11.3%である。

この数字は、2014年度調査12.3%（甲A172号証）、2015年度調査13.3%、2016年度調査13.4%（甲A538号証）、2017年度調査11.7%から漸減していた、2018年度調査10.8%、令和2年調査10.8%からは、反転し、増加傾向にある。

1. 双葉町への帰還意向

< 令和3年度 >



これは、復興再生拠点区域の避難指示が解除されたことに伴い、帰還の意向が高まったものと思われる。

他方で、「戻らないと決めている」は、60.5%、「まだ判断がつかない」は、24.8%で、帰還を決めている人がごく一部であることも特徴的である。

「戻りたいと考えている」と回答した人が最も高い比率は、50～59歳（15.7%）で、次に60～69歳（13.5%）である。

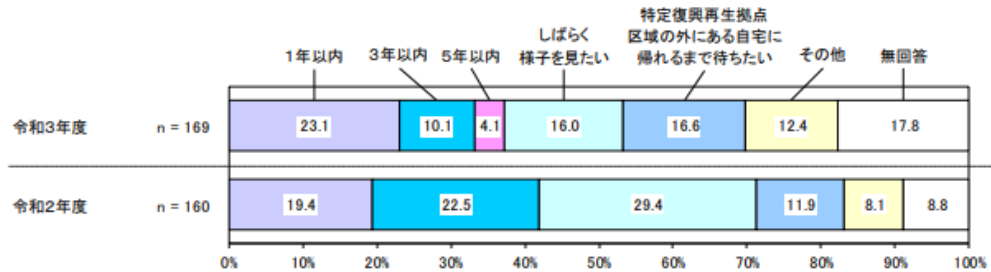
70歳以上は10%と減少しているため、年齢が高ければ高いほど帰還したいと考えているとはいえず、不十分なインフラの中で、ある程度自分自身で自動車を運転できるなど、居住の見込みがある年齢でなければ、帰還が難しいということが表れていると思われる。

（4）帰還の時期

帰還の時期については、次表記載のとおりである。

2. 避難指示解除後の双葉町への帰還時期

※〔1. 双葉町への帰還意向〕で「戻りたいと考えている（将来的な希望も含む）」と回答した方のみ
 ※令和3年度から「5年以内」を追加



「戻りたいと考えている」と回答した11.3%のうち、「1年以内」としたのは22.1%、「3年以内」、「5年以内」としたのが合計14.2%である。

すなわち、1年以内に帰ることを考えているのは、住民意向調査回答者のうち、2.5%程度（11.3%×22.1%）、5年以内に帰ることを考えているのは、4.1%（11.3%×36.3%）に過ぎない。

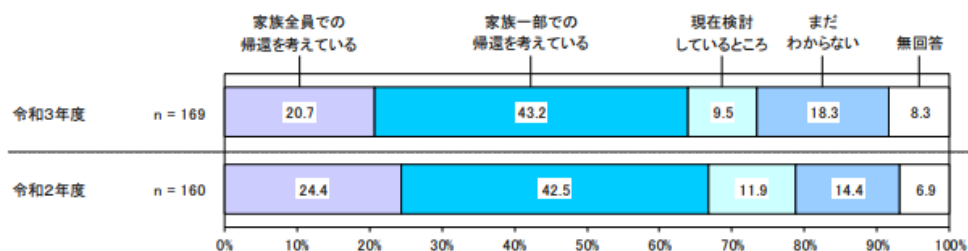
帰還する人の人数は極めて限定的にならざるを得ず、帰還した後の生活は、本件事故前の密接なコミュニティが営めるような生活とは程遠いものである。

（5）帰還した場合の家族

帰還した場合の家族については、次表のとおりである。

3. 双葉町へ帰還する場合の家族

※〔1. 双葉町への帰還意向〕で「戻りたいと考えている（将来的な希望も含む）」と回答した方のみ



「家族全員での帰還」と回答したのは20.7%で、「家族の一部での帰還を考えている」と回答したのは43.2%で、帰還の際にも、家族の離散が生じうるのである。

(6) 「戻らないと決めている」の理由

一方で、避難指示解除後も「戻らないと決めている」と回答したのは、62.1%である。

この数字は、2014年度調査55.7%、2015年度調査55.0%、2016年度調査62.3%、2017年度調査61.1%であり、漸増している。

戻らないと決めている理由としてよくあげられるのは、水道水などの生活用水の安全性への不安(31%)、原子力発電所の安全性への不安(27.4%)、放射線量への不安(26.2%)、医療環境への不安(45.7%)、生活に必要な商店などへの不安(34.1%)、避難先で継続的に居住する予定がある(56.6%)、避難先のほうが生活利便性が高い(39.5%)である。

これらは、反面、帰還して双葉町で生活するうえでも、生活上の支障、不安として現れるものである。放射線量、原発への不安は、復興再生拠点区域が、帰還困難区域と中間貯蔵施設に囲まれた場所に位置していること、インフラへの不安は医療機関や商店が双葉町内に存在しないことを背景にしていると思われる。

5 まとめ

以上より、双葉町は、特定復興再生拠点区域において、避難指示がようやく解除されたが、直ちに多くの帰還者が出ているという状況ではなく、インフラ面などで生活上の課題も大きい。

帰還したとしても、本件事故前と同じ場所で生活できる人は一部で、本件事故前の密接なコミュニティは困難である。

また、森林など、本件事故前の自然とのかかわりの場所は、いまだ帰還

困難区域であるか、中間貯蔵施設となっているのであり、帰還したとしても、本件事故前と同様の自然とのかかわりを持つこともできない。

こうして、双葉町では、現在でも、人と人とのつながり、自然とのかかわりは失われたままであり、人や自然が帰還、回復していない以上、その持続性も途絶えたままである。

したがって、双葉町のふるさとは、まさに本件事故により剥奪され、現在も回復していないのである。

第3章 大熊町

第1 震災前の大熊町の状況

1 大熊町の沿革

- (1) 大熊町は、福島県の浜通りのほぼ中央、双葉郡の中央部に位置している。

1889（明治12）年の明治町村制施行時に、旧熊、熊川、夫沢、小良浜、小入野の各村が合併して熊町村が、旧大川原、野上、下野上の各村が合併して大野村が発足した。昭和の町村合併に伴い1954（昭和29）年11月1日、大野村と熊町村が合併し大熊町が誕生した。

- (2) 現在の大熊町域内からは、縄文時代の太平遺跡が発掘されており、縄文期から人が定住してきた。鎌倉時代から南北朝時代にかけて双葉郡北部一帯を支配した標葉氏の支配に服し、戦国時代に入り、標葉氏が相馬氏に滅ぼされた後は、現在の双葉町一帯とともに相馬藩領内七郷のうち、南標葉郷（みなみしねはごう）陣屋の支配下に属していた。

標葉郡（相馬氏の領土）と檜葉郡（岩城氏の領土）の境が、現在の富岡町夜の森であり、戦国時代後半以降、大熊町域は、相馬氏が岩城氏の前線地帯となっており、徳川幕藩体制の下では、元和年間以降は

陸前浜街道の熊駅に関門が置かれていた。

- (3) 旧大野村と熊町村が合併し大熊町が誕生した1954（昭和29）年頃は、おもな産業は稲作であった。人口は、合併により大熊町が誕生した1954（昭和29）年の人口は、8,815人であったが、町の人口は徐々に減少し、1960（昭和40）年10月1日当時7,629人まで減少していたが、1967（昭和42）年、福島第一原発の立地を契機として、産業構造が大きく変化し、人口も増加に転じ、1990（平成2）年には10,000人を超え、本件事故が発生時には11,000人前後で推移していた。（甲A第164号証31頁参照）

1965（昭和40）年の大熊町民の産業別就業人口は、第一次産業63.99%、第二次産業24.36%、第三次産業11.66%であり、合併後も農業を中心に第一次産業を基幹産業とする自治体であった。

1967（昭和42）年の福島第一原子力発電所の立地以降、産業構造が大きく変化し、1975年には第三次産業が第一次産業を逆転し、2005（平成17）年には、第一次産業9.0%、第二次産業31.0%、第三次産業60.0%となっていた。

2 大熊町の特徴

- (1) 大熊町町内には、JR常磐線と国道6号が平行しながら町の中心部を南北に縦断し、南は富岡町、北は双葉町に接している。

1年を通じて比較的温暖な気候で冬の積雪もほとんどない。地形は、西側の阿武隈高地が連なり町内の最高地点は海拔676m、東は太平洋に面している。太平洋岸の海岸線は海岸崖が連なる自然豊かな地域である。

- (2) 大熊町では、霜害と水稻結実期の長雨が長い間地域農業の問題とされてきたが、近縁では、日照時間の長さや水はけのよい土壌を生かして栽培される梨やキウイが特産品となってきた。

また、海岸崖が連なり漁港に適さないことから、町振興公社が、1995（平成7）年、ヒラメ養殖施設を設置し、栽培漁業が推進されてきた。

また、町名の由来となっている熊川には、秋にはサケが遡上し、サケ漁も盛んに行われていた。

- (3) 大熊町でも豊かな自然とのつながりの中で四季折々の人々が暮らし、その営みが古くから受け継がれてきた

そのことは、町勢要覧（甲A858）においても「自然の雄大さ荘厳さ」「命の力強さを感じる」ことができる町であるとされ、ふくしま緑の百景に選定されたレクリエーションスポーツ施設の中央台生活環境保全林、緑の中でパークゴルフなどがプレーできる健康増進施設、紅葉の美しい野上川溪谷、アルカリ性単純温泉の玉の湯、熊川河口付近の海岸線には熊川海水浴場が設けられている。

毎年4月29日には、町内の日隠山の山開きが行われ、数百名が登山を楽しみ、海の日の前日の日曜日には、熊川海水浴場の海開きが行われ、たくさんの人が海岸に繰り出すのが恒例となっていた。

- (4) 大熊町に伝わる伝統文化芸能の主なものは以下の通りである

ア 相馬野馬追標葉郷

本書面第2章第1の2の(4)のアで説明したとおりである

イ 熊川稚児鹿舞（8月26日）

町内熊川字宮ノ上の諏訪神社に伝わる鹿舞（ししまい）である。諏訪神社は、熊川の鎮守とされ、昔は夏祭りの本祭りである27日と、その前夜の「オヨゴモリ」に諏訪神社の氏子の中の長男によつ

て奉納されていた。現在は新暦 8 月 26 日に行われている。かつて、熊川が凶作と疫病に襲われたとき神社に鹿舞を奉納し、村の再建を図ったのが起源となっているとされている。

ウ 長者ヶ原じゃんがら念仏踊り（8 月 14 日）

町内長者原の塞神社で、毎年 8 月 14 日に催される盆踊り大会後、舞いが披露される。「ジャンガラ」とは打ち鳴らす鉦の音から呼ばれるようになったとされ、幕末期に相馬常福寺の住職によってこの地に伝えられたとされている。

第 2 つながり、かかわり、持続性

1 人と人のつながり

- ・ 長年この地に住んでいることもあり、地域の行事や各種の大会にも参加していました。地元の消防団にも加わり、活動するなど、地域に根差した生活をしていました。1 月は稲穂付け、2 月は野焼き、3 月は用水路のほりあげ、6 月は早苗ぶり、7 月は夏祭りの準備や県民スポーツ大会の選手選考や練習、8 月には県民スポーツ大会や夏祭り、9 月には双葉郡体育大会選手選考や練習、10 月双葉郡体育大会の町代表として活躍していた。又消防のポンプ撤去の訓練競技、12 月には松飾りの作成などしていました。このような地域の方との交流は、私たちにとって、生活の一部でした（甲 C 57 第 1 号証一陣原告広島康浩陳述書 2～3 頁）。
- ・ 自分の住んでいた部落である熊川地区の役員をやっていました。以前に班長もやりましたが、その任期を終えて、単身赴任前は、体育委員をやっていました。地元の部落では、パークゴルフやソフトボール、バレーボールの大会が年に 1 回開かれていました（甲 C 47 第 1 号証一陣原告増子芳文陳述書 3 頁）。

- ・ 妻は婦人消防委員を務めており、定期的に集まって消火方法の勉強をしていました（甲Ｃ４７第１号証一陣原告増子芳文陳述書３頁）。
- ・ 部落では、毎年６月に「クリーン作戦」という川の草刈りやく全体の掃除をする取り組みがあり、みんなで協力して作業をしていました（甲Ｃ４７第１号証一陣原告増子芳文陳述書４頁）」

2 人と自然のかかわり

- ・ 釣りがもっぱらの趣味で、岸釣りには週１回、船釣りも年５～６回の頻度で行っていました。釣りに行くときはほぼ長男と一緒にいきますが、会社の釣りクラブにも入っていたので、その人達と行くこともありました。……釣る魚は、クロダイ、ヒラメ、カレイ、アイナメ、スズキといった魚です。また、川釣りをすることもあり、その場合はアユを釣っていました。釣った魚は、私がさばいて家族やみんなにふるまっていました（甲Ｃ４７第１号証一陣原告増子芳文陳述書２～３頁）
- ・ 義理の兄の土地を借りて、家庭菜園もやっておりました。ジャガイモや大根を作り、主に自分の家で消費していましたが、会社の人や友達にあげたりもしていました。そのように、知人に野菜を配ると、タケノコになったりスイカになったりして戻ってきました（甲Ｃ４７第１号証一陣原告増子芳文陳述書３頁）

3 つながりとかかわりの持続性

- ・ 地元でもっとも有名なお祭りとして、熊川稚児鹿舞があります。この鹿舞は諏訪神社氏子の８～１４歳くらいまでの長男４名で鹿役を行います。ほかに猿の面をつけた野猿役１名で構成され、笛、太鼓、唄に合わせ舞われます。かつて、熊川の地区が凶作と流行り病に襲わ

れて、これに苦しんだ人々が、氏神の諏訪神社に鹿舞を奉納し、村を立て直そうとしたのが始まりとされています。4匹の鹿と子どもが舞うところに特徴があります。このお祭りは、町の指定民俗無形文化財になっております（甲C47第1号証一陣原告増子芳文陳述書4頁）。

- ・ 私は、父から譲り受けた土地に平成10年に自宅を建て替えました。建て替え前も家族で子の土地に住んでいましたが、新しく建てた家は、木造2階建てで、延べ床面積271.52㎡、居間もいれて部屋は12室ほどある広々とした家で、家族全員がゆったり暮らしていました（甲C57第1号証一陣原告広島康浩陳述書2頁）
- ・ 農業についても、会社の仕事とは別に、先祖から受け継いだ土地を利用し、毎年、米を作っていました。中でも、父と低農薬で有機肥料を心掛け一反あたり、10俵を常に収穫できていました。兄妹や親せきにもその米を配り、「おいしい」と言ってもらえるのが本当に楽しみでした。（甲C57第1号証一陣原告広島康浩陳述書3頁）
- ・ 次男は幼いころから農業に非常に興味を持ち、キノコの栽培などをしていました。将来は、大熊の先祖代々の地で農業をやりたいという夢を持っていました（甲C57第1号証一陣原告広島康浩陳述書4頁）

第3 大熊町の現状

1 避難指示の経過

大熊町は、本件事故後、2011（平成23）年4月22日の避難区域の再編後も、警戒区域に指定されてきたが、2012（平成24）年12月10日、中屋敷行政区の全域が避難指示解除準備区域に、大川原行政区が居住制限区域に、その他の区域が帰還困難区域に再編された。

避難指示解除準備区域及び居住制限区域に関して、大熊町は、2015（平成27）年3月に策定した「大熊町第二次復興計画」において「帰

町を選択できる環境づくり」を掲げ、町内の行政拠点を大川原地区に設けることとし、大川原地区及び中屋敷地区について、植物工場や太陽光発電施設、研究機関、事務所等の誘致、町民交流施設や休憩施設、町営墓地、復興公営住宅、ゲストハウスなどの住宅の整備を行い、先行して避難指示解除を目指すことが明らかにされた。

その後、大川原地区に建設されていた大熊町役場が竣工した後、2019（平成31）年4月10日、避難指示解除準備区域（中屋敷地区）及び居住制限区域（大川原地区）の避難指示が解除された。

帰還困難区域については、2017（平成29）年10月に公表された「大熊町特定復興再生拠点区域復興再生計画」において、JR大野駅周辺地区を特定復興再生拠点区域として、生活・社会インフラの復旧・復興及び住環境の整備、企業・研究機関等を誘致及び地元企業の再開を目指し、避難指示解除による住民の帰還・居住の開始及び町外からの住民を受け入れることとした。なお、「特定復興再生拠点区域復興再生計画」については、2017（平成29）年10月12日認定申請がなされ、同年11月10日に内閣総理大臣から認定を受けている。

大熊町は、2022（令和4）年6月30日、大熊町内の帰還困難区域のうち、特定復興再生拠点区域の避難指示が解除された（甲A859：大熊町HP）。

避難指示解除後の状況については後述する。

2 避難状況（本件事故後の人口動態）

- （1）2011（平成23）年3月11日現在の大熊町の住民登録者数は11,505人であった。大熊町ホームページで避難状況として公開されている2014（平成26）年5月1日以降の各月1日の住民登録者数と世帯数の推移は甲A860号証）のとおりである。

2019（平成31）年4月1日現在の住民登録者数は、10,342人となっており、福島県内に7,850人、福島県外に2,492人が避難を続けている。本件事故以来、住民登録数は1,163名減少し、減少率は11.25%である。

大熊町では、本件事故以前から住民登録者数は漸増傾向にあり、2007（平成19）年以降本件事故までの間は、毎年11,100名前後で推移しており、本件事故を境に減少が始まっている（甲A164号証31頁参照）。

（2）2022（令和4）年10月31日現在では、人口10,032人、世帯数3,911世帯で、本件事故当時と比べ、人口は1473人減、世帯数は324世帯減である（甲A861：大熊町HP大熊町民の被害・避難状況）。

避難の状況は、福島県内に避難している避難者数は7,754人、3641世帯、福島県外に避難している避難者数は2,275人、1,152世帯である（甲A862：大熊町HP令和4年11月1日現在の居住状況・避難状況）。

この合計は、10,029人、4,793世帯である。町内居住者数は、397人338世帯となっている。

町内居住者数の、現在の大熊町の人口に対する比率は、わずか3.96%である（ $397 \div 10,029$ ）。

また、町内居住者数は、397人、338世帯であるから、そのほとんどが一人世帯であることがわかる。仮に、一人世帯と二人世帯のみであると仮定すると、二人世帯が59世帯、一人世帯が279世帯となる。

したがって、特定復興再生拠点区域の避難指示が解除され、すでに3か月程度が経過した時点でも、ほとんど帰還者はおらず、帰還したとしても、そのほとんどが一人世帯であることがわかる。

(1) 避難指示区域の状況

福島県大熊町管内図

令和4年7月1日現在

1:50,000

東日本総合計画株式会社調製

大熊町の特定復興再生拠点区域は、東側に中間貯蔵施設と帰還困難区域、西側、北側に帰還困難区域に挟まれた場所に位置している。

このため、特定復興再生拠点区域で居住する場合には、放射能汚染に心配しながらの生活とならざるを得ない。

(2) 現在の放射線量

実際、大熊町の特定復興再生拠点区域の空間線量は、毎時 $0.23\mu\text{Sv}$ を超える場所も多くあり、特に、中間貯蔵施設や帰還困難区域との近い点では、 $1.9\mu\text{Sv}\sim 3.8\mu\text{Sv}$ の範囲の高線量区域が多く残っている（甲 A8 6 4：大熊町 特定復興再生拠点区域（線量 100mメッシュマップ））。

4 生活インフラが不十分であること

(1) 町内への立ち入り

現在、大熊町は、特定復興再生拠点区域に指定された大川原地区及び中屋敷地区を除く全域が帰還困難区域とされており、町内への立ち入りが制限されている。帰還困難区域においては、原則として、公益目的や住民の一時立ち入りのみが可能であり、事業活動を再開することはできない。

(2) 大熊町のインフラについては、大熊町の復興・再生に向けた取り組みについて（甲 A8 6 5：大熊町の復興・再生に向けた取り組みについて）に記載がある。

ア 電気、電話、インターネット等

電気、電話、インターネット、LP ガス、上水道は復旧しているが、下水道は一部地域のみで復旧している状況である（同 5 頁）。

主要道路は復旧済みであるが、道路に陥没箇所があるなど、必ずしも完全に復旧しているわけではない（甲 A8 6 6：住民説明会での主な質問・意見。3 頁）。

井戸水、浄化槽については、状況が確認されておらず、本件事故前と同等程度に直ちに使える状況ではない（甲 A8 6 5、6、7 頁）。

イ 生活関連

買い物については、大熊町内の商業施設は、おおくまーとのみである

(甲 A 8 6 7 : おおくまーと HP)。

おおくまーとは、複数の施設、店舗からなる商業施設であるが、飲食店 4 店舗、雑貨屋 1 店舗、美容院 1 店舗、コインランドリー 1 店舗、電気屋 1 店舗、コンビニ 1 店舗で構成されており、スーパーなどはない。

日常的な買い物をするには、富岡町までいかなければならない。

医療関係施設は、大熊町内では、大熊町診療所のみであり、これは週 2 日診察しか再開していない (甲 A 8 6 5、13 頁)。医療機関は、とみおか診療所、富岡中央医院、県立ふたば医療センター附属病院 (救急) に行かなければならない (同)。

なお、本件事故前、町内には医療法人博文会双葉病院及び県立大野病院が所在していた。

ウ 居住関係

従来の居住地域が、帰還困難区域に指定されている住民は、帰還しようにも従来の自宅に帰還することはできない。

大河原地区には、災害公営住宅 (9 2 戸)、再生賃貸住宅 (4 0 戸) を整備しているが (甲 A 8 6 5、1 4 頁)、すでに全戸埋まっていて、空室は存在しない (甲 A 8 6 8, 甲 A 8 6 9)。そのため、これらが今後の帰還者の増加に寄与する可能性は低い。

エ 教育機関

本件事故前、大熊町には、町立大野幼稚園、熊町幼稚園、大野小学校、熊町小学校、大熊中学校が所在していた。いずれも本件事故に伴う全町避難により町内で授業を継続することはできなくなった。

大熊町では、2 0 1 1 (平成 2 3) 年 3 月 2 5 日、町の拠点を会津若松市に移すことが発表され、町立の幼稚園、小・中学校も同市で再開することとされた。そこで、廃校となっていた会津若松市立河東第三小学校に小・中学校、旧河東第一幼稚園に幼稚園を置いて、同年 4 月 1 9 日

から再開されている。2011年4月19日には、園児135名、児童357名、生徒216名が在籍していたが、その後減少が続き、2022年11月現在、熊野幼稚園、大野幼稚園の園児は合計2名である（前年は4名）（同幼稚園のブログによる）。

<http://okumayotien.blog.fc2.com/blog-date-202211.html>）。

小学校、中学校は、2022年3月31日をもって閉校、移転し、会津若松市の学び舎ゆめの森に一体化された。

学び舎ゆめの森では、令和4年11月現在、小学生、中学生の年齢の生徒が8名である。認定こども園が令和5年度から開始され、8名の入園見込みである。また、令和5年度は、義務教育年齢の子は、さらに9名が入校予定である（甲A870 電話聴取報告書）。

本件事故前、町内には福島県立双葉翔陽高校が所在していたが、本件事故に伴い、県内に4校のサテライト校を設けていたが、2012（平成24）年4月にいわき明星大に集約し授業を再開していたが、2015（平成27）年度より生徒募集を停止し、2017（平成29）年3月末をもって休校となっている（甲A871）。

このように、大熊町内には教育施設は再開しておらず、子育て世代が大熊町の特定再生復興拠点地域に帰還することはできない。

5 住民意向調査結果（2017年度）

（1）概要

住民意向調査は、2012（平成24）年12月20日から翌年1月3日かけて第1回目の調査が行われ、その後、毎年1回調査が行われている。

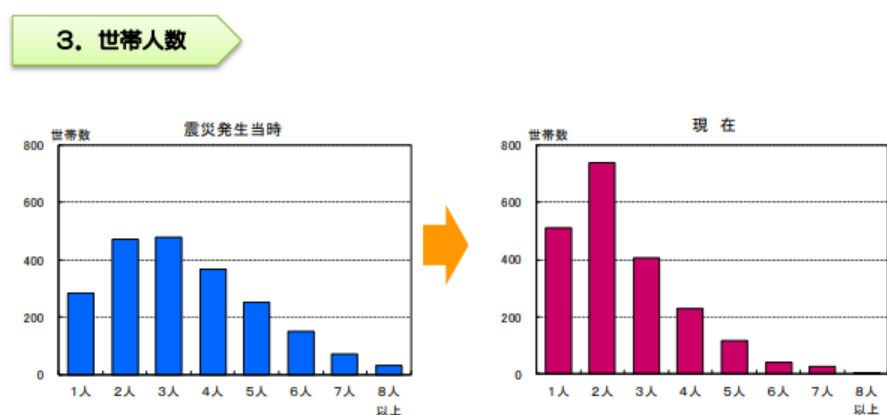
最新の調査は、2021（令和3）年11月1日から11月15日にかけて行われ、調査結果は2022（令和4）年2月に公表された（甲

A 8 7 2 : 大熊町住民意向調査 調査結果 (速報版))。

(2) 世帯人数の変化

震災発生当時の世帯人数は、三人世帯が 5 0 0 世帯弱と最も多く、続いて二人世帯 (5 0 0 世帯弱)、四人世帯 (4 0 0 世帯弱)、一人世帯 (3 0 0 世帯弱)、五人世帯、六人世帯、七人世帯、八人世帯以上という状況であった。

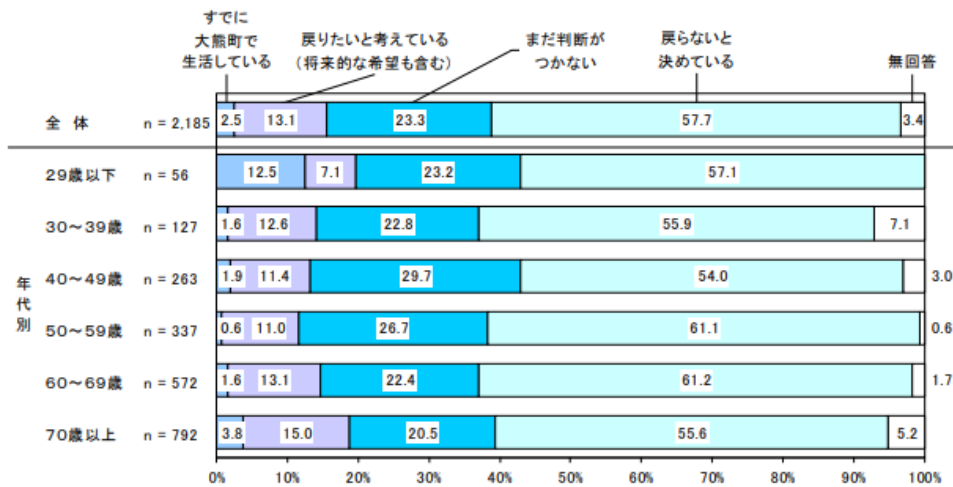
これに対し、現在では、二人世帯となった世帯数が、 7 0 0 世帯超、次いで一人世帯が 5 0 0 世帯程度、三人世帯が 4 0 0 世帯程度となっている。四人世帯以上の世帯は、本件事故当時と比べ、いずれも減少している。



このことから、本件事故前は三人世帯以上であった家族が、本件事故後の避難生活を経て、離散し、二人世帯、一人世帯に変わっていったことがわかる。

(3) 大熊町への帰町意向については、次図のとおりである。

< 令和3年度 >



全体で、戻らないと決めているのは、57.7%である。すでに大熊町で生活していると回答したのは、2.5%である。

実際に帰還した人口の年齢構成については、上記図を参考にすれば、次表のとおりとなる。

A	B	C	D
年齢層	回答数	すでに大熊町で生活していると回答した割合	すでに大熊町で生活していると回答した人数 (B×C)
～29	56	12.5%	7
30～39	127	1.6%	2
40～49	283	1.9%	5
50～59	337	0.6%	2
60～69	572	1.6%	9
70～	792	3.8%	30
合計	2167		56

帰還者のうち、約70%が60歳以上であることがわかる（ $(9+30) \div 56 \times 100$ ）。

「大熊町で生活している」と「戻りたいと考えている」の合計は、全体の15.6%で限定的であり、特定復興再生拠点区域の避難指示が解除されたからといって、直ちに帰還者が減るような状況ではない。

(4) 帰還者及び帰還希望者が、大熊町内での生活で必要と考えていることのうち主要なものは、次のとおりである。

医療機関の充実 (81.8%)、介護・福祉施設の充実 (58.7%)、商業施設の再開・充実 (55.4%)、防犯体制の強化 (44%)、有害鳥獣対策の強化 (38.4%)、継続的な健康管理など放射線に対する不安解消への取り組み (37.2%)。

ここからも、上記で記載した生活インフラの不十分さへの懸念が現れ、また、特定復興再生拠点区域が、帰還困難区域及び中間貯蔵施設に囲まれており、高い放射線量の影響を受けるであろうことへの不安がぬぐいされていないことがわかる。

防犯体制の強化に関していえば、本件事故前は、密接なコミュニティがあり、安心して生活できていたが、現在では、帰還したとしても、居住地域も大幅に変更され、従来のコミュニティは復活していないことから、本件事故前の暮らしは戻らないことを示している。

(5) 戻らないと決めている理由については、上記(4)に記載したことの裏面である。これらの理由以外には、「すでに生活基盤ができているから」(60.7%)、「避難先のほうが生活利便性が高いから」(42%)が挙げられている。

ここでは、長期にわたる避難生活で、新たな生活基盤ができおり、帰還できないことが表れている。

6 まとめ

以上より、大熊町では、特定復興再生拠点区域は避難指示が解除されたのであるが、これにより帰還できた人は解除から3か月が経過した時点でも、全体の4%に満たず、年齢層も高齢者が中心であることがうかがえる。

帰還したとしても、従来の自宅に帰れる人はごくわずかであり、ほとん

どは居住場所を変更しなければならず、帰還困難区域と中間貯蔵施設設置区域の間で生活をせざるを得ない。インフラ面では、スーパーや医療機関は十分とは言えない。

これでは、本件事故前の密接なコミュニティ、自然とのかかわりの中での生活など望むべくもなく、特定復興再生拠点区域の避難指示が解除されたことは、本件事故前のふるさとにおける生活利益はまったく回復していない。

第4章 富岡町

第1 震災前の富岡町の状況

1 富岡町の沿革

(1) 1888（明治21）年の町村制によって発足した富岡村と上岡村のうち、富岡村は1900（明治33）年3月1日に町（旧富岡町）となり、上岡村は1950（昭和25）年6月1日に双葉町となった。

この2つの町が1955（昭和30）年3月31日に合併して現在の富岡町が成立した。合併時の人口は、旧富岡町6,698人、旧双葉町6,215人、合計12,913人であった（甲A873：「富岡町史」第1巻718頁）。

(2) 明治町村制施行当時の富岡村、上岡村の人口はそれぞれ2,109人および1,954人合計4,063人で、現富岡町成立時の約3分の1の規模であった。

富岡村は、旧上郡山、下郡山、毛萱、仏浜、小良ヶ浜、小浜の各旧村が合併して成立したものであり、上岡村は旧本岡・上手岡・大菅村の各旧村が合併したものであった。ちなみに、これらの旧村は明治以前の幕藩体制下では、単一の藩に属していたものではなく、幕領（旧下郡山、毛萱、仏浜の各旧村）、多古藩領（旧上郡山村）及び棚倉藩領

（小良ヶ浜、小浜、本岡、上手岡、大菅の各旧村）に三分割されていた（甲 A 8 7 3 4 8 0 頁）。

- （3）旧小浜村の地域から、7 世紀の官衙と寺院の遺跡が発掘されている（7 1 0 頁）ことによって明らかなおり、この地域は、古代から浜通りの要衝であった。1 8 世紀半ばの旧小浜村の資料には「当村より平御城下へ九里半、相馬御城下へ十四里、三春御城下へ十五里半、江戸へ六五里」と里程が記されている（同・3 4 5 頁）。

町史は、宿場町としての富岡宿の状況をつぎのように要約している。

「…富岡宿は、北浜通に所在する宿駅として、人馬継ぎ立てを行い、又、魚介類などの『生荷』（なまに）といわれる海産物、塩、浜通りに多く自生する竹などを、中通りの二本松・三春・川俣方面に盛んに輸送して、規模は小さいが、宿場町として繁栄し、日々活況を呈していたのである。」（同・3 4 9 頁）

このような浜通り中央に位置する「宿場町」としての役割は中間拠点としての今日の富岡町に引き継がれて来た（震災までは）。

2 富岡町の特徴

- （1）富岡町は福島県双葉郡に属する 8 町村（広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛生村）の 1 つで、震災前の最後の国勢調査（2 0 1 0 年 1 0 月 1 日現在）による人口は 1 6, 0 0 1 人であった。これは双葉郡全体の人口 7 2, 8 2 2 人の約 4 分の 1 にあたる。

- （2）震災前の富岡町が最後に刊行した「町勢要覧」（平成 2 2 年度版）（甲 A 8 7 4）は、富岡町の特徴をつぎのように記している。

「富岡町は、福島県浜通り地方の中央に位置し、北は大熊町、西は川内村、南は檜葉町とそれぞれ境を接し、太平洋と阿武隈山地との間に

広がる面積 68.47km²、人口 16,000 人の町です。

町を二分して太平洋にそそぐ富岡川や阿武隈山地を流れる滝川溪谷、大倉山、麓山などの山々、断崖絶壁の海岸線、離れ島が散在する浜辺など豊かな自然に恵まれ、年間降水量 1,531mm、年平均気温 12.8℃と四季を通じてしのぎやすい温暖な地です。」

- (3) 富岡町のシンボルとなる「木」はサクラ、「花」はツツジ、「鳥」は富岡川を訪れるセキレイとされている。これらが町のシンボルとして確立される過程は町民有志がこの地域を愛護するために果たして来た努力の結晶にほかならない。

3 町の「シンボル」の歴史的形成過程

- (1) 富岡町内には、「富岡」、「夜ノ森」という 2 つの JR の駅がある。

このうち富岡駅は、1898（明治 31）年の磐城線（現常磐線）全線開通に伴って設置されたものであるが、夜ノ森駅はその後長期にわたる請願の結果 1921（大正 10）年によりやう開設されたものである。

富岡駅の取扱い貨物の総量は 1909（明治 42）年の時点で年間 3,623 トン（うち木材 1,191 トン、薪炭 1,442 トン）にのぼっていた（甲 A 873・925～926 頁）。

- (2) 木材、薪炭などの林産資源は、主として富岡町の西隣にある川内村から移出されていたが、富岡駅より産地に近い位置に新駅の設置を求める運動を通じて、1921（大正 10）年 3 月 15 日に現在の夜ノ森駅が開業した。

夜ノ森駅はいわゆる「請願駅」で、鉄道用地 5,500 坪の無償提供、道路・水路のつけかえや建物移転などに要する全費用の地元負担等を条件として、1918（大正 7）年 10 月に鉄道省の設置許可を得た

ものであった。(甲A875:『富岡町史』別巻100頁)。

夜ノ森駅の物流の最盛期は1944(昭和19)年から1949(昭和24)年にかけての戦中・戦後期で、当時夜ノ森駅から発送された川内村の林産物は1日平均約200トンに上った、とある(甲A873・929～930頁)。

- (3)「富岡町の文化財ガイドマップ」(平成19年3月刊)によれば夜ノ森駅周辺のソメイヨシノの木は半谷清壽・六郎父子により、1900年(明治33)年に300本、1910(明治43)年に1,000本植え付けられたのをはじめとして、1926年の夜ノ森駅開設、1931年の上岡小学校(現富岡第二小学校)開設、1951年の双葉中学校(現富岡第二中学校)開設などの節目の年に地域住民によって次々と植え付けられたものであった(15頁)。

サクラの木の数は今では約2,400本に達し、1975年頃からつづけられていた「夜ノ森さくら祭り」は次第に町外にも知られるようになり、2001年には約7万人、2006年には約15万人に及ぶ花見客を集めていた。(朝日新聞福島版2007年3月28日号)

- (4) ちなみに、富岡町商工会の会員有志による「桜のとみおか委員会」が1998年にはじめた「桜文(さくらぶみ)大賞」(桜の思い出に関する手紙のコンクール)は2006年まで続き、その投稿募集に対しては、8年間に合計21,482通の応募が全国からあった(甲A879=朝日新聞福島版2007年3月28日)。

- (5) 1926年に開設された夜ノ森駅の構内には、前述のとおりサクラの植付けも行なわれたが、1939年からは地元篤農家によりツツジ4,000株の植付けが行なわれた。

このツツジの数は町民の協力によりその後約6,000株に達し、1981(昭和56)年度の全国「花と緑の駅コンクール」において

夜ノ森駅は最優秀賞、総理大臣賞を受賞した（甲A881：「文化財ガイドマップ」16頁）。

毎年5月の花時には、JR常磐線の特急列車が夜ノ森駅通過時には時速30kmに減速する「徐行運転サービス」を行うほど、沿線の「名物」になっていた（甲A876＝朝日新聞福島版1998年5月2日、甲A878＝同2004年5月3日）。

- (6)「町勢要覧」（甲A874）では、「富岡町の鳥」セキレイについて、つぎのように紹介している。

「水辺に生息するセキレイは、富岡川の清らかな流れとチチチッとさわやかなさえずりが人々の心を和ませます。」

町の中心を流れる富岡川では、毎年6月にアユ釣りが解禁されると釣りや川遊びを楽しむ家族連れが川岸を埋めた。また毎年8月の旧盆には恒例の「灯ろう流し」の行事が行われ、その後地元商店街の主催する花火大会が開かれるのが例であった（甲A877＝朝日新聞福島版1998年8月18日）。

- (7) 以上のとおり、富岡町民は約100年も前から、みずからの負担において夜ノ森駅を誘致し、駅周辺にサクラやツツジを植付け、それらをセキレイが象徴する清流とともに町のシンボルとして愛護し、かつ町外の多くの市民をも引きつけて町のにぎわい、繁栄を維持して来た。

4 富岡町における公共サービス

- (1) 双葉郡に属する8町村は、地方自治法286条に基づく一部事務組合として「双葉地方広域市町村圏組合」を構成し、一部の事務（公共サービス）を共同で処理している。（ただし水道事業は広野、檜葉、富岡、大熊、双葉の5町によって構成される双葉地方水道企業団が処理。）

町村圏組合が処理する事務は、消防、職員研修、廃棄物処理、斎場、

介護認定審査会など多岐にわたる。

(2) これらの公共サービスの拠点のうち、消防署は富岡町と浪江町に置かれ、し尿処理施設（双葉環境センター）は富岡町に置かれ、下水処理施設（汚泥リサイクルセンター）は大熊町に、ごみ処理施設は檜葉町（南部衛生センター）と浪江町（北部衛生センター）に、斎場（聖香園）は双葉町に置かれて、それぞれ双葉郡内全域の需要に応じて来た。

(3) 富岡町消防署に所属する消防員は34名で主要装備はポンプ車、救急車、はしご車各1台である。

この陣容で、年間5～12件の火災に対処するとともに年間547件（平成21年実績）に及ぶ救急活動に対処して来た。

ちなみに547件の救急活動の内訳は以下のとおりである。（甲A882：「統計とみおか」平成22年版13頁）

急病	301件
交通事故	74件
一般負傷	81件
労働災害	6件
その他	85件
計	547件

(4) このような状況の中で、ボランティア組織としての消防団の活動が重要な意義を持つものであり、後述6のとおり富岡町消防団の歴史はそのことを示している。

5 「地域型商圈都市」としての富岡町

(1) 「統計とみおか」平成22年度版（甲A882）によれば、町内の事業所数（平成18年度企業統計による）は892事業所、従業者数は

7,717人となっている。(3頁)

主な産業別内訳はつぎのとおりである

建設業 147事業所 1,982人

卸売・小売業・飲食店 354事業所 2,076人

サービス業 231事業所 1,637人

なお、東京電力が公表している「発電所関連雇用状況」(平成21年12月1日現在)によれば、富岡町内の雇用者は協力企業分もあわせて929人であった。(甲A882・4頁)

(2) 卸売・小売業の細目は、平成19年度の商業統計によれば、次のとおりである。(甲A882・5頁)

	商店数	従業員数	年間販売額
卸売業	33	168人	63億7320万円
小売業	176	1124人	180億0883万円

(3) 福島県が1970(昭和45)年度から3年おきに実施している「消費購買動向調査」において、富岡町は「地域型商圏都市」の1つに選定されており、その商圏の特性が把握されている。

商圏の特性を示す指標として、

①居住人口に対する商圏人口の比率

②居住人口に対する地元購買人口の比率

③当該商圏都市の他地域からの吸引人口

が用いられている。

震災前の最後の調査である2009(平成21)年度の第14回報告書(甲A883)によって、同年度とその3年前、6年前のデータ(60頁以下)を一覧表にすれば次に記載する別表第1表および第2表のとおりである。

(4) 第1表からは次のことが、読み取れる。

平成21年度において、富岡町の住民15,760人のうち、14,657人(93%)と町外の住民5,612人あわせて20,269人が、食料品を富岡町の中で購入している。

6年前と比較して、商圈人口は5,060人減っている。その要因として、居住人口の減少(△4,444人)を上回る地元購入人口の減少(△1,450人)もあるが、町外からの吸引人口の減少(△3,640人)の方が大きい。

(5) 第2表からは次のことが読み取れる。

平成21年度において、富岡町の住民15,760人のうち、セーター・ブラウスを地元の商店で購入した者は5,374人(34%)であり、多くの住民はこれを他都市(たとえばいわき市や福島市)で購入していると思われる。他方セーター・ブラウスを富岡町で購入するために町外から来る人々も7,356人あるので、商圈人口は6年前の水準を維持している。

(6) つまり、富岡町は食料品に代表される生活必需品を地元および近隣地域へ供給するとともにセーター・ブラウスに代表される「買い回り品」についてはその供給の一部を最寄りのより大きい都市に依存しているという特性を有している。

「商圈としての富岡町」に関連する別表

消費購買動向調査の結果（富岡町分）

第1表一対象商品＝食料品

年度	A 居住人口（人）	B 商圈人口（人）	C 地元購買 人口（人）	D = B - C 吸引人口（人）
H 1 5	1 6, 2 0 4	2 5, 3 5 9 B / A = 1 5 6 %	1 6, 1 0 7 C / A = 9 9 %	9, 2 5 2
H 1 8	1 5, 8 0 1	2 3, 3 5 9 B / A = 1 5 1 %	1 5, 3 5 9 C / A = 9 7 %	8, 4 3 8
H 2 1	1 5, 7 6 0	2 0, 2 6 9 B / A = 1 2 9 %	1 4, 6 5 7 C / A = 9 3 %	5, 6 1 2

消費購買動向調査の結果（富岡町分）

第2表一対象商品＝セーター・ブラウス

年度	A 居住人口（人）	B 商圈人口（人）	C 地元購買 人口（人）	D = B - C 吸引人口（人）
H 1 5	1 6, 2 0 4	1 3, 2 1 9 B / A = 8 2 %	5, 4 6 1 C / A = 3 4 %	7, 7 5 8
H 1	1 5, 8 0 1	1 5, 8 5 3	7, 4 2 6	8, 4 2 7

8		B / A = 1 0 0 %	C / A = 4 7 %	
H 2 1	1 5 , 7 6 0	1 3 , 3 3 0 B / A = 8 5 %	5 , 3 7 4 C / A = 3 4 %	7 , 3 5 6

6 富岡町における消防団の歴史

- (1) 1889（明治22）年の町村制発足当時の富岡村には、旧村毎に若衆組（16歳以上40歳未満の男子の年齢集団）が存在し、それが消防活動を担っていた。

富岡村の成立に伴い、この若衆組がそのまま富岡消防組に移行した。上岡村についても同様の経緯があった。発生当初の組員数は富岡村450名、上岡村129名であった（甲A873・486頁）。ちなみに、この当時の各村の全人口は富岡村2,109人、上岡村1,954人である。

- (2) 1955（昭和30）年の現富岡町成立に伴い、2つの消防団は合併して富岡町消防団となった。

そして、1971（昭和46）年には日本消防協会から「全国表彰」を受け1982（昭和57）年には、「消防庁長官旗」を授与された。1984（昭和59）年には福島県下消防大会で県下90市町村消防団の最高の榮譽にあたる受賞もしている（甲A873・713頁）。

ちなみに、1970～80年代において、消防団員の数は約300名で推移しており（同・711～714頁）、震災前の2009年4月1日現在は303名（婦人消防隊37名を含む）であった（甲A882・12頁）。

- (3) 出動や訓練などの負担が大きく、しかも実質上無償の奉仕にあたる

消防団の活動が、長期にわたって高い水準で維持されるためには、それを可能にする濃密な人間関係が必要である。

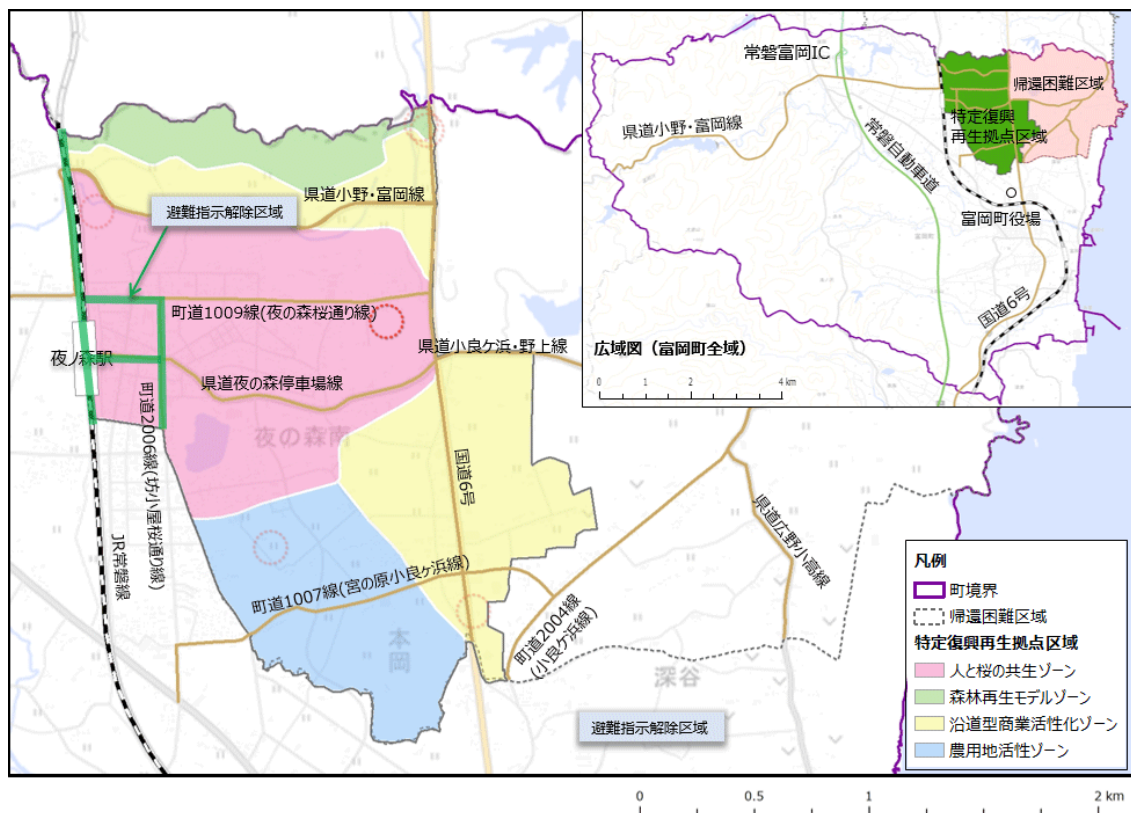
富岡町消防団が前記のような実績を挙げたことはコミュニティに対して団員やその家族が強い帰属意識を有していることの証左である。

第2 富岡町の現状

1 特定再生復興拠点の指定及び避難指示解除

富岡町の一部については、避難指示が2017（平成29）年4月1日付で解除された。また、富岡町の帰還困難区域に指定された区域のうち、西側の区域（約390ヘクタール）は、特定復興再生拠点区域とされた。

具体的には下図のとおりである。



富岡町の特定復興再生拠点区域は、森林再生モデルゾーン、沿道型商業活性化ゾーン、人と桜の共生ゾーン、農用地活性ゾーンに区分されている（甲 A880：富岡町特定復興再生拠点区域復興再生計画の概要。）

この特定復興再生拠点区域は、2020（令和2）年3月10日午後6時をもって、避難指示が解除された。

上記図からも明らかなとおり、特定復興再生拠点区域は、帰還困難区域と隣接しており、除染がされていない帰還困難区域の高線量の放射線量の影響を受ける可能性が高い。

2 人口動態

富岡町の人口は、2011（平成23）年3月31日時点で、15,830人であった。

避難指示が解除された2017（平成29）年4月1日以降の人口、世帯数、富岡町内居住者数、町内居住世帯数等の状況は次表のとおりである。

時期	人口（人）	世帯数（世帯）	富岡町内 居住者数	町内居住 世帯数	本件事故時の人口（15830人） に対する町内居住者の割合	人口全体に対する町内居住者の割合
2011年3月31日	15,830					
2017年5月1日	13,446	5,454	128	86	0.81%	0.95%
2017年6月1日	13,414	5,443	172	111	1.09%	1.28%
2017年7月1日	13,389	5,433	193	123	1.22%	1.44%
2017年8月1日	13,329	5,419	215	137	1.36%	1.61%
.....						
2018年4月1日	13,172	5,482	561	385	3.54%	4.26%
2018年5月1日	13,185	5,507	614	426	3.88%	4.66%
.....						
2019年4月1日	12,913	5,539	922	617	5.82%	7.14%
.....						
2020年4月1日	12,539	5,564	1,292	899	8.16%	10.30%
.....						
2021年4月1日	12,206	5,584	1,594	1,111	10.07%	13.06%
.....						
2022年1月1日	12,043	5,617	1,816	1,277	11.47%	15.08%
2022年2月1日	12,023	5,612	1,833	1,288	11.58%	15.25%
2022年3月1日	11,995	5,616	1,846	1,297	11.66%	15.39%
2022年4月1日	11,902	5,606	1,874	1,309	11.84%	15.75%
2022年5月1日	11,947	5,666	1,964	1,383	12.41%	16.44%
2022年6月1日	11,923	5,675	2,001	1,411	12.64%	16.78%
2022年7月1日	11,888	5,666	2,010	1,419	12.70%	16.91%
2022年8月1日	11,871	5,665	2,026	1,430	12.80%	17.07%
2022年9月1日	11,834	5,659	2,042	1,438	12.90%	17.26%
2022年10月1日	11,824	5,661	2,063	1,449	13.03%	17.45%

（甲 A 8 8 7：調査報告書、甲 A 8 8 8 参照）。

これによると、2022（令和4）年10月1日時点でも、本件事故当時の人口に対する町内居住者の割合は13%（人口全体に対する居住者の割合でみても17.45%）にすぎない。しかも、ここには新規流入者も含むため、帰還者の比率はより小さくなる。

また、特定復興再生拠点区域の避難指示が解除された2022（令和4）年3月以降、顕著な町内居住者数や町内居住世帯数の増加がみられない。すなわち、2022（令和4）年3月1日時点の町内居住者数は1,846人

であるが、2022年10月1日時点の町内居住者数は2,063人であり、町内居住者数の推移としては、217人の増加となっているにとどまる。このうち、特定復興再生拠点区域が解除されたことに伴い町内に居住することになった人の割合は不明であるが、いずれにしても、特定復興再生拠点区域の避難指示解除により帰還が加速されたという状況ではない。

本件事故前に比べ、町内居住者数は13%に過ぎず、富岡町が避難指示の解除により、本件事故前の状況を取り戻したということは到底言えない。

3 中央商店街の現状（甲A884・41～53頁、甲A885、66～86頁、甲A886）

富岡町の中央商店街は、約1キロメートルにわたる商店街で、飲食店、薬局、雑貨店、金融機関、学習塾など多種多様な店舗が50店舗以上立ち並び、町民の日常の買い物等は、この商店街で足りていた。また、町外のから買い物客もかなり来ていた。商店の中には、大原衣料品店のような、江戸時代から続く商店も残っていた。

本件原発事故前は、毎年8月には盆踊大会や夏祭り、毎年11月中旬ころには「えびす講まつり」「えびす講市」が催され、道路両側に露天が並んで賑わっていた。

ところが、本件原発事故後、避難指示解除後2年以上経過しても、店舗の建物が取り壊されて更地になったり（「ステップワン」「子供服のコアラクラブ」「稲元新聞店」など）、建物の看板が外されたり消されたり（「東北大進学会」「東邦銀行」など）、建物や看板は残っていても閉鎖していたり（「ほたて最中」「ビューティーサロンふかや」「ホンダ」「カテキョー学院」「相双信用組合」「くすりの松屋薬局」「福島銀行」など）、店舗は開いていても復興工事関連の企業が間借りしていたり（「東建工業」）という状況で、およそ商店街としての機能を失ってしまった。

中央商店街の周辺をみても、公共施設や金融機関はいくつか再開しているが、日常生活の買い物に必要な商店はほとんど再開していない。

なお、現在の「さくらモールとみおか」は、もともとはショッピングセンター「トムトム」であったが、避難指示解除に当たって、町が施設を買い取って、ダイユーエイト、ヨークベニマル、ツルハドラックなどに出店を依頼し開店した。平日の昼頃は、原発作業員の昼食用に賑わっているが、開店時間が午前 11 時のため朝の買い物ができないなど、帰還した住民にとっては不便な施設となっている。

4 夜ノ森地区の現状（甲 A 8 8 4 ・ 54～60 頁、甲 A 8 8 5 ・ 87～97 頁）

(1) 帰還困難区域との境界

この地域では、住宅街の真ん中に帰還困難区域の境界線が引かれており、住民は理不尽と感じている。

そして、富岡町の住民（石田孝明氏（3 陣原告））によると、避難指示が解除された夜ノ森地域で、帰還した住民はほとんどいない。今後、帰還する住民がいるとしても、それは高齢者であって、子育て世代が戻ることは考えられない。再開した富岡町役場の職員についても、夜ノ森地域に帰還して通勤しているのではなく、以前支所があった郡山市内から通勤している者が多い。

夜ノ森の一部は、「特定復興再生拠点」に指定され、2022 年 3 月、避難指示が解除された。帰還困難区域側は、「人と桜の共生ゾーン」「農地活用ゾーン」などに指定されているが、住民らは、帰還や復興は諦めている。そして、これら復興ゾーンから漏れている帰還困難区域に居住していた住民は、「置いて行かれてしまった」との感想を持っている。

本件原発事故前、この地域の商業施設は、ヨークベニマル、リフレ

富岡という温泉施設があったが、これらは現在も再開していない。

(2) 桜祭り

夜ノ森地域の桜は、明治33年にソメイヨシノ300本が植えられたのが始まりとされ、明治43年に、更に1000本が植えられ、現在は、2000本以上が植えられている。

本件原発事故前、帰還困難地域の中にある夜ノ森公園をメイン会場として、毎春、夜ノ森のさくら祭りが開催され、約15万人の花見客で賑わっていた。さくら祭りでは、よさこい踊りや、夜のライトアップなども催され、テレビでも放映されていた。富岡町は、町の木として桜を指定しており、富岡町民にとって、さくら祭りは、町をあげての一大イベントであった。

ところが、本件原発事故後、さくら祭りは6年間中止され、2017年からようやく再開された、初日には約1200人が訪れた。

再開されたとしても、全長2.2キロメートルの桜並木のうち1.9キロメートル部分は依然として帰還困難区域であったため、本件事故後、10年余りすべての桜を観ることはできなかった。メイン会場も、夜ノ森公園ではなく、富岡第二中学校内に設置された。一時的にバスで帰還困難区域内に入って桜を観ることはできたが、住宅など手つかずの状態であって、アンバランスな光景となっていた。

富岡町のシンボルであるサクラは、いま次のような状態にある。

2017（平成29）年4月の避難指示解除に伴い、夜の森地区の一部においては花見が出来るようになり、2018（平成30）年からは「桜まつり」の名前も復活した。

しかし、全長約2.2kmに及ぶ桜並木のうち約1.9km（86％）が、なお帰還困難区域内にあった。

2018（平成30）年の「桜まつり」の参加者は約1,200人

にとどまり、これは震災前の16万人に対し100分の1以下の水準にとどまっている。

2022（令和4）年の「桜まつり」来場者数は、2万2000人であり、本件事故前の水準には到底及んでいない（甲A894：広報とみおか2022年5月号）。

（3） 夜ノ森駅のツツジ

本件原発事故前、夜ノ森駅構内には、約6000株のツツジが植えられており、全国花いっぱい「花と緑の駅」コンクールで日本一になったり、JR特急が社内アナウンスでツツジをアナウンスしたり、全国から写真を撮るために人が集まってきたりしていた。

ところが、本件原発事故後、土壌やツツジそのものから1キロ当たり数万ベクレルが検出されたため、2016年に、ツツジはすべて伐採されてしまった。

5 帰還者の属性（一陣渡邊智子本人調書1～4頁）

富岡町からの避難者である一阵原告渡邊智子によると、富岡町の岩井戸地区では、本件原発事故前に64世帯あったものが、本件原発事故後（避難指示解除後）、4～5世帯しか戻っていない。その戻った世帯も、50代から70代の高齢者であって、子どもは一人も戻っていないし、完全に戻ったのではなく週末のみ戻っている世帯が半数近くである（完全に戻った世帯は2世帯のみ）。そして、今後も、高齢者は戻る可能性があるが、子育て世帯が戻ることは考え難い。

これら岩井戸の状態（戻ったとしても高齢者ばかり）は、富岡町全体にも該当する。

また、富岡町内には、新しいアパートが建てられているが、元の住民

が生活しているのではなく、原発作業員が生活しているに過ぎない。原発作業員は、単身者が多いので、仕事が終われば引っ越してしまうため、新しく富岡町をつくる担い手になることは期待できない。

6 農業

東京電力関係や公務以外の生業が町内で極めて乏しいことは、「米の作付け状況」に端的に現れている。震災前の富岡町においては762戸の農家が545haの田に稲の作付をしていたのに対し、稲作の本格再開が可能となった2018年度における見込み作付け面積は約10ha、関係する農業者はわずか4戸と1団体にとどまっている（甲A889：「政経東北」誌2018年5月号37頁）。この傾向は現在（最新のデータは2020年）も続いており（甲A890：市町村の姿 グラフと統計でみる農林水産業（農林水産省統計データ [福島県富岡町 \(maff.go.jp\)](http://maff.go.jp)）、水稻の経営団体は4経営体、作付面積は6haにとどまる。また、同データによると、「農業に60日以上従事した世帯員、役員・構成員（経営主を含む）数」は7人、基幹的農業従事者数は8人に過ぎない。

このように、富岡町の農業は壊滅的になっている。

7 教育機関

「一般町民の帰還は極めて少ない」という事実を更に如実に示すデータは、小中学校に通う子ども達の数である。

「統計とみおか」平成22年度版（甲A882）によれば、震災前の富岡町の子ども達の町内各学校への就学状況は次のとおりであった（2010（平成22）年5月1日現在）。

幼稚園（3園） 215人

小学校（2校） 959人

中学校（２校）	５８０人
高等学校	３１４人
養護学校	１１１人
合計	２１７９人

（このほかに保育所に通う乳幼児が２４５人いた。）

これに対し２０１８（平成３０）年４月に再開された富岡町立小・中学校の児童・生徒数はわずか２０人にすぎない（甲Ａ８９１＝東京新聞２０１８（平成３０）年１０月５日）。しかも、この２０名も、現在町内に居住している「８２６人」に含まれているかは不明である。

なぜなら、小中学校の場合、何らかの事情で保護者が町内の学校に通わせるが、いわき市等に居住したままバス通学などを利用しているケースも見られるからである。

さらに、令和２年度学校基本統計（甲Ａ８９２：福島県企画調整部統計課調査）によると、２０２０年５月１日時点（同統計３頁参照）の生徒数等は、次表のとおりである。

	2010年5月1日時点		2020年5月1日時点			
	園、学校の数	生徒数	園、学校の数	生徒数	令和2年度学校基本統計該当ページ	備考
幼稚園	3	215	2	39	31、33	
幼保連携型認定こども園			1	19	37.39	
小学校	2	959	4	35	45.48	分校2を含む。
中学校	2	580	4	15	59.61	分校2を含む。
高等学校	1	314	1	0	88.89	
養護学校	1	111	1			データなし
合計		2179		108		

ここからは、「子どもが戻っていない」という実状が端的に見て取れる。

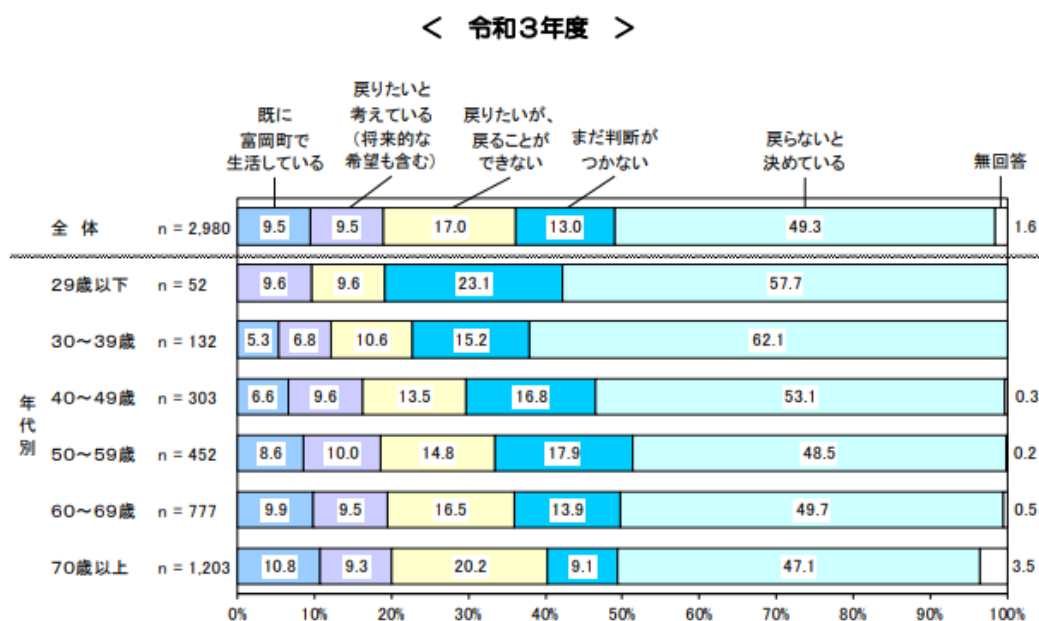
養護学校については、本件事故前は福島県立富岡支援学校が双葉郡富岡町大菅地区で運営されていたが、本件事故後は、いわき市に移転して運営

されており、富岡町内には存在しない（甲 A 8 9 3：福島県立富岡支援学校 HP）。

8 「帰還」等に関する住民の意向

（１）復興庁および福島県・富岡町は、２０２１（令和３）年８月３０日～９月１３日に実施した「富岡町住民意向調査」（有効回収率４７．７％）の結果を２０２１（令和３）年１２月に発表した（甲 A 8 9 5）。

調査項目中の「帰還の意向」に対する全体的回答状況はつぎのとおりである（同、５頁）。



これによると、すでに富岡町で生活している人が 9.5%、戻りたいと考えている（将来的な希望も含む）人が 9.5%であり、その合計は 19%となる。

前記のとおり、富岡町で現に居住している人の比率は 13%～17%程度であり、おおむねこの住民意向調査の結果と合致している。

すなわち、この住民意向調査の結果を踏まえると、富岡町の今後の帰還者数の推移としては、大きな上昇は見込めないことがわかる。

また、この帰還意向で特筆すべきこととしては、29歳以下の世帯が、現に居住していると回答した人がいないことである。

前記のとおり、教育機関がないこと、産業がないことなどから、若い世代の帰還が困難であることがわかる。

(2) 富岡町での生活上の問題点

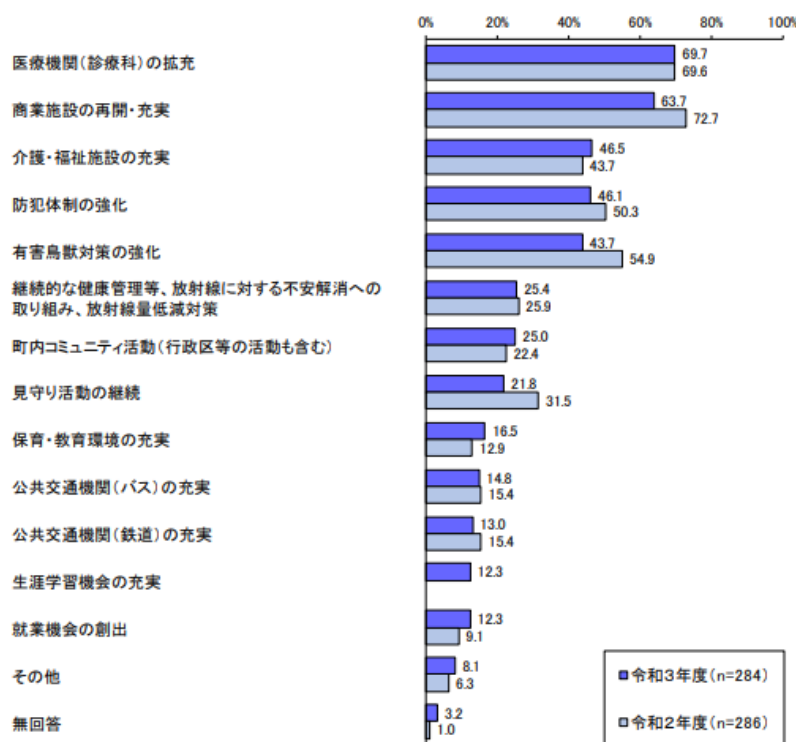
「富岡町内で今後の生活において必要だと感じていること」は、次表のとおりである。

3. 富岡町内での今後の生活において必要だと感じていること

※〔1. 富岡町への帰還意向〕で「既に富岡町で生活している」と回答した方のみ

※複数回答可

※令和3年度からの新規回答項目については、令和3年度結果のみ掲載



医療機関、介護機関、商業施設、防犯対策、放射線被ばくに関する健康調査、コミュニティ活動などが不十分であり、必要とされていることがわかる。「富岡町へ帰還する場合に必要な施策」(同9頁)、「富岡町への期間を判断するために必要なこと」(同11頁)も、おおむね同様の傾

向の回答となっている。

「富岡町への帰還ができない、帰還の判断がつかない、帰還しない理由」についてもおおむね同様の傾向で、原子力発電所の安全性への不安、生活用水の安全性への不安、放射線量への不安、医療、生活インフラ、介護等の不安、すでに生活基盤ができていることが挙げられる（同 12 頁）。

これらの回答は、富岡町における放射線量、医療・介護・商業インフラなどの整備が不十分であることを如実に示すものである。

9 「空間放射線量の推移」について

富岡町内の空間放射線量については、甲 A896 号証（町内の放射線量調査（町内 140 ヶ所の定点測定））が公表されている。なお、同調査は、1 番から 120 番までが、当初の避難指示解除区域、121 番から 131 番までが特定復興再生拠点区域、132 番から 140 番までが帰還困難区域である。

2022 年 11 月 2 日時点の調査では、当初の避難指示解除区域では、最高 $0.65 \mu\text{Sv/h}$ となった地点があるが、おおむね線量は低い。ただし、放射線量が高い地域があるということは、ホットスポットがあるのではないかという不安を居住者に与えるものである点に注意が必要である。

特定復興再生拠点区域では、最大 $0.87 \mu\text{Sv/h}$ となった地域があり、また、全体的に、当初の避難指示解除区域よりも高い水準となっている。

帰還困難区域では、最大 $6.85 \mu\text{Sv/h}$ であり、除染が進んでいないことがわかる。

富岡町は、帰還困難区域が隣接しており、風雨などにより、これらの高い放射線量の影響を居住者が受ける可能性がある。

1 0 「健康調査の結果」について

特に問題ないとされる内部被ばく検査および外部被ばく線量推計結果は、いずれも富岡町から避難した町民個人について、その被ばく状態を検査または推計したものに過ぎない。

すなわちこれらは、町民があとに残して来た富岡町という地域が安全な状態であることを示すデータではありえない。

1 1 「復興状況」について

(1) 商業施設、教育関係施設、医療施設は一部再開されているものの、いずれも「復興」と言うにはほど遠いものである。

教育施設については前述したとおりであるが、以下において、商業施設および医療施設の「再開」状況について主張すると共に、建物の建築確認状況から見た町の変貌状態に関する主張を追加する。

(2) 原発事故前後の富岡町の産業の概要

ア 事業所

2006（平成18）年の事業所・企業統計（総務省）によれば、富岡町では、892の事業所にて7717人の従業員が稼働していた（甲A882・4頁）。

令和3年経済センサスー活動調査産業別集計（製造業・概要版）結果第4表（甲A897）によると、富岡町の事業所数（従業員4人以上の事業所）は、令和3年時点で2事業所、従業員数は65人、製造品出荷額、付加価値額は0となっている。

事業所の復興が進んでいないことが表れている。

イ 商業

2007（平成19）年の商業統計調査（経済産業省）によれば、

富岡町では、卸売業では年間約 6 3 億円余り、小売業では年間 1 8 0 億円余りの販売高を計上していた（甲 A 8 8 2 ・ 4 頁）。

商業統計調査は、2 0 2 0（令和 2）年 3 月 3 1 日に廃止され、ア
で引用した経済センサスに一体化された。前述のとおり、富岡町では、
製造品出荷額、付加価値額は 0 となっている。

ウ 工業

2 0 0 8（平成 2 0）年の工業統計調査（経済産業省）によれば、
富岡町では、7 5 億円余りの製造品出荷額を計上していた（甲 A 8 8
2 ・ 4 頁）。

前述のとおり、富岡町では、製造品出荷額、付加価値額は 0 となっ
ている。

エ 漁業、農業

相双漁業協同組合富熊支所の集計によれば、富岡町では、1 2 0、
0 0 0 kg 余りの漁獲総量があった（甲 A 8 8 2 ・ 5 頁）。

福島県統計年鑑によれば、富岡町では、平成 1 8 年当時において、
総額 2 1 億 7 千万円程度の農産物を生産していた（甲 A 8 8 2 ・ 6 頁）。

甲 A 8 9 0 によると、2 0 1 8 年時点で、漁業の経営体は 1 経営体、
漁獲量も 0 となっている。

（4）なお、富岡町内の商業施設として『さくらモールとみおか』のほか、
『ヨークベニマル』、『ダイユーエイト』、『ツルハドラッグ』及び地元
飲食店によるフードコートも、営業中である。

しかし、「ヨークベニマル」以下列挙されている各店舗は、「さくら
モールとみおか」とは別に存在するものではなく、すべて「さくらモ
ールとみおか」の中に、その構成部分として存在するものである。

しかも、「ヨークベニマル」、「ダイユーエイト」、「ツルハドラッグ」
の営業は、いずれも午後 7 時には終了し、地元飲食店 3 店の営業はラ

ンチタイムだけであって、商業施設としての機能はきわめて限定的である（甲 A 8 9 8、富岡町 HP「さくらモールとみおか」からのお知らせ）。

この状況は、卸売・小売業および飲食店が 3 5 4 軒あり、そこに 2 0 0 0 人余りの人々が働いていた、という震災前の状況（甲 A 8 8 2、3 頁）とは比べるべくもないものである。

（5）医療施設はたしかに再開されたものの、その数は限定されている。

ふたば医療センター附属病院（救急科、内科）、とみおか診療所（内科・外科・精神科）、さいとう眼科（眼科）、富岡中央医院（外科、内科、小児科、麻酔科）、穴田歯科医院（歯科）、さくら歯科医院（歯科）のみである。

診療科目として、網羅されているとはいえず、住民が医療環境の不足を感じていることは、住民意向調査の結果からも、明らかである。

1 2 地域のアイデンティティの喪失の危機

原発事故により、富岡町民は、福島県内外ともに広域に分散することとなった。2 0 2 2（令和 4）年 1 1 月 1 日時点における富岡町民の避難者数、避難先は、甲 A 8 9 9 の表のとおりである。

避難者数は現時点でも 9,727 人に上り、全国各地に避難している。

また、富岡町内の広い範囲が立入り制限区域となったため、各住民が所蔵・保管している古文書、古記録、写真、民具など（いわゆる文化財）が、自宅の老朽化に伴う大量のカビの繁殖、自宅の解体に伴う廃棄などにより、継承が困難な状況に陥っている。富岡町では、原発事故前から脈々と続いてきた地域のアイデンティティが喪失されかねないとの危機意識のもと、地域資料の保存に向けた活動に着手している。

富岡町が有する危機意識について、富岡町の災害記録には、以下の記載がある（甲A900・本文88頁）。

記

2014（平成26）年8月の富岡町の住民意向調査では、町への帰還を望むものは11.9%、残りの90%弱が「迷っている、わからない」か「帰還しない」だった。つまり、数年後の帰還宣言後、どれだけの住民が帰還するか分からず、地域がどのように再生できるか、まったく予想が立てられない現状があり、このままでは富岡町や双葉郡の成り立ちが分からなくなる恐れさえ出てくる。特に、「富岡町史」は30年前を最後に、以降は編纂されていない。そして、東日本大震災・原発事故が起きた。これによって双葉郡は「原発事故の被災地」というキーワードで世界的に発信されることになってしまった現実。今後、富岡町や双葉郡地域は、その大きな負の遺産のもとに語られることになってしまっているのではないかと。双葉郡地域を語る起点が「2011年の原発事故」に一元化されてしまうのではないかと……

以上

また、地域のアイデンティティの喪失は、資料の喪失のみならず、富岡町民がふるさとを肯定的に語れないという側面からも進行している。

富岡町民がふるさとを肯定的に語れないことによる心の傷について、富岡町の災害記録では、次のように記載されている（甲A900・本文86頁）。

記

一部の町民は、賠償金や医療費などの無料措置で避難先住民との関係に問題が生じることがあり、双葉郡内や富岡町から避難してきたことを隠すなど「双葉郡で生きてきた」というアイデンティティを否定しない

と避難生活が継続のない状態だった。それは、ふるさとの歴史と文化を否定せざるを得ないことに繋がり、原発事故災害により人々が追った深い心の傷の表れだった。そんな精神状態などを少しでも解消したいという強い思いを抱いた。

以上

先祖から営々と続いてきた営みが否定されることによる苦痛が、筆舌には尽くしがたいものであることが、富岡町の災害記録からも窺える。

原発事故は、相双地区の人々の歴史を奪ったのである。

1 3 地域の分断

原発事故は、地域の分断も引き起こした。

原発事故後、富岡町は全域が避難指示区域となり、2013（平成25）年3月25日には、帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域にそれぞれ再編された。

2017（平成29）年4月1日をもって、居住制限区域及び避難指示解除準備区域は解除され、また、特定復興再生拠点区域の避難指示も2022年3月をもって解除されたものの、現在も帰還困難区域の指定がされている。

また、各区域の人口比は以下の通りであった（特定復興再生拠点区域指定前時点。甲A901・本文9頁）。

区域	面積（割合）	人口（割合）
帰還困難区域	10km ² （15%）	4,800人（30%）
居住制限区域	34km ² （50%）	9,800人（60%）
避難指示解除準備区	24km ² （35%）	1,400人（10%）

域		
---	--	--

富岡町は、等しく強制避難を余儀なくされた町民間の分断を招かないために、区域の違いによる賠償格差が生じないように被告らに働きかけをしてきた。

しかし、中間指針第4次追補において、区域ごとに賠償額に差を設ける指針が策定されたため、自宅の放射線量も避難経過もほぼ同様の地域でありながら、道路1本を挟んで賠償額に大きな差が生じる事態となった。

その結果、富岡町は賠償格差による地域の分断という課題にも直面している。その苦悩は、富岡町の災害記録に記載されている（以下の記載は、甲A900・本文83頁より）。

記

平成25年12月26日、中間指針第4次追補が発表された。賠償の枠組みが大きく変わり、8月までにすべての市町村で完了した避難指示区域の見直しが反映され、区域の違いによりそれまでに認識していた賠償の内容に相当の差がつくことになった。それを知った瞬間、賠償担当の職員は「これは恐ろしいことになるぞ」とめまいを覚えた。案の定、電話が鳴りっぱなしになった。「区域見直しをしても賠償はみんな同じになると言っていたはずだ！」…原子力損害賠償紛争審査会・東京電力の方針であること、不服についてはADR（原子力損害賠償紛争解決センター）への申し立てを利用できることなどを案内するしかなかった。

損害賠償対象の範囲の具体化は、対象外とされるものを明確にもする。（中略）

筆舌に尽くしがたい……原子力災害による全町避難ということ自

体がすでにそうだったのだが、この原子力損害賠償をめぐって、あらためてそんな思いに襲われる。その被害の計り知れなさと理不尽を自明・合理のものとしてゆかなければならない対策、それにともなう無理から生じる歪みと混乱が、国・東京電力をはじめそこに巻き込まれた町民に至るまでの言動にあらわれていると感じるときだ。対する人と事との組み合わせ次第で、憶測と噂の的になるような事例も出てくる。そうしたあらわれの一つ一つが、原子力災害の途方のなさを描き出している……。

もとより賠償問題には、個々の境遇や事情といったプライバシーが密接にからんでくる。しかし、逆にそうだからこそ、真つ当な賠償が行われ町民一人一人の基本的な人権が、そのいのちと生活が守られるように努め続けるしかないのだと思い直す。まだ請求をしていない町民もいるのだから一。

以上

富岡町の災害復興計画（第二次）にも、「中間指針第4次追補による賠償格差について、県や関係市町村と連携し、国、東京電力へ強く改善を要望しています」と記載されているものの（甲A901・本文12頁）、かかる富岡町の訴えは無視されたままである。

被告の賠償対応の結果、富岡町はふるさとの分断という事態にも直面するに至っている。

第5章 浪江町

第1 本件事故前の浪江町の状況

1 人と人とのつながり

本件事故前、浪江町では、親戚や近隣住民など、多様な人々が密接な

コミュニティを作り、住民は其中で生活していた。

(1) 家族とのつながり

原告らは、浪江町において、配偶者、子ども、孫、親、祖父母、ペットとともにひとつ屋根の下で生活してきた。

また、一緒に生活していなくても、同じ敷地内であるとか、近いところに家族で生活していたことが多かった。こういう場合は、食事を一緒にとり、そのときにその日の話を交流するなどして、密接なコミュニケーションをとっていたことも多かった。

これは、故郷の住民の多くが、家族との生活を大切に考え、家族で助け合って生活するという思いを強く持っていたからである。

家族が身近にいるために、互いに家族のメンバーの成長を楽しみながら生活しており、また、いつでも助け合えるという安心した故郷での生活を送ることができていた。

「長男も、1997年、私たちの自宅に隣接して宅地と住宅を購入し、そこで暮らしていました。ですから、何かあったらいつでも来てもらえる安心感もありました。(甲C51-1 9頁)」

「長男夫婦には、1995年生まれの女の子(雅弓)と1997年生まれの男の子(誠也)がいます。孫の雅弓と誠也は、毎日のように私たちの自宅に遊びに来ていました。長男の自宅は、私たちの自宅の隣にあるため、いつでも行き来することができたのです。(甲C51-1 10頁)」

(ほかにも、甲C56-1・3頁など)

(2) 親戚とのつながり

浪江町では、親戚は同じ地域に集中して生活していることが多く、原告らは、「本家」「分家」など、親戚とのつながりを日常的に非常に大事にして生活してきた。

「曾祖父の代から、浪江で生活していましたので、親戚は町中にいました。生まれて以来、75年も浪江で生活してきたので友人もたくさんできました。」「仕事を通じて知り合った人も大勢でした。(甲C20-1・3頁)」

そして、このように親戚との日常的なつながりがあり、特に、盆暮れ正月には、親戚が一堂に会して交流を行うため、自宅は多くの親戚が集まれるよう広い部屋を作るということも普通であった。

「夏には我が家には大勢の客が来るのが常でした。妻の兄弟は殆ど東京で生活していましたので、夏になると我家を訪れて、浪江の海、山、川を楽しんでいました。

兄弟が友人を連れてきて、その友人が自分の友人を連れてきたりして、20人位の人が来るのが常でした。(甲C20-1・3頁)」

「私と妻には、合わせて8人の孫がいますので、原発事故前は、夏休みや正月休みに、孫たちが浪江町へ遊びに来ていました。浪江の自宅は広かったので、孫たちは自由に飛び回っていました。妻が作ったご飯を食べさせたり、庭に植えてある果樹の実を取って食べさせたりして、孫たちの成長を見るのがとても楽しみでした。庭には花を植えていたので、花を摘んだり、写真を撮ったりして、孫たちは自然を楽しんでいました。しかし、原発事故は、孫達が避難先の借家へ来たことは、一度しかありません。放射能が怖いので、なるべく来ないように言っていますし、もし来てもらっても、泊まるどころはありません。(甲C24-1・7頁)」

冠婚葬祭では、親戚や近隣住民が総出で手伝いを行っていた。

「前は各自宅で葬儀を行っていたので、みんな親戚の人とか隣組の人みんなで協力してやっていました。隣組の人は、料理全般と、あといろいろな役割があって、いろいろやっていましたけど。隣組が一

番重要というか、いろいろ任せられてやっていました（一陣原告千葉伴子本人調書 5 頁）」

親戚は血のつながりがあるため、近隣住民と比べても、さらに頼りやすく、親戚が近くにいることは、何かあったら助け合えるという安心して生活できるという環境を作っていた。

「夫の実家が代々、請戸の地で生活していたので多くの親戚が浪江で暮らしておりました。また、親族で工務店を経営していたこともあり、それぞれの家を建築するのを手伝ったり、お互いの関係は単なる近所の親戚というものではありませんでした。親戚であり、仕事仲間であり、友人でした。浪江で親族に囲まれて生活する環境は、何があっても必ず助け合えるという安心感に満たされておりました（甲 C 5 6 - 1・3 頁）。」

(3) 近隣の住民や友人とのつながり

ア 浪江町では、近隣住民は隣組を作り、共同で生活していた。隣組や集落では、イベントを開催し、交流を深めるという努力が行われ、それにより共同体を維持されていた。

たとえば、浪江町の仲沢という集落では、本件事故前に近所の住民との付き合いが多く、「集会、春の芋煮会、あとは秋の焼肉会といますかバーベキュー会（一陣原告國分一雄調書 2 2 頁、2 3 頁）」などが毎年行われており、地域住民が神楽を奉納するなどして参加していたお祭りもあった（一陣原告國分一雄調書 2 2 頁、2 3 頁）。

「隣組の集まりが年末に 1 度は食事会を開いておりました（甲 C 6 6 - 1・4 頁）。」

また、子育てなどを通じた友人関係も濃密であった。

「（浪江での人間関係と事故後の人間関係は）同じような人間関係ではありません。浪江では、三代前ぐらいのご先祖時代からこ

このうちはこうなんだからって、だから悪さをしたらすぐおじいちゃんあれだからとかって、もう地域で子供たちを育てていたような関係でしたし、こちらではもう、これからの生活をどうしようっていうようなことばかり。(一〇原告豊口澄子本人調書 31 頁、32 頁)」

「車で 5 分ほどの距離にある「浪江子育てサロン」に大体、毎日通っていました。日によって参加者が異なるのですが、15 人くらいから 30 人くらいの母子が集まっては、子どもは遊具などで遊び、母親は、おしゃべりに興ずるのが、ここでの過ごし方でした。クリスマスや雛祭りなどのイベントもあり、ママ友グループとの交際は短期間でしたが楽しいものでした。(甲 C 61-1・3 頁)」

浪江で生まれ育った子供たちは、その友人関係は重要なつながりであった。

「長男は、生まれも育ちも請戸であり、学生時代の友人関係はもちろん、浪江での思い出は長男の宝物です。(甲 C 56-1 3 頁)」

イ おすそ分け(生活費代替機能)、助け合い(相互扶助・共助・福祉機能)

また、隣組に限らず、近隣住民や家族、親戚間で、農作物や自然からとれた魚、山菜などをおすそ分けしあい、近くまで来たら家によって話をし、困りごとがあれば助け合うという環境があった。

これは、余ったから配るというよりも、むしろ配るために余るように作る・採取するという文化であり、この日常的な互酬関係が、密接なコミュニティを形成していたのである。

「取れた野菜は自家で消費する外に、他所に配ったり、私が代表

であった泉田川食堂に持って行って、無償で営業用として提供したりしていました。」（甲Ｃ２０－１　２頁）。

「近所の人を誘ってお茶を飲んだり、お互いの家を行き来することが、とても楽しかったです。こういった何気ない日常の楽しみは、失ってみて、はじめてその大切さがわかります（甲Ｃ２４－１・１０頁）。」

「我が家の食卓は、自家製野菜、山菜、茸などで豊かに彩られていました。余った分は親戚、友人に分けていました。（甲Ｃ６１－１・３頁）」

（４） 仕事を通じたつながり

原告らは、それぞれ地域において職業に就いていた。その職場でのコミュニティもまた、原告らにとって、浪江町での重要な人間関係であったことは言うまでもない。

また、自営業を営む原告らは、その事業の消費者の多くは地域の住民であるため、その事業を通じて地域住民とかわわっていた。

「夫の実家が代々、請戸の地で生活していたので多くの親族が浪江で暮らしておりました。また、親族で工務店を経営していたこともあり、それぞれの家を建築するのを手伝ったり、お互いの関係は単なる近所の親戚というものではありませんでした。親戚であり、仕事仲間であり、友人でした。（甲Ｃ５６－１・３頁）」

こうした関係を通じて、近隣住民はお互いのことを信頼し、頼りあえる関係性があつた。

（５） 地域で担ってきた役割を通じたコミュニティ

ア 原告らは、浪江町のそれぞれ地域で様々な役割を担っていた。たとえば、行政区の区長や隣組の組長、氏子の代表、消防団などである。

行政区の区長や隣組の組長は、その業務の過程で多くの住民と会い、その悩みや要望などを聞く立場であり、地域住民にとってもなくてはならないものであった（行政代替機能）。

「行政区長を15年以上やっていたので、幾世橋地区内の人の殆どは知っています。（甲C20-1・3頁）

「私は、浪江町の行政区長を務めたり、商工部会長を務めたり、PTA会長を務めたり、地元の神社の氏子総代を務めたりして、地域のために、貢献してきました。（甲C24-1・1頁）」

「消防団は請戸地区の男性はほぼ全員が入団するものとされており、ハッピーを来て、地域の防災、防犯パトロールをしたりしていました。（甲C44-1）」

また、地域の社寺や宗教行事は、浪江町においては、住民が参加する地域の重要な交流の機会であった。

例えば、神社や寺では毎年、祭りが開催されているため、氏子総代や氏子仲間は、祭りの設営などのために重要な役割を担っていた。

さらに、地区の子供会やスポーツ少年団、幼稚園、小学校、中学校、高校の役員、地区のバレーボールチームなど、浪江町には様々な団体があり、その団体を通じた交流も盛んであった。

イ 地域における役割と人格発達

このように、浪江町では、原告らは地域の中で、それぞれ何らかの役割を担い、その役割を通じて故郷の住民との交流を深めてきた。

このことは、役割を担っていた原告らにとって、誇りでもあり、アイデンティティの一つでもあった（人格発達機能）。

「いろんな役職をしていて、周りの方から役員をやってくださいというふうに頼まれることが多かった。そこそこ信頼されてるんだろうなという、そういう感じで、大変ありがたく思っていました

た（一陣原告佐々木一夫本人調書 15 頁）。」

(6) 趣味を通じたコミュニティ

上記以外にも、故郷での趣味を通じたコミュニティも活発であった。

「浪江町では、「パークゴルフ」というゲートボールに似た競技が流行っていて、毎週、私と妻（特に妻）は、「浪江マリンパーク」で、仲間と一緒に競技することを楽しみにしていました。近所の 2 組の夫婦と一緒に、よく近くの山へ登山に出かけたりしていました。毎年春になると、近所の方達と、花見を楽しんでいました。子供達が小さいときは、キャンプに出掛けたりしました。（甲 C 24 - 1・10 頁）」

「浪江町や大熊町には、中学時代の同級生やゴルフ仲間など、大勢の友人、知人がおり、年中、こうした知人や友人たちと家族ぐるみで食事会や飲み会をしたり、ゴルフに行ったりしていました。ゴルフ場が近かったこともあり、毎月 4 回～5 回は行っていました。（甲 C 51 - 1・13 頁）」

「私はゴルフやゲートボールが好きなので、浪江にいるところは友人らがプレーを楽しんでいるところをふらりと訪れて混ぜてもらうということもよくあった。（甲 C 55 - 1・5 頁）」

(7) まとめ

ア 密接なつながりによる安心した生活

以上の通り、原告らは浪江町において、密接な人間関係を営んでいた。

それは、互いの状況を自然に交流しあい、助け合うという関係性であった。その結果、原告ら住民は、浪江町で安心して生活することができていた。

「（浪江で生まれ育った夫は、浪江の人たちは）みんな気さくだ

から安心しろということが口癖でした。不安な毎日を感じることはありませんでした。(一陣原告菅野美智子本人調書 12 頁)」

イ 密接なつながりを作り上げる努力

このような関係性は、一朝一夕では作ることができない。各人の長期にわたる努力、日常的な交流を積み重ねて、ようやく、相互に助け合える関係性ができるのである。

長期にわたる日常的な交流の積み重ねで、いざというときには誰かが助けてくれるというふうな安心した生活を築けるようになったのである。

2 人と自然とのかかわり

(1) 自然の恵みの採取とおすそわけ

原告らが居住していた浪江町は、自然豊かな地域であった。

浪江町は、海に面しており、また、山もあり、川もある自然豊かな環境であり、自然豊かな景観を形作っていた。

浪江町の自然は、単なる景観ではない。これらの山々、川、海は、山菜、きのこ、魚介類の宝庫でもあった。

原告らは、日常的にこれらの山、川、海の自然の恵みを採り、それが食卓に並んでいた。

「庭では、自分たちで食べるための野菜(ナス、キュウリ、ネギ等)を栽培するなど土地すべてを活用して生活していました。また、周囲は山や川、海の自然にも恵まれ、山菜やキノコ(松茸やいのほな)を採ったり、アユ釣りや海釣りをしたりして、子どものころから楽しんでいました。特に海釣りは大好きで、相馬沖で、タラやヒラメをつって食べていました。(甲 C 55-1・5 頁)」

また、住民は、自然豊かな環境を生かし、農業や家庭菜園を行い、

野菜や果物を育てる家庭が多くあった。

「庭には様々な樹木があ（る）」「庭の一部を 5 畝程の畑にして、ネギ、大根、ニンジン、サラダ菜、キュウリ、トマト、ナス、吹き、ミョーガなどを作りました。庭の一部には竹林もあり筍も取れました。」（甲 C 2 0 - 1 ・ 2 頁）

（そのほか、甲 C 5 1 - 1 ・ 1 1 頁、甲 C 5 5 - 1 ・ 5 頁など）

上述の通り、原告らは、これらの自然の恵みや水からが生産した農作物を自分たちだけで食べるのではなく、親戚や近隣住民におすそ分けしあうという生活をしており、原告らのうち、野菜や果物をほとんど購入したことがないという生活をしていた者も多く存在した（生活費代替機能、相互扶助・共助機能）。

（2） 自然の中での生活

原告らの故郷の自然は、生活の場でもあった。

たとえば、子どもの遊ぶ場所であった。

また、海は海水浴場として、山は登山の場としても、地域住民のいこいの場であった。

さらに、これらの自然とのかかわりは、故郷での生活に季節感をもたらせていた。

加えて、故郷の広い庭、故郷の自然を生かし、盆栽を育てたり、植栽をしたりして、庭仕事を楽しむ原告も多くいた。

「庭に家庭菜園の畑や花壇、バーベキュースペースを作ったり、物置を建てたりして、土地はすべて生活スペースとして利用していました。花もたくさん植えており、ツツジ、シャクナゲ、シンビジウムやモッコウバラ、藤棚などを作っていました（甲 C 8 1 - 1 ・ 6 頁）。」

（3） 自然と職業

ア 農業

農業が自然と深くかかわっていることは明らかであるが、第3項で詳述する。

イ 農業以外の自営業

(ア) 故郷における農業以外の自営業の意味

農業以外の自営業を営んでいた原告らもまた、故郷の自然環境を生かして商売をしていた人も多い。

そして、事業を続ける中で、取引先の需要などを聞いて、事業内容を変化させ、事業を拡大していった。

また、事業の消費者が故郷の住人であることも多く、故郷の住民とのコミュニティと密接に関わっていた。

(イ) 一俣原告佐々木一夫の例

製材業をしていた一俣原告佐々木一夫は、実家が代々製材業を営んでおり、故郷の山から木材を切り出して、売却していた（一俣佐々木一夫調書2頁）。

一俣原告佐々木一夫が営んでいた製材業では、昭和44、45年頃から、主にパレットという、倉庫業などで製品を積み上げて倉庫に移動して端積みしておく台を作りはじめた（佐々木一夫調書2頁）。

これは、当初取引先からの需要を聞き、製材業で出ていた端材を使って作るようになった（一俣佐々木一夫調書3頁）。その後、木材だけでなく、プラスチック、鉄などを使ったパレットを作るようになった（一俣佐々木一夫調書3頁、4頁）。

このように、一俣原告佐々木一夫は、故郷の自然を生かしつつ、消費者の需要に応じて、事業を変化させていったのである。

3 つながりとかかわりの持続性

(1) 自宅

ア 地域の一部としての自宅

自宅は、浪江町を含む故郷において、生活の基本である「住」そのものであり、生活の最も基本的な条件の一つである。

しかし、原告らの故郷においては、都会と異なり、自宅は「個人の家」に留まるものではなく、地域、コミュニティの一部という位置づけのものでもあった（除本証人尋問調書6頁）。

すなわち、故郷においては、自宅は、冠婚葬祭や様々な行事のときに、多くの親戚や近隣住民が集まる場であり、多くの人が集まれるように広い居間や客間があることが多い。

日常的にも、親戚や近隣住民が訪問することが多く、家に上がってお茶を飲み、何時間も話をするということが行われていた。

故郷においては、知らない人はおらず、自宅は地域の一部でもあったから、昼夜問わず、また、家に人がいるか否かを問わず、鍵をかけないことは自然であったし、自分の家でなくても、勝手に上がり込んで待っているということも自然であった。

このように、自宅は地域の一部であり、地域住民との交流の場として重要なものであった。

「私たちは、庭でバーベキューをよくやりました。都会に嫁いだ娘たち家族が遊びに来たときはもちろんのこと、わざわざ仕事を早く終わらせてバーベキューをすることも珍しくありませんでした。号令をかけると大勢の親戚たちや友人たちが集まり、酒屋で大きな生ビールを買ってきてはみんなで飲みました。長男はねじりハチマキで張り切り、私の母親は豪傑でたくさん飲んだものでした（甲C51-1・12頁）。」

「妻は、浪江町の家族ぐるみの親友と、毎年、年に２回、子どもたちを連れて旅行したり、近所の友人たちを自宅に招待して飲み会を楽しんだりしていました（甲Ｃ５１－１・１２頁）。」

イ 思い入れのある自宅

(ア) 故郷の象徴としての自宅

自宅は、故郷の象徴の一つである。故郷は地域でもあるが、その地域の中で家族や親戚、友人と生活し、成長し、子育てをする、そのような場が自宅である。子供が成長し故郷を離れても、親にとっては、自宅は、正月や盆に子供たちを迎える場であり、子供たちにとっては、帰る場所である。

(イ) 代々継承される家としての「自宅」、努力の結晶である自宅

そして、故郷では、自宅の土地、建物が代々継承されてくことも普通であり、自宅の土地、建物は自らが育った場であり、先祖から借り受けた土地であり、そのため、自宅は、故郷での生活の象徴なのである。

また、自ら建てたり購入したりする自宅は、それまでの故郷での人生の努力の象徴であり、それだけに、住民にとって自宅は故郷の象徴的な存在である。

そのため、故郷の住民は、自宅に対して強い思い入れをもち、自宅をより良いものにするために、多大な努力を費やしてきた。

「自宅には色々こだわりのもっていました。屋根に大きな丸桁を付けたり、自宅周辺にサザンカを植えたり、玄関を装飾したり、風呂をヒノキで作ったりして、自宅の内外を丁寧に手入れしてきました。（甲Ｃ２４－１・７頁）」

「母屋の造りには、私たち夫婦のこだわりがたくさん込められています。お茶をたてられるようにと、数寄屋造りの和室を設

け、いろりも設置し、天井には秋田杉を使用しました。(甲 C 5 1 - 1・9 頁、甲 C 5 1 - 2 写真 5 4 など)」

「私たち夫婦は、この離れを使用してきました。主には、友人を招いてカラオケを楽しむ応接室兼娯楽室として使用してきましたが、将来は、私たち夫婦が高齢になった暁には、母屋から移り住むつもりでいたのです。(甲 C 5 1 - 1・8 頁)」

このように、自宅は地域の一部でもあり、各家族の努力や家の象徴であり、故郷の象徴であった。

(2) 文化

ア 浪江町の伝統文化

浪江町には、古くから伝わる伝統文化が継承されており、それを意識的に維持、復活をする取り組みが続けられてきていた。その主な担い手の一つが社寺であった。

そのほかにも、浪江町には地域の伝統的な祭りなどがあった。このようなもののなかには、地域の象徴ともいえるべき有名なお祭りもあった。

「請戸は、1 年に 1 回安婆祭という大きなお祭りがある。船の人は海の豊漁、農家の方は田んぼの豊作を祈念するお祭りである。地域全体やっていました。御神輿が村じゅう回って歩いて、あと田植え踊りとか、神楽とかいろいろ神社に奉納して、それから紅白に分かれてたるみこしが船の人たちが紅白に分かれて 1 軒ずつ回って、それから海に出て、豊漁をお願いする、そのような行事です。田植え踊りなんかは、小学校 4 年、5 年、6 年の娘たちが地元の保存会の方に踊りを教わって、それで田植え踊りをやっていました。(一陳原告千葉伴子調書 1 1 頁、1 2 頁)。

イ 地域の行政区が主体となるお祭りやイベント

また、地域の行政区が主体で担われるお祭りなどもよく行われていた。

たとえば、地区の盆踊りや、運動会、花見などである。

「11軒で「隣組」を作っていて、公民館の清掃を当番でやったり、新年会を開いたりしていました。近所の神社・お寺のお祭りの前夜には、みんなで集まって、夜通し飲み明かす「夜ごもり」という行事もありました。(甲C24-1・10頁)」

これらは、地域の交流を深めるとともに、隣接ないし近接する地域間の交流を深めるものであった。

ウ 伝統文化保存の取り組み

このような伝統文化は、意識して保存しなければ維持することはできない。

原告ら住民は、保存会を作るなど、意識的にこのような伝統文化を維持する取り組みを行っていた(一陣千葉伴子調書11頁、12頁)。

(3) 生産(職業、特に農業)の場としての持続性

原告らの故郷は、生活の場だけでなく、生産、すなわち職業生活の場でもあった。

人は一日のうち大多数の時間を生産活動にあてているため、職業生活の場もまた原告らにとって極めて重要なものである。

ア 故郷における農業の意味

農業は、故郷の自然に働きかける営みである。

各農家は、所有している農地の特性、故郷の自然の気候を徐々に理解し、どのようにして農作物の生産量を上げるかということの知識を蓄積していく。

また、どのような農作物が当該農地にとって適しているのかとい

うことや、市場の地域や内容、需要の内容などに照らして、当該農地でどういう農作物を作ることが最適かということを検討する。もちろん、どういう農作物を作りたいかということも重要な考慮要素である。

このようにして、実際に農作物を作り、当該農作物、当該農地にあった農法を研究し、また品種改良等も研究しつつ、それぞれの農家に独特の農業を確立し、さらに向上させているのである。

農業はこのような過程を経るのであるから、当然、何年、何十年にもわたる努力が当該農地や農法には蓄積している。

この蓄積は、ある農家一代内部で行われるにとどまらず、次の代、また次の代へと引き継がれ、成果の蓄積は徐々に増えていくのである（長期継承性、固有性がある）。

このように、代々、農地や農法を改善させていくのであるから、農地は先祖代々の努力の結晶であり、農業従事者の農地への愛着は大きい。

故郷で農業を行っている原告らは、先祖代々、そして自分自身の努力や研究の成果、「おいしいと言ってもらいたい」という強い思いが農地や農業に詰まっているため、農地や農業に対して強い思い入れを持っているのである。

そのため、故郷の農地、農業というのは、先祖代々引き継がれた、他では代替できない固有性ある農地、農業なのである。

「私の両親は、私が10歳になるころから、田んぼ作りを始めました。実家の開墾地の土はとても痩せた固い土で、上3人の娘たちは、両親と一緒に金属の棒のような道具で穴をあけて苗を植えたそうです。苗を植えてもすぐにお米が収穫できるようになるわけではなく、わずかなお米が収穫できるようになるまで何年もか

かったと聞いています。三女の姉夫婦が中心になって実家の田畑で稲や野菜、果実、花々を栽培し、土ふるいや田植え、草取り、稲刈りなどの繁忙期には、兄弟姉妹が家族連れで一斉に実家に集まり手分けして農作業に従事していました。親族一同で力を合わせて収穫したお米や野菜は、とてもおいしかったです。（甲 C 8 1－4・5 頁、6 頁）」

イ 農業と地域との関わり

また、農業は、次の点でも地域と密接にかかわっている。

すなわち、農業は、農業用水・農道・広大な農地の維持・管理、収穫、田植えなど大変な作業を、ある農家だけで行っていたわけではなく、地域全体で協力し合い、行っていた。

農業用水、農道の清掃活動、整備等の管理や、農業用水を地域のどの農家がどういう順番で利用するかという「利水」の調整なども地域レベルで行われていた。

農業用水は、いざというときの消防用水になるからである。

田植えや収穫など、多大な労働力を要するが、他方で速やかに行われなければならない作業については、家族総出で、また、地域の農家が協力し合い、一つの農地に多くの労働力を投入して行っていた。

したがって、農業はその生産過程においても、地域と密接にかかわっていた。

(4) 故郷での生活は、原告らのアイデンティティとなっていたこと

こうして、故郷では、若い人もお年寄りも、それぞれが尊重され、居場所があったのである。これが、各人の自尊心を築き、人格を発達させてきた。

「病床に就いていない限りは、（故郷では）どんな年寄りでも自分

の仕事を持って居場所がありました。たとえば、低農薬の野菜を作
って家族に食べさせたり、ご近所さんに分けてあげたり、それから
魚を取っている人は魚の選別に出たり、とてもお嫁さんよりずっと
早くて、それも自慢の種でしたし、子供たちが返ってくるまで孫を
預かって居たり、あるいは夕食の支度をしていたり、本当に、お給
料にはならないかもしれないけど、存在価値があり、みんな誇り
を持って働いていました。若い人も含めて、みんなが誇りを持って、
自分のやるべきことがあった、居場所がありました（一陣原告豊口
澄子本人調書 6 頁）」

「（事故前の故郷での生活は）悩みとは全く無縁でした。生活の心
配がないっていうことが、何よりもあります（一陣原告豊口澄子本
人調書 16 頁）」

第 2 浪江町の現状

1 避難指示等

本件事故当時、浪江町に住民登録をしていた人口は 21,434 人で
あった（甲 A569）。

本件事故により、2011（平成 23）年 4 月 22 日、浪江町は警戒
区域及び計画的避難区域に指定された。

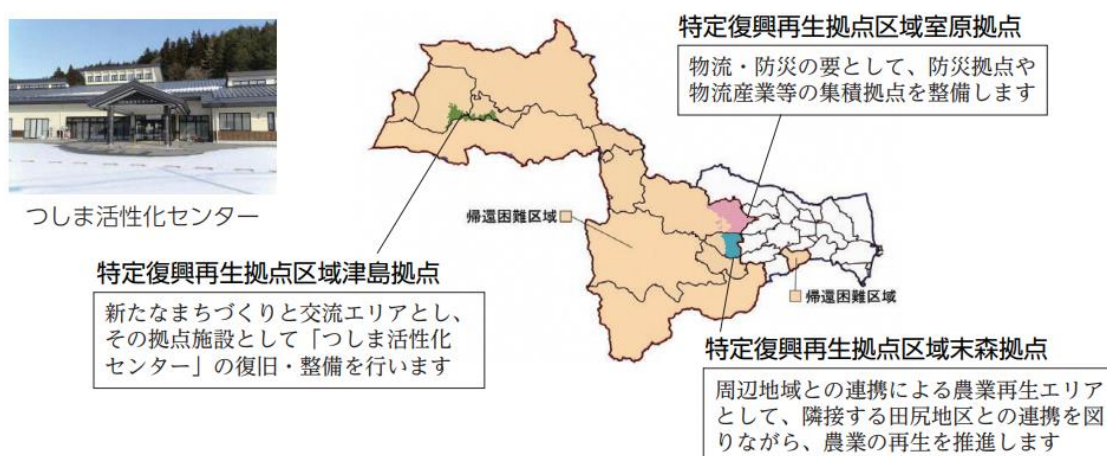
その後、2013（平成 25）年 4 月 1 日に避難指示区域の再編が行
われ、浪江町は、海沿いの区域が避難指示解除準備区域、その他の区域
が居住制限区域、西部から北部が帰還困難区域に指定された（甲 A60
1）。

2017（平成 29）年 3 月 31 日、浪江町の避難指示解除準備区域
及び居住制限区域の指定は解除された。

また、その後、浪江町の帰還困難区域の一部地域について、特定復興

再生拠点が指定されている。そのため、現在、浪江町では、帰還困難区域、特定復興再生拠点地域、及び避難指示が解除された区域とに分かれている。

2022年11月30日現在の浪江町の状況は下図のとおりである
(浪江町復興計画第3次 概要版 11 頁より)



上記地図のとおり、浪江町の大部分は帰還困難区域に指定されており、この帰還困難区域に居住していた人は本件事故前の自宅には帰還できない。

2 人口、避難者数等

本件事故当時、浪江町に住民登録をしていた人口は 21,434 人であった。

2022年年9月末現在の人口は、15,702 人（世帯数 6693 世帯）であり、本件事故後、人口が著しく減少していることがわかる（本件事故時に比べ、人口は 76.8%）。

このうち、浪江町に居住している人口は 1,917 人（1,185 世帯）である（以上、甲 A902：広報なみえ 2022.11.1 号 26 頁）。

住民の避難者数は、2022年10月31日現在で、19,593 人となっている（甲 A903 浪江町 HP 町民の避難状況（令和 4 年 10 月 31 日現

在))。同 HP によると、浪江町内で避難している人数は、1,336 人となっており、浪江町住民課によると、この 1,336 人は浪江町の居住者として計上されているとのことである。また、避難者数が人口よりも多いのは、転出届を出した人についても、避難者として計上していることによる。

すなわち、浪江町に現に居住している 1,917 人のうち、本件事故当時浪江町内に居住していた人数は、1,336 人程度に過ぎず、そのほかの 600 人弱は、新規転入者である。本件事故当時の人口のうち、帰還できている人数の割合は、6.2% ($1336/21434 \times 100$) に過ぎない。

他方、避難者の割合は、93.2% ($18257/19593 \times 100$) に上る。

なお、上記 1,336 人についても自宅に帰還できている人ばかりとは限らず、浪江町内から別の浪江町内の住所に移転していることもある。

3 産業

平成 21 年経済センサス基礎調査によると、浪江町の本件事故前の産業の状況は、次表（平成 21 年経済センサスの欄）の通りである（主要な産業を抜粋）。

	平成 21 年経済センサス		令和 3 年経済センサス 活動調査産業別集計(製造業・概要版)	
	事業所数	従業者数 (人)	事業所数	従業者数 (人)
全合計	1,155			
全産業	1,136	8,323		
農林漁業	11	99		
非農林漁業	1,111	7,976		

(公務を除く)				
建設	170	1,349		
製造	74	1,172	4	43
卸売り、小売り	332	1,820		
宿泊、飲食サービス	166	785		
生活関連サービス、娯楽	113	558		
医療、福祉	51	705		
公務	14	248		

(e-Stat 平成 21 年経済センサス 第 2 表及び令和 3 年経済センサス(製造業)を基に作成)

令和 3 年経済センサスは、鉱業等、卸売業、小売業、サービス関連作業等については、まだ結果が発表されていない。

少なくとも、製造業関係については、ほとんど産業が復活していないことが如実に表れている。

その他の作業の現状については、明確ではないが、居住人口が 2,000 人に満たず、本件事故前の 10 分の 1 程度にとどまることからすれば、産業の規模も著しく減退していることは明らかである。

4 教育、保育施設

令和 2 年学校基本統計(甲 A 8 9 2)によれば、浪江町内の幼稚園等の施設数、児童数は次表のとおりである。

	施設数	児童数	甲 A892 号証の 頁
幼稚園	2	0	31.33
幼保連携認定こ ども園	1	17	37.39

令和 2 年学校基本統計（甲 A 8 9 2）によれば、小学校、中学校、高等学校の施設数、児童数は次表のとおりである。

	施設数	生徒数	甲 A892 号証の 頁
小学校	7	2 2	45.48
中学校	4	5	59.61
高等学校	2	0	88

浪江町では、本件事故による影響で、小学校 6 校、中学校 3 校が休校となっていたが、令和 3 年度、すべて閉校となった（甲 A 9 0 4 浪江町 HP 教育長からのごあいさつ）。

また、2 0 1 8 年 4 月、なみえ創成小学校・中学校が開校し、2 0 2 2（令和 4）年 4 月現在、小学生 27 人、中学生 12 人が登校している（同）。

2 0 1 0 年度は、小学校の生徒が 1, 1 6 2 人、中学校の生徒が 6 1 1 人で、合計 1, 7 7 3 人であったことからすれば、その 1 %にも満たない状況である（甲 A 9 0 5：河北新報記事）。

浪江高校は、2 0 1 7（平成 2 9）年 3 月末で休校し、浪江町内には高校もない。

5 医療機関

浪江町の医療機関は、浪江診療所が2017（平成29）年3月に開設された。しかし、土曜日、日曜日の診療はなく、診療科目も内科、外科、整形外科のみである（甲A906：富岡町HP）。そのほか、歯科医院が2院営業しているだけである。

浪江町内には入院施設はない。

6 小括

このように、浪江町では、日常的に生活を行うために不可欠である、就業先（産業）、医療機関などは十分に復興していない。

帰還者数も極めて限定されており、特に、子育て世代の帰還者数が少ないものと思われ、小中学校の生徒数は40人に満たない状況である。

7 住民意向調査について

（1）住民意向調査の経過について

浪江町の住民意向調査は、2013（平成25）年1月に第1回目が行われ、その後、ほぼ毎年調査が行われている。

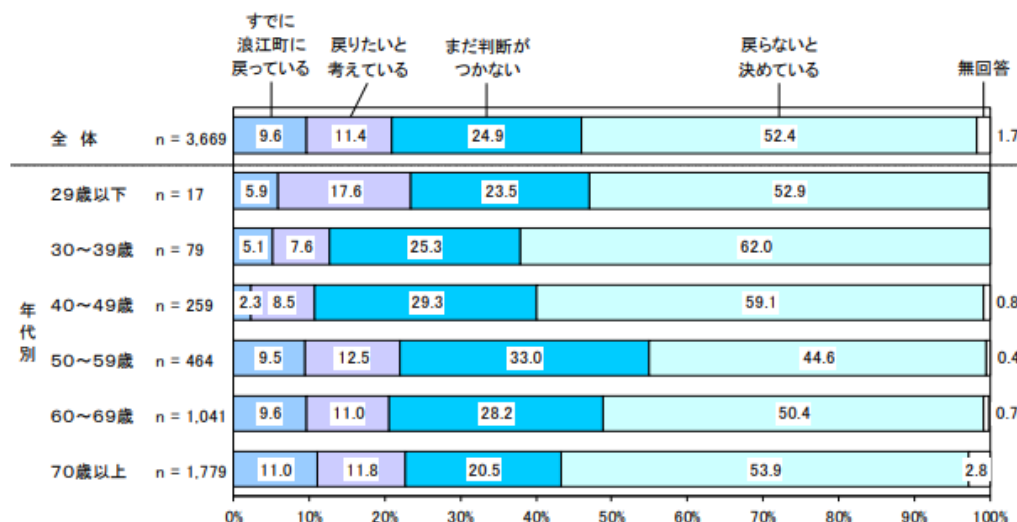
最近では、2021（令和3）年10月12日～26日に調査が行われている（甲A907 浪江町住民意向調査 調査結果（速報版））。

（2）帰還の意向

浪江町への帰還については、「戻らないと決めている」と回答したのが52.4%、「まだ判断がつかない」が24.9%である。他方、「すでに浪江町に戻っている」が9.6%、「戻りたいと考えている」は、11.4%である。

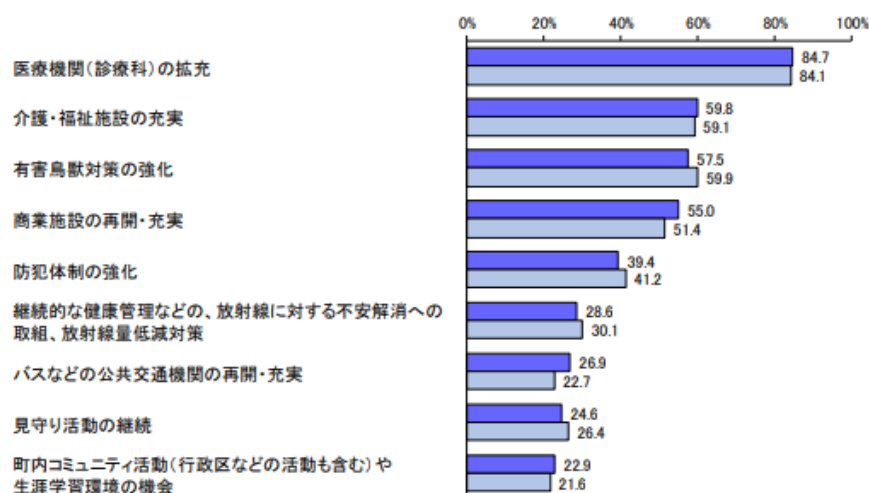
「すでに浪江町に戻っている」、「戻りたいと考えている」と回答した人は、年代別で見ると、50歳以上は20%程度であるが、30～49歳は10～13%、29歳以下は25%程度となっている。

< 令和3年度 >



(3) 浪江町内での今後の生活において必要だと感じていること

浪江町内に現に居住している人が回答した「浪江町内での今後の生活において必要だと感じていること」は、医療機関の拡充、介護・福祉施設の充実、有害鳥獣対策、商業施設の再開・充実などが挙げられる。(次表(抜粋)参照)



これらは、現に浪江町で生活をする上で、住民が不便に感じている点であり、浪江町の復興が完了していないことを端的に表すものである。

(4) 浪江町に帰還する場合の家族

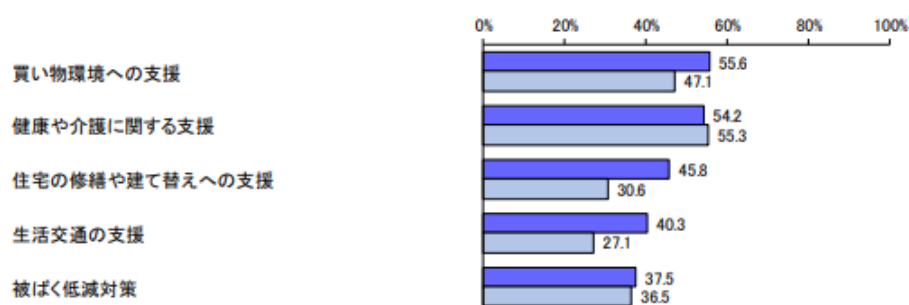
浪江町に帰還する場合の家族構成については、家族の全員と回答した

のが 26.9%、家族の一部と回答したのが 33.8%であり、両者を比較すると、半数以上は、家族の一部のみが帰還する旨を回答している。

すなわち、帰還により家族が離散することを示しているものである。

(5) 浪江町に帰還する場合に不足していると感じること

浪江町に帰還する場合に不足していると感じることについては、買い物環境への支援、健康や介護に関する支援、住宅修繕や建て替えへの支援、生活交通の支援、被ばく低減対策などが挙げられている（次表（抜粋）参照）。



ここからは、浪江町内で、必ずしも本件事故前に居住していた自宅にそのまま戻れる避難者ばかりではなく、建て替えや修繕が必要であることがうかがえる。また、本件事故前は、商業・医療インフラや交通インフラが確保され、コミュニティも充実しており、買い物や病院を若い家族や友人などが手伝う（送り迎え）などして不便がなかったが、現在では、帰還者はごく一部であるし、商業・医療インフラや交通機関も不十分で、日常の買い物や医療にも支障が生じることがうかがえる。

8 まとめ

以上より、本件事故後 11 年半が経過した現在においても、浪江町では、帰還者は 6 % 程度に過ぎず、コミュニティは回復していない。

浪江町では、いまだ帰還困難区域に指定されている地域が広くあり、本件事故前と同様に生活できている人はほとんどいない。

人と人とのつながり、人と自然とのかかわり、その長期継承性は、いずれも損なわれたままである。

第6章 葛尾村

第1 震災前の葛尾村の状況

1 葛尾村の沿革

- (1) 葛尾村は、福島県浜通りの西部、双葉郡の北西部に位置しており、阿武隈高原のほぼ中央に位置している。

1889年（明治22年）4月1日の明示町村制施行時は、上野川村、野川村、落合村、葛尾村の4か村が合併し標葉郡葛尾村が発足し、津島村と組合村を形成した。その後、1896年（明治29年）4月1日標葉郡および檜葉郡の一部（川前村を除く）の区域をもって双葉郡が発足し、双葉郡葛尾村となった（甲A908：村HP、甲A910：全村避難の記録）。

1923年（大正12年）3月31日には、津島村との組合村を解消し、葛尾村として発足した。

- (2) 葛尾村は、上古は染羽の国と称し、和名抄には標葉郡の郷名が載せられていた。中世には、海東平氏の占有であったが、その一族標葉四郎隆之が領し、標葉氏が相馬氏に滅ぼされた後は相馬領となった。

「葛尾」の名は、信州葛尾城主の一族だった松本氏が江戸時代頃、領地を追われて移り住んだ際に故郷をしのび名付けられたと伝えられている。信州から移り住んだ松本氏は、製鉄業、養蚕生糸商、酒造業、産馬などで莫大な富を築き上げ、「葛尾大尽」と呼ばれるようになった。一族の繁栄は、約200年間続いた。最盛期の江戸中期には、近隣の三春藩、相馬藩、棚倉藩に大金を献上し商売の独

占権を手に入れた（甲A909）。

松本一族の邸宅跡地は約2ヘクタールにわたり、現在も「葛尾大尽屋敷跡公園」として残されている（同上）。

- (3) 葛尾村の主な産業は農業であり、米や葉タバコが主要な作物であった。人口は、1955（昭和30年）当時で3,062人であり、1980（昭和55）年当時には1,992人となり、1985（昭和60）年に2,012人に増加していたが、その後、漸減し、2005（平成17）年から2010（平成22）年までの間は、およそ1600名から1500名程度で推移してきた（甲A912：人口ビジョン、甲A第164号証31頁参照）。

2 葛尾村の特徴

- (1) 葛尾村村内には、村を南北に貫く国道399号線と、東西に通る県道50号線が村の中央で交差しており、葛尾村は、三春、田村、相馬、浪江、川俣を結ぶ交通の要衝でもある。

他方で、葛尾村は、交通死亡事故ゼロが、1965年（昭和40年）から2001年（平成13年）まで足かけ36年連続13,261日続くという日本記録を持っており、村の中心部には「交通死亡事故ゼロ13,000日達成の村」の大きな看板が立てられている（甲A908：村ホームページ）。

- (2) また、葛尾村は、阿武隈山地第2位の高峰で天王山とも呼ばれる日山やヤマツツジが山頂を染める五十人山、葛尾小富士の別名がある竜子山、新緑や紅葉がみごとな高瀬川溪谷沿いにある手倉山、美しい森のある蟹山などの山々に包まれ、葛尾川と野川川、太平洋に注ぐ高瀬川が流れる自然豊かな高原地域であり、村の総面積の約8割を山林が占めている。

- (3) 葛尾村ではこのような自然豊かな中、自然とのつながりの中で四季折々の人々が暮らし、その営みが古くから受け継がれてきた。このことは町勢要覧（甲 A 9 1 3）においても

人々が地球環境に関心をもっている現在、手つかずの大自然がすぐそこにあるという本村の環境は、もうそれだけで村の大きな財産です。ツツジと緑に彩られた五十人山や日山（天王山）、ヤマメやイワナが泳ぐ高瀬川や葛尾川の清流、紅葉の美しい小出谷の 溪谷、広大な斜面を利用した牧草地やそば畑、山間に点在する集落の灯り、そして季節の移ろいとともに生き、大地の恵みに支えられながらゆったりと時を刻むたくましい人々…。

ここには、都会では決して出会うことのないふるさとの原風景があります。

私たちはこのかけがえのない自然と生活文化を大切にし、人と自然が調和した豊かで潤いのある「かつらお」を次世代へと引き継いでいきたいと思います。

とうたわれている。

- (4) 葛尾村に伝わる伝統文化、芸能の主なものは以下の通りである。

ア 葛尾三匹獅子舞

葛尾村の三匹獅子舞は、霊を慰め、部落安泰・疫病退散を祈念して行われる行事である。江戸時代の中期にあたる元禄年間に、「葛尾大尽」といわれた松本三九郎が再興したといわれ、日山（天王山）の牛頭天王に奉納し、下山してから葛尾大尽の庭で「笠ぬぎ」の舞を舞わせたのが始まりと言われている。葛尾村では、この時に始まった舞が長く引き継がれていた。

葛尾三匹獅子舞には、「庭入り」から「納め舞」まで12の舞が

あり、雄獅子（太郎・次郎）と雌獅子に対して「岡崎」と呼ばれる道化が絡む形で舞われ、すべての演目を通して行くと1時間を超える。

1973（昭和48）年には村の無形民俗文化財に指定されている。

イ 宝財踊り

宝財踊りは、葛尾村東部に位置する野行地区に大正時代から続く伝統芸能であり、村の無形民俗文化財に指定されている。野行地区の開拓を祝い、毎年10月第4日曜日頃に催されていた。

この踊りは、南北朝時代の霊山城（現在の福島県伊達市霊山地域にそびえる霊山の山頂付近にあった城）落城の際、主従が変装し、敵の中を踊りながら逃げたことに由来するとされており、もともとは浜通り沿岸部に伝えられていた。1915（大正4）年頃、野行地区に建立した開墾碑の除幕式の際に浪江町から踊り手を招聘したことによって伝わり、受け継がれてきたとされている。

春の延命地藏尊祭礼、秋の愛宕明神の祭礼時には地区の集会所前で披露され、地区の皆がまとまって踊りの準備をしていた。最も盛んなときには、隣村の津島まで踊りに行っていたこともあったとされる。

1996（平成8）年のふたばワールド in かつらお、2001（平成13）年のうつくしま未来博でも披露され、この時に使用された衣装や小道具などは、現在「葛尾村郷土文化保存伝習館」に保存されている。

ウ 八幡神社と岩角の神楽

葛尾村の八幡神社は、水野河内守忠清の末裔、水野越中守忠久の嫡男、松本豊前忠親の一子・忠寿が、1245年（寛元3年）

8月15日、筑前国の宇佐に鎮座する八幡宮の御霊を受けて、八幡神を松本家「現当主・松本忠光氏」の氏神として祀ったのが始まりとされている。

毎年秋には例祭が行われ、過去には、疫病退散や五穀豊穰を願って神輿行列が行われていた。

岩角の神楽は、八幡神社への獅子神楽の奉納として、おおよそ160年前から葛尾村に伝わるものである。例年9月頃に舞が行われていた。

第2 つながり、かかわり、持続性

1 人と人とのつながり

上述のように、葛尾村は農村・山村であったため、収穫物を隣近所で分け合うことが日常的に行われていた。収穫物を近隣におすそわけしたり、助け合って作業をしたりしていた。

田植えが終わった際や稲刈りが終わった際に近隣住民で旅行に行くというような地域でのレクリエーションが数多くあり、村民はそういった行事を楽しみながら、地域で交流を深めていた。

原告松本忠彦（原告番号148-1）も、「今でも懐かしく思い出しますが、田植えが終わった頃、よく会津の方にタケノコとりにみんなで行って、その後温泉に入ったりして遊んでいました。なんということもない田舎の旅行ではありますが、私にとってはこの上なく楽しい行事でした。」と語っているとおり、葛尾村には、季節を通じた地域におけるつながりがあった（甲C148第1号証）。

また、葛尾村では、毎年11月3日に「かつらお自然の恵み感謝祭」というイベントが長くにわたって開催されており、様々な出店やステージイベント、大鍋汁の無料提供が行われていた。かつらお自然の恵

み感謝祭は、村民交流の一大イベントであり、本件原発事故前には毎年約1万人の参加者が来場し、交流を深めていた。

2 人と自然とのかかわり

原告らが居住していた葛尾村は、山や川の自然豊かな地域であった。葛尾村の住民は、豊かな自然とかかわりながら、日常的にこれらの山、川の自然の恵みを受けて生活をしてきた。

(1) 川の恵み・魚

葛尾村は、葛尾川と野川川、高瀬川が流れる、川の恵みの豊かな土地であり、高瀬川溪谷は、紅葉の名所としても有名であった。また、葛尾川の岸边には桜の木が立ち並んでおり、春には満開の桜が景色を彩っていた。

高瀬川や葛尾川の清流にはヤマメやイワナ、アユなどの川魚が多く生息しており、シーズンには釣り人でにぎわっていた。

(2) 山・草花

阿武隈高原に位置する葛尾村は、阿武隈山地第2位の高峰である日山やヤマツツジがで有名な五十人山、葛尾小富士の別名がある竜子山、新緑や紅葉がみごとな手倉山、美しい森のある蟹山に囲まれており、四季それぞれに景観を彩っていた。日山を彩るツツジは、葛尾村の「村の花」に指定されている。

ヒノキの植林・出荷も行われていたほか、山の環境を生かしたシイタケの栽培なども行われていた。

山からは、春は山菜、秋はキノコが豊富に採れ、自然の恵みで豊かな生活を営むことができる地域であった。

(3) 田畑・野草など

葛尾村では、山の斜面では、傾斜を利用した牧草地やそば畑の利

用がされており、開けた部分では米作、葉タバコ栽培、野菜の栽培などが行われていた。また、田畑周辺にはふきやウド、わらびなどが自生しており、栽培以外にも自給自足が可能な環境であった。

3 つながりとのかかわりの持続性

葛尾村には、三匹獅子舞、宝財踊り、岩角の神楽といった伝統の文化行事が長きにわたって催されており、世代を超えて伝承されていた。

かつらお自然の恵み感謝祭も毎年恒例で開催されており、村民の多くが担い手となって引き継いできていた。

人口自体は減少傾向にあったものの、農業体験、竹・ワラ細工の工作体験、そば打ち・餅つき体験などを行う交流施設などを整え、村内外の交流を活発にして村の活性化を図っていた。

また、村民の各自も、家業の継承を行い、村の持続性を維持していた。

この点は、原告松本忠彦が「現在、福島県いわき市に暮らす長男剛輝は、将来会社を定年退職した後は、葛尾村に帰郷して、私の跡を継いで農村での生活をする予定でした。私としても、そうした1人息子の将来設計を頼もしく感じ、自らが自宅を維持して農業を続ける張り合いにもしていました。私が水田や畑を耕作し、山に出て手入れをしたり、将来出荷も可能となるようシイタケ栽培を始めたりする営みも、全て孫子のためという意識があり、それが生き甲斐でもありました。」と述べている通りである（甲C148第1号証）。

第3 葛尾村の現状

1 避難状況

(1) 避難指示等の概要

葛尾村は、本件事故後、村内全域が警戒区域または計画的避難区域に指定されてきたが、２０１３（平成２５）年３月２２日に村内がそれぞれ避難指示解除準備区域・居住制限区域・帰還困難区域に再編された。

２０１６（平成２８）年６月１２日、帰還困難区域以外の避難指示が解除されたが、この時点では、生活関連サービスについて内科診療所、買い物環境の再開に課題が残る状態であった。また、村の面積の約２割に当たる東部の野行地区は帰還困難地域として残されたままであった。

２０１８（平成３０）年５月１１日、帰還困難区域の一部（帰還困難区域面積の６％）が特定復興再生拠点区域に指定され、除染が進められた。

２０２２（令和４）年６月１２日、帰還困難区域のうち特定復興再生拠点区域に指定されていた地域について避難指示が解除された。他方、同日に避難指示が解除された地域には３０世帯が住民票を登録しているが、うち２７世帯は本件事故後、自宅を取り壊している（甲Ａ９１４：ＮＨＫニュース）。

(2) 住民等の状況

２０１１（平成２３）年３月１日時点における葛尾村の人口は１，４８８人、世帯数は４６６世帯であった。

２０２２（令和４）年１１月１日現在の葛尾村の住民登録者数は、本件事故後の転入者も含めて１，３１１人となっており、福島県内に７７５人、県外に４８人が避難を続けている。また、福島県の人口調査年報甲Ａ９１６）によれば、２０２１（令和３）年１０月１日時点の葛尾村の人口は、３８３人とされている。

２０２２（令和４）年１１月１日現在、帰村した住民は３３１人

であり、他方で上記の通り、823人が避難を続けている（甲A937：帰村・避難の状況）。これらの合計は1,154名であり、本件事故後に死去した住民を除いても、帰村した住民は、本件事故前の住民の3割未満にとどまっている。

福島県の人口調査年報（甲A916）によれば、2021（令和3）年10月1日時点の葛尾村の世帯数は、204世帯であり、上記の通り、同日時点の葛尾村の人口は、383人とされているから、人口の半数以上が1人世帯であることが分かる。

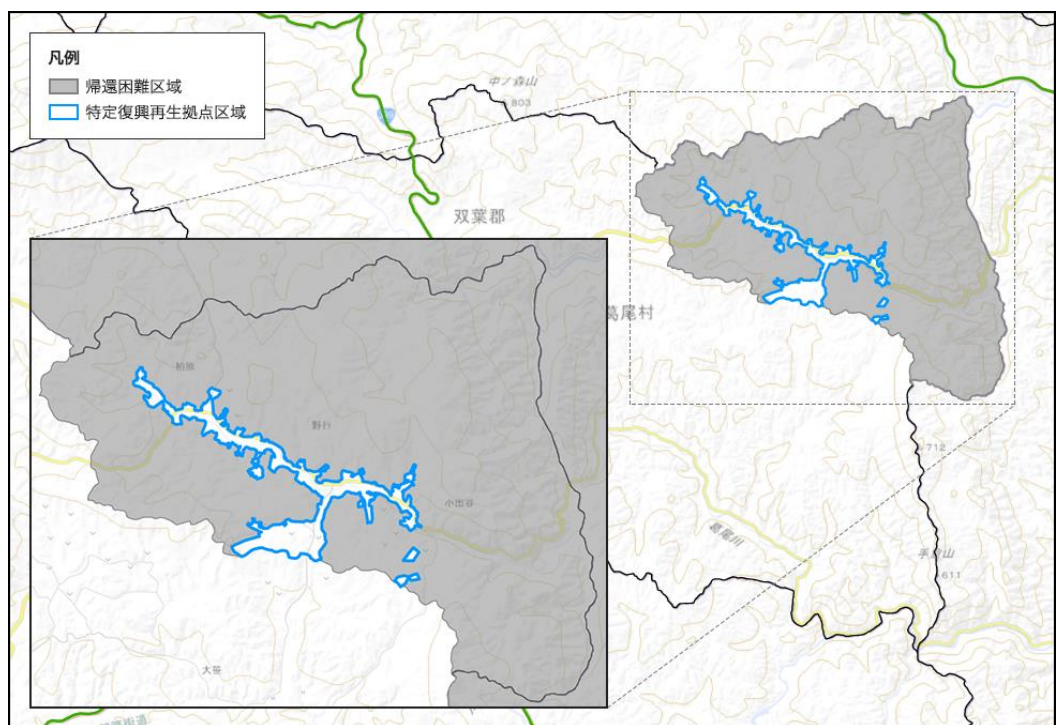
2 避難指示区域の状況

上記の通り、現在においても、葛尾村の約2割に当たる野行地区は帰還困難地域として残されたままである。

下記の図は、環境省のホームページ

（<http://josen.env.go.jp/kyoten/index.html>）

から抜粋した、帰還困難区域及び特定復興再生拠点区域に関する表である。



2022(令和4)年6月12日に帰還困難区域のうち特定復興再生拠点区域に指定されていた地域について避難指示が解除されたが、当該部分は、帰還困難区域の内の6%に過ぎず、避難指示が

解除されたとしても、帰還した住民は、周囲を帰還困難区域に囲まれた状況で過ごさざるを得ない状況にある。現に、環境省が行ったモニタリングによれば、帰還困難区域に含まれていた葛尾村葛尾のモニタリング地点（福島第一原子力発電所から西北西に21キロ地点）の2022（令和4）年11月25日時点における空間放射線量は、毎時2.33マイクロシーベルトであり、毎時0.23マイクロシーベルト（環境省の基準における年間1ミリシーベルト換算）の10倍にあたる数値を示している（甲A938：環境土壌モニタリングの結果 令和4年11月25日）。

加えて、現時点においても、住民は当該地域への帰還はできず、事前登録をしたうえでの「準備宿泊」ができるに過ぎない。

また、帰還困難区域指定が解除された地域には30世帯が住民票を登録しているが、うち27世帯は本件事故後、自宅を取り壊している（甲A914：NHKニュース）。

3 村内の状況

(1) 居住等の実態について

上記の通り、現時点における葛尾村の住民の半数以上は1人世帯であり、かつ、2021（令和3）年10月1日時点における老年人口（65歳以上）の割合は40%を超えている。

帰還している村民の多くは70歳以上であり、伝統文化や芸能、地域行事の継承の担い手が不在の状態となっている。

また、元の住民の多くは、近隣の三春町や田村市に住居を求めて住んでおり、葛尾村において就労している者も田村市や三春町から通勤している者が多い（甲C148第1号証）。これは、すでに避難先から葛尾村に帰還する見込みが高いものが少ないことを示し

ている。

(2) 職業等について

2010年度農林業センサスによれば、2010（平成22）年2月1日時点における葛尾村内の農業経営体の数は法人・個人を合わせて251であった。他方で、2020年度農林業センサスによると、2020（令和2）年2月1日時点における葛尾村内の農業経営体の数は法人・個人を合わせてもわずか17である。

本件事故により、葛尾村の主要産業であった農業は、その担い手の多くが再開をしておらず、村としての基盤が破壊されていることが分かる。

このことは、原告松本忠彦の「戻ってきた村民は、みんな70歳以上の老人で、若い人は戻ってきません。また、葛尾村で帰ってきて農地で農作物を作っている村民も何人かいます。しかし、若い者は帰ってきて農業をするということはありません。」との陳述（甲C第148号証）からも裏付けられる。

(3) 自然環境の変化

本件事故後、人口の減少により、野生のイノシシなどが増え、田畑を荒らされるなどの被害が増えている。従前は、イノシシを狩って食肉にすることが少なくなかったが、放射能汚染をおそれ、そうした利用も行われなくなっている。

また、以前は田畑周辺に自生していたわらびやふきなども、除染作業によって表土とともにはぎ取られたことによって採取できなくなってしまった。

山からの山菜やキノコの採取も、放射能汚染の影響で難しくなっている。（甲C148第1号証）

4 住民意向調査(令和3年9月6日～9月21日)の結果(甲A915)

(1) 職業

本件事故前の時点で、葛尾村における回答者300人(成人)の、71.7パーセントが何らかの職を持っており、無職・専業主婦・専業主夫の割合は20.3パーセントであった(同上)。

他方で、令和3年9月に行われて調査の結果では、職を持たない人の割合が46.4パーセント(職を探していない人が40.7パーセント、職を探している人が5.7パーセント)で、何らかの職をもっている人は40.3パーセントとなっており、職を持たない人の割合の方が多く、何らかの職を持っている人が半数以下となっている。

これらの調査結果からは、本件事故後、職を持たない住民が大きく増加したことが分かる。

(2) 帰還について

本件事故から1年後の2012(平成24)に行われた住民意向調査(甲911、回答数1033)によると、当時の時点で帰還の意思があると回答した割合は39.6パーセントであり、うち7.0パーセントが「すぐに戻る」、26.2パーセントが「条件が整えば葛尾村に戻る」、6.4パーセントが「二地域居住する」と回答していた。「葛尾村には戻らない」と回答していた割合は27.1パーセントで、「今はまだ判断できない」と回答していた割合は30.7パーセントであった。

2021(令和3)年9月に行われた住民意向調査(甲915、回答数300)によると、回答者全体のうち34.3パーセントが「既に葛尾村に戻っている」と回答し、「戻りたいと考えている(将来的な希望も含む)」が14.0パーセントであった。回答者全体

のうち、「戻らないと決めている」と答えた割合は27.7パーセントであり、「まだ判断がつかない」と答えた割合は20.7パーセントであった。

他方で、回答者のうち、30～39歳の回答者（6名）で「既に葛尾村に戻っている」と答えたのは16.7パーセント（1名）であり、「戻らないと決めている」と「まだ判断がつかない」がそれぞれ33.3パーセント（各2名）であり、「戻りたいと考えている」と回答した者はいなかった。40～49歳の回答者（26名）についてみても、「既に葛尾村に戻っている」と答えた割合は26.9パーセントだった一方で、「戻りたいと考えている」と回答した割合は7.7パーセントであり、「戻らないと決めている」が26.9パーセント、「まだ判断がつかない」が34.6パーセントであった。このように、30～40代の世代においては、回答者全体に比べて帰還したいと考える者の割合が低くなっている。

また、70歳以上（回答者数166名）のうち、39.2パーセント（65名）が「既に葛尾村に戻っている」と回答し、60～69歳（回答者数73名）のうち、32.9パーセント（24名）が「既に葛尾村に戻っている」と回答している。

これらを合わせると、「既に葛尾村に戻っている」と答えた回答者89名は60歳以上であり、回答者全体で「既に葛尾村に戻っている」と答えた割合34.3パーセント（103名）の大部分を占める。

このことから、帰還したものの大部分が高齢者であることが分かる。

(3) 帰還者への調査

「既に葛尾村に戻っている」と回答した103名に対して行われ

た「葛尾村での今後の生活において必要な支援」との質問（複数回答可）に対しては、

「医療機関（診療科）の拡充」が62.1パーセント、「介護・福祉施設の充実」が62.1パーセントとなっており、避難指示が解除された後も、生活インフラが十分に整っていないことが示されている。

また、「有害鳥獣対策の強化」との回答も51.5パーセントに上っており、本件事故後の人口減少によって生態系が変化し、害獣によって生活への不利益が生じていることが分かる。

(4) 戻らないと決めている理由について

帰還以降について「戻らないと決めている」と回答した者を対象に行った帰還しない理由についての質問では、「避難先の方が、生活利便性が高いから」が45.8パーセント、「すでに生活基盤ができているから」が36.1パーセントとなっており、長期にわたる避難生活によって避難先での生活基盤ができおり帰還できないことが示されている。

「医療環境に不安があるから」との回答も37.3パーセントに上っており、生活インフラが整っていないことがこの点でも裏付けられる。

また、「放射線量が低下せず不安だから」と答えた割合が19.3パーセント、「水道水などの生活用水の安全性に不安があるから」と答えた割合が22.9パーセントであり、少なからぬ避難者が葛尾村の除染状況・放射能汚染に対して不安を抱いていることが分かる。

5 まとめ

以上の通り、葛尾村は、一部を除いて避難指示が解除されたものの、総面積の約2割が帰還困難区域のままとなっている。帰還者も、住民の3割に満たず、年齢層も高齢者が中心である。

本件事故前の密接なコミュニティ、自然とのかかわりの中での生活も失われたままであり、本件事故前のふるさとにおける生活利益はまったく回復していない。

第7章 檜葉町

第1 震災前の檜葉町の状況

1 檜葉町の沿革

- (1) 檜葉町は、福島県浜通りの中南部に位置し、阿武隈山系の山並みを西に望み、町を東西に木戸川、井出川が流れ、東には太平洋が広がる自然豊かな町である。

町名の由来は、中世期に現在の檜葉町域内を領した檜葉太郎隆祐にちなんで名づけられた。

- (2) 町内には、先土器時代の遺跡である北向遺跡があり、弥生時代の天神原遺跡が残されている。北向遺跡の竪穴住居址には「カマド」が付いており、鎌や刀子（とうず）が出土したことから鉄製品を使用した生活があったことが明らかとされている。また、天神原遺跡からは、弥生時代の土器棺24基と土坑墓47基がみつき、東日本最大級の集団墓とされている。出土した土器に描かれた文様の特徴から「天神原式」として位置付けられ、また、2基の土坑墓からは多数の勾玉、管玉が出土しており、天神原には、玉類を見につける地位の者を中心とした集団がいたことが明らかとされているなど、先土器時代（8000～13000年前）からの人の営みが確

認できる地域である。天神原遺跡に見られるとおり、木戸川流域においては弥生時代から稲作が行われてきた。

7世紀中頃陸奥国が成立し、石城国が分立した。「常陸風土記」によると南は助河（茨城県）を道口（みちのくち）とし北は苦麻（くま）（大熊町）を道後（みちのしり）とするとあるように、当地方は早くから大和朝廷の支配を受けており、当時の地理書である。「和名抄」の郷名の中に檜葉郷、白田郷が出てくる。現在の広野町から大熊町あたりまでが檜葉郷と呼ばれており、平安末期になって石城郡から独立して檜葉郡ができ、檜葉町がその中心地域であった。

檜葉町域では、平安末期から檜葉氏が勢力をふるっていたとされ、その居館は館の山（山田岡）に築かれ、ほととぎす山に砦（とりで）を構えたと伝えられている。檜葉氏が衰退を辿ったのちは、檜葉町域は、現在のいわき市を勢力圏としていた豪族岩城氏と相馬市を勢力圏としていた相馬氏のはざまに位置しており、両勢力による小競り合いが続いてきた。両者の勢力争いのはざままで複雑な支配変遷に服して来た。1587年、相馬領と岩城領の境界につき、両氏当主が現在の富岡町大菅で対面し、境界を確定し支配争いが収束を見たとされる。

1590年、豊臣秀吉の天下統一による奥州仕置きの結果、檜葉郡は岩城領内におかれることになったが、1600年、関ヶ原の戦いで、岩城貞隆が西軍に与したため領地が没収され、その後は、幕府直轄の天領と私領との変遷が続いた。

- (3) 1889（明治12）年の明治町村制施行時に、前原、上小埜、下小埜、山田岡、山田浜の5か村が合併して檜葉郡木戸村となり、北田、大谷、井出、上繁岡、下繁岡、波倉の計6か村が合併して檜葉郡竜田村が発足した。

1896（明治29）年4月1日、旧標葉郡および旧川前村を除く檜葉郡が統合して双葉郡が発足したため、双葉郡木戸村及び同竜田村となった。

1956（昭和31）年9月1日に木戸村と竜田村が合併し、檜葉町が誕生した。合併前年である1955（昭和30）年10月1日国勢調査によれば、当時の人口は木戸村4,757人、竜田村5,983人であった。

（5）木戸村と竜田村が合併し檜葉町が誕生した1956年頃の、おもな産業は稲作であった。1960（昭和40）年10月1日国勢調査による人口は8,884人であり、うち農業従事者は6174人（専業農家143戸、第1種兼業農家351戸、第2種兼業農家597戸）であった。同年の就業別人口は、第1次産業2,215人（57.7%）、第2次産業722人（18.8%）、900人（23.4%）であった（甲A第917号証61頁参照）。

1968（昭和43）年1月、福島第二原子力発電所の立地を契機として産業構造が大きく変化し、1970（昭和50）年国勢調査では、人口7884人、うち農業従事者は4778人（専業農家69戸、第1種兼業農家259戸、第2種兼業農家718戸）、就業別人口は第一次産業1,246人（31.6%）、第2次産業1,404人（35.6%）、第3次産業1,284人（32.6%）となっている（甲A第917号証61頁参照）。

人口も、1970年の7884人を底として増加に転じ、1995（平成7）年には8,436人まで増加した。人口は、その後、減少に転じ、2010（平成22）年10月1日現在7,700人と推移してきた（甲A第164号証31頁参照）

2 檜葉町の特徴

(1) 檜葉町内には、J R 常磐線と国道 6 号が平行しながら町の中心部を南北に縦断し、南は広野町、北は富岡町、西は川内村に接しており、町内大字波倉字小浜作に福島第二原子力発電所が立地している。

町の総面積は 1 0 3 . 4 平方キロメートルで、西の阿武隈山系に水源を持つ木戸川及び井出川が町のほぼ中央を東西に流れ、太平洋にそそいでいる。両河川の中流から下流域にかけて農耕地が開け、集落が形成されてきた。

町の面積のうち 7 6 % を山林が占めており、耕地面積が 9 % あまり、宅地面積が 3 % の農村地域である。

気候は、東日本型海洋性で比較的寒暖の差が少なく、東北地方にありながら冬は積雪が少なく、降雨量も年間を通じて 1 4 0 0 mm 程度と少なく、自然環境に恵まれた地域である(甲 A 第 9 1 7 号証)。

(2) 木戸川河口近くには弥生時代の遺跡である天神原遺跡が残されていることから明らかな通り、弥生時代から稲作が続けられており、町の基幹産業となってきた。農業では、稲作のほか、柚子やトマト、イチゴなどの栽培が盛んに行われてきた。

そのほか、昭和初期には井出川、木戸川の上流域の森林資源を活用した林業が盛んであり、森林軌道が設けられており、軍への半強制的な供木がなされ、戦後は、沿岸部での製塩のための燃料として森林資源が活用されてきたが、昭和 3 0 年代には林業が衰退し、1 9 6 8 (昭和 4 3) 年の福島第二原子力発電所の誘致後は、町の主たる産業は、福島第二原子力発電所の電気事業であり、町民生産額の 7 8 % が電気・ガス・熱供給・水道業となっていた。

また、木戸川はサケが遡上する川であり、本州でも有数の漁獲量を誇ってきた。

(3) 檜葉町に伝わる伝統文化、芸能の主なものは以下の通りである。

ア 大滝神社の浜降り神事(甲A第918号証366～367頁参照)

旧木戸村一円の人たちが参加して行われる、村挙げての祭礼である。浜降り神事は、木戸川上流の上小埜字柴坂の大滝神社から山田浜までご神体を載せた神輿が海岸まで渡御し、潮垢離することで神の力を高め、農作物や大地を見守る作神となるといわれている。

祭礼は、初日、夕刻から翌朝まで木戸八幡神社宮司が「おこもり」し、午前零時を回ると再転の無事を祈願して布滝で水垢離をとる。浜降り当日は、途中、町内の出羽神社の天下りと合流し、各地域の子ども神輿もでて長い行列となって浜へ向かう。山田浜海岸の津之神社で、両者の神輿を安置し潮垢離が行われ、途中数か所の御旅所では、「浦安の舞」の奉納が行われる。

浜へ向かう行列は、笛や太鼓の音色を響かせながら町内を歩き、檜葉町の伝統的なお祭りとしてにぎやかに行われる。(なお、甲A第201号証参照)

イ 鳥小屋行事(甲A第918号証309～312頁参照)

鳥小屋は農業に災いするものを追い払う行事であり、田んぼの真ん中に竹や篠竹で作った鳥小屋の中に神棚を作り、正月飾りや古い神札を納めて、小屋を燃やす行事である。小屋を燃やす際に、竹竿に餅を挟んで焼いたり、甘酒を飲んだりして、一年の無病息災が祈願される。

ウ じゃんがら念仏踊りと笠踊り(甲A第918号証411～417頁参照)

じゃんがら念仏踊りと笠踊りは、お盆に新盆の家々を回り、仏の供養に庭先で踊るものである。もともとじゃんがら念仏は、太鼓と鉦に合わせて踊るものであり、男子のみで踊られるものであり、笠

踊りは男女入り混じって行われてきた。じゃんがら念仏は、もともとといわき地域で盛んに踊られていたものであり、岩城氏の支配が及んだ時代に檜葉町に伝えられたものと言われる。

第2 つながり、かかわり、持続性

1 人と人とのつながり

(1) 血縁のつながり

- ・ 長男家族が（近くに）居住しているからこそ、それまで住んでいたいわき市から移転したものでした。老後に向けて、同居しているのと同じように行き来ができるので、いつでも息子や孫の顔を見ることができました。また、具合が悪くなったり、何かあったときにもすぐに来てもらえるので、私は安心して、幸せに毎日を送っていました。（甲C2第1号証 一陣原告安達貞男陳述書3頁）
- ・ 私の家族は、正月やお盆などには、みんなでお父さんのところに遊びに行き、ご馳走を食べて、お泊まりして、一緒に過ごすことができました。父も孫と一緒に楽しそうでした（甲C2第4号証 一陣原告丸山ひろみ陳述書5頁）
- ・ 檜葉のときには休日や盆、正月などには一家で遊びに来てくれたりしておりました。あと、私のうちの部屋は4つありましたから、客室に泊まって一日過ごしてもらったり、あとは孫たちと一緒に富岡の店や食堂に行つて遊んだり、あるいは広野の二ツ沼の公園は孫たちが非常に気にいっておりましたので、そこに連れていって遊ばせたりして、孫たちが喜んで遊んでいるのを眺めるのが大変楽しかったです。（一阵原告安達貞男本人調書3頁）
- ・ 私の世帯は、私たち夫婦のほか、娘（長女）である遠藤克子とその夫である遠藤昇、そして長女夫婦の子どもである遠藤昇太の5人

家族でした（甲Ｃ７第３号証 一陣原告遠藤庄作陳述書２頁）

- ・ 孫の昇太君は、私が毎日、全面的に迎えに行っていました。私にとっては大変楽しい、充実した日々でした。（昇太君の）お風呂は、私が毎晩入れてました。楽しみでした。やっぱり一緒にお風呂に入って歌なんか歌ってね、入ってました。（昇太君は）私の遊び相手というか、小さいので私もかわいがっていましたんで、やっぱり休みのときは孫に子供用のバットとかボールを買って、一緒にキャッチボールとかなんかもやりました。三輪車を買っておいたので、海の方まで一緒に遊びに行ってたことが多々あります。（一陣原告遠藤庄作本人調書３～４頁）
- ・ 長男夫婦は、結婚当初は自宅の隣の物置（といっても２階建ての建物）で生活しており、その後は自宅から数十メートル先の土地に自宅を立てて生活してきました。長男の子どもは上の男の子が高校２年生、下の女の子が中学１年生になりました。この子たちは、小さいころから私の家も自宅同然にして育った子たちで、学校帰りには長男の家ではなく、私の自宅に来ていました。また翌日学校が休みになる金曜日の夜には、私の家に泊まりに来るのが、孫たちにとっても私たち夫婦にとっても楽しみの一つでした（甲Ｃ４３第１号証 一陣原告加藤博陳述書６頁）

（２） 地縁のつながり

- ・ 大自然の中でのびのびと子育てをし、皆さんに暖かく見守っていただきながら地域の行事にも参加し、信頼関係を積んで、そして安全で安心な地域の中でのびのび暮らせる子育てができるということが、何よりも、子供たちにとっても、私たちにとっても魅力があるところでした。昼間鍵をかけなくても別に心配ないような地域でした。もうどこどこのだれだれさん、あ、どこどこのおじいちゃん、

おばあちゃん、どこどこのお孫さんねということで、だいたいほとんどご近所は顔見知りになりました。そこから安心感とか、顔も見えるというのが生まれてきました（一陣原告金井直子本人調書 9 頁）

- ・ 味噌は親せきや知人と毎年集まって大量に作り、1 年寝かせたものを食べていました。梅干し、らっきょうも自家製でした。……作った味噌や梅干し、らっきょうなどを近所に持っていき、味見してもらいがてらに、お茶を飲んでおしゃべりをして楽しんできました（甲 C 4 3 第 2 号証 一陣原告加藤文子陳述書 8 頁）。
- ・ 酒を飲むのも近所の人と一緒にです。隣近所の男性 2 0 人ぐらいで「2 0 日会（はつかかい）」というのをつくって、毎月 2 0 日には各自の家を順に会場にして飲み会を開いていました。1 か月に 1 回ぐらいですから、1 年半ぐらいで一巡し、私の家も会場になります。そういうときは、妻に協力してもらって精一杯のおもてなしをします。2 0 日会で旅行に行くこともあり、毎月一度の飲み会とは別に忘年会などもします。参加しているのは農家が多いですが、なかには会社勤めの人もありました。地域の状況や情報についても交流できる充実した会でした（甲 C 7 8 第 1 号証 一陣原告山内行隆陳述書 3 頁）。
- ・ 地域の人が頻繁にうちに立ち寄ってお茶を飲んでいくのが日常でした。檜葉町の広報誌の「檜葉広報」など、地域で回される回覧板には、確認のためのはんこをつくることになっており、回覧順にしたがって順繰りに回します。回覧板を持ってくる用事に合わせて、近所の人と 1 時間も 2 時間も話していきます。早いときは朝 9 時半頃からやってきて話していきますので、私が畑仕事に行けるのが 1 1 時頃になることもあります。（甲 C 7 8 第 2 号証 一陣原告山内喜美陳述書 2 頁）

(3) 職業を通じたつながり

- ・ 地元で長年農業の仕事をしていましたので、農業の関係でいろいろと地域の人たちとのつながりがありました。まず、地元農協の中に婦人部というサークルがあり、私はそこでの活動に積極的に取り組み、部長や副部長などの役職にも就いていました。この婦人部の活動では、たとえば冬場にみんなで白菜を栽培し、収穫した白菜をキムチにして販売したり、また1年2回くらいバスで研修旅行などに出かけていました(甲C40第1号証 一陣原告関根幸子陳述書3頁)

(4) 趣味を通じたつながり

- ・ 私は以前から、俳句と書道の趣味を持っておりました。檜葉の町でも、老人会のクラブ活動で、俳句の会や書道の会に参加するのを楽しみにしていました……私は自宅で書道教室を主宰し、事故当時には2人の生徒に教授していました(甲C2第1号証 一陣原告安達貞男陳述書6頁)
- ・ 私は、檜葉町のPTA仲間であり、ご近所の仲良し3家族7名構成でファミリーバンドを組んだりすることもありました。もうひとつの趣味は、YOSAKOIという踊りです。これは、年齢にとらわれず、若い人から私たちお母さんたちも一緒に楽しめる創作踊りのようなものです。二人の息子も中学校までは、「檜葉天神龍舞」チーム員として一緒に踊っていました(甲C10第3号証 一陣原告金井直子陳述書4頁)。
- ・ 私は、子どものころから卓球をやっていたので、中学校で卓球の外部コーチを委託されていました。中学生の卓球の指導をするわけです。檜葉町卓球会保護者会長もやっていました。さらに町のスポーツ推進員もやっていました。町単位で年間11くらいのスポ

ーツ競技会があり、その取りまとめ役です（甲Ｃ３３第１号証 一陣原告岩間尊弥陳述書９頁）。

- ・ 私は、ＰＴＡ活動に参加したり、地域のバレーボールクラブにも所属していました。婦人消防団にも所属して地域のためにつくしてきました（甲Ｃ６０第２号証 一陣原告松本幹恵陳述書４頁）。

(5) その他のつながり

- ・ 檜葉町には行政区という制度がありました。一行政区の中にいくつかの班があり、それぞれに区長、班長がおり、行政に代わって行政からの連絡を伝える、生活ごみの集積、水利・道路の管理など行政に代わって様々な活動を実施しておりました（甲Ｃ１第１１号証 一陣原告早川篤雄陳述書１頁）
- ・ 私も名古屋部落の葬儀組合長として、地域の葬儀を取り仕切ったりすることもありました。また地域の掃除などを手伝うこともありました。（甲Ｃ１５第１号証 一陣原告宗像政俊陳述書５頁）
- ・ 私は、甚六会という組織で祭りの主催者側にもなっていました。甚六会とは、檜葉町で各種の祭りの祭典執行をする団体で、行政区から委託を受けて年中行事のお祭りを主催し、その経費も行政区から出ていました。……檜葉の祭りには、４月の花祭り、夏の盆踊り、冬の鳥小屋といったものがあります。鳥小屋というのは、家々の正月飾りを集めて燃やす行事ですが、これも甚六会の仕事です（甲Ｃ３３第１号証 一陣原告岩間尊弥陳述書１０頁）
- ・ お葬式を自宅で行うことがほとんどで、近隣の世帯でつくる葬儀組合がいろいろな手伝いをしていました。女性は２日間にわたって、通夜や精進落としのための料理を作り、接待をし、後片付けもします。男性は町の内外の親しい人に葬儀を知らせに行き、準備や受付を行います。（甲Ｃ７９第１号証 一陣原告渡邊幸生陳述２頁）

2 自然と人との関わり

(1) 川

- ・ 普段都会で暮らす孫たちは、檜葉町に来て、自然の中で遊ぶのをとても楽しみにしていました。木戸川で小さい魚を取り、田んぼの用水堀でどじょうをすくって大騒ぎし、裏山を探検するのは、ちょっとした冒険のようで、そこでいろんな木の実を採ってきて、宝物のように箱の中に並べていました。お正月には天神岬公園で凧揚げをし、毎年冬に飛来する白鳥を見に行き、夏には海に貝殻を拾いに行きました。春には、主人と一緒に田植え機に乗って田植えをすることもありました。畑のジャガイモやトマトやキュウリなどを泥まみれになり一緒に収穫し、取れたばかりの野菜を食べて喜んでいました。（甲 C 1 第 1 号証の 3 一 陣原告早川千枝子陳述書 7 頁）
- ・ 川で鰻もとりました。身の味がとても濃いので白焼きにして食べていました。鮎釣りもしました。天然の鮎は、養殖の下とは違い、食べると川藻の香りが立ちとてもおいしいのです。鮎が「香魚」と呼ばれる所以が良くわかりました（甲 C 1 第 5 号証 一 陣原告早川篤雄陳述書 6 頁）
- ・ 檜葉の町は、海が近く川もあり、自然が豊かです。私は、近所の木戸川で鮎釣りを楽しみ、海でイソ釣りをする生活を送っていました（甲 C 2 第 1 号証一 陣原告安達貞男陳述書 5 頁）。
- ・ 近所には木戸川の清流があり、鮎釣りを楽しみにしていました。海も近いので、投げ釣りでイシモチを釣ることができました（甲 C 7 第 3 号証 一 陣原告遠藤庄作陳述書 7 頁）

(2) 山菜キノコ

- ・ 私は季節ごとに自然の恵みも楽しんでいました。春は、フキノト

ウ、ワラビ、ぜんまい、ウドなどの山菜をとっていました。秋には、シイタケ、マイタケ、アミタケ、イノハナが採れました。また、私はマツタケ採りの名人で、翌友人などに頼まれて、マツタケを採りに行っていました。天然の自然薯も取って食べていました。天然の山菜やキノコは、スーパーで売っているものとは全く味が違います。天然の栗も格別で、畑で取れるものとはくべものにならないくらい甘かったです（甲C 1 第5号証 一陣原告早川篤雄陳述書6頁）

- ・ 山の緑も豊富なこのあたりでは、春になるとタラの芽やコシアブラなどの山菜が豊富で、秋になるとキノコ狩りが楽しめました。若いころから山歩きが趣味であった私は、こうした近隣の山の恵みを大いに楽しんでおりました。庭の隅には、紫シメジが自生しました。（甲C 2 第1号証 一陣原告安達貞男陳述書5頁）

- ・ 春は近在の野山に入って、山菜をとるのが楽しみでした。タラの芽、コシアブラ、ワラビ、ぜんまい、蕨など、様々な山の恵みをふんだんに得ることができました。秋には茸を採ります。アミ茸やイッポンシメジなど、格別の風味を楽しんでおりました（甲C 7 第3号証 一陣原告遠藤庄作陳述書7頁）

(3) 家庭菜園

- ・ 私の家に畑があるので、農業をしていました。私の家の畑では、トマト、キュウリ、なす、キャベツ、白菜、ほうれん草、たまねぎ、里芋など、野菜はほとんど作っていました（甲C 1 第1号証の3 一陣原告早川千枝子陳述書1頁）。
- ・ 家庭菜園といってもかなり本格的な畑で、自宅の敷地の裏に、親戚から60坪の畑を借りて耕作していました。広いですから、耕耘機等の農機具を用いないと手が足りません。オクラ、小松菜、インゲン、キュウリ、トマト、トウモロコシなど、様々な野菜を育てて、

たくさんの収穫を得ておりました。自家用では食べきれませんから、ご近所や親戚にも配って、食べて貰っていました。日当たりのよい畑で丹精した野菜は大変味が良く、自慢の畑であり、生きがいにしておりました（甲C7第3号証 一陣原告遠藤庄作陳述書7頁）

(4) 山

- ・ 今頃（梅雨時）ですと、ちょうどカッコウが鳴く時期ですね、それで、運が良ければ、ホトトギスが鳴きます。夏は、まずこれから全山、一斉にヒグラシが鳴きます。ヒグラシの鳴き声が終わると、秋のはじめ頃まで、次々とセミが鳴きます。この茶室で四季折々の音を楽しんでいました（一陣原告早川篤雄本人調書3頁）。
- ・ （檜葉に帰ってきたことで良かったことは、）いや、それはもう四季もちゃんとしていますし、千葉あたりとは違ってですね。山紫水明というか、まあ本当にふるさとという感じで、ほっとしたような感じだったですね（一陣原審における一陣原告宗像政俊本人調書13頁）。
- ・ 土いじりは好きでした。やはり種をまいて、収穫できるまで育てるのが楽しみでした。近所の人にあげたらおいしいと言って喜ばれていました。作って、よろこばれたところにやりがいを感じていました（一陣原告関根幸子本人調書4～5頁）。

(5) 庭園

- ・ 母の趣味で、いろいろな花を集めてきては植えていたものです。季節の花が咲き、近所の人わざわざ見に来るような、母の自慢の野草園でした（甲C33第1号証 一陣原告岩間尊弥陳述書7頁）
- ・ 私は、檜葉での生活で、どうしてもやりたいことがありました。本格的なガーデニングです。そのために、私は、檜葉で土地を求め、自宅を立て、広い庭を造りました。……庭には芝を敷き詰めました。

私は芝生の庭が夢だったのです。夏場は涼しく、そこで寝そべったり、芝生があるだけでとても開放感のある庭になるのです。芝刈りをするのも楽しいものです。休みの日に、芝刈り機で伸びた芝生をキレイにすることは気持ちを整えるのにとっても良いのです。また、庭には多くの木や花を植えました。お気に入りには庭の内苑に植えたエメラルドグリーンです。……もちろん花も植えました。庭には花壇を造り、季節に応じた花を植えていたのです（甲C72第1号証 一陣原告柴田和夫陳述書2頁）

3 つながりとかわりの持続性、承継性

(1) 世代の承継

- ・ 檜葉は、主人の両親と田や畑を耕し、米・野菜を作り、そして3人の子供を育てあげた場所であり、結婚して独立した子供たちが孫を連れて皆で遊びに来てくれる、そんな場所でした（甲C1第1号証の3 一陣原告早川千枝子陳述書7頁）
- ・ 盆栽は、なくなった母親の代から育てている真柏や松、銀杏など、何十年も丹精をつづけた貴重なものがいくつもありました。南天やツツジなど、植木もたくさん植えていました。（甲C2第1号証 一陣原告安達貞男陳述書5頁）
- ・ 自宅は、もともとご先祖からご両親を通じて受け継いできた敷地です（一陣訴訟原審における一陣原告猪狩正則本人調書15頁）
- ・ 私と私の先祖は代々この檜葉の地に住んできました。ずっとここで育ち、この地に根を張り、隣人と助け合って生きてきました（甲C30第1号証 一陣原告遠藤良司陳述書6頁）
- ・ 私のご先祖は、代々檜葉の人間でした。私は7代前のおじいさんの名前まで知っています。7代前といえば江戸時代です。もちろん

私が名前を知っている範囲で、という意味であって、私の祖先はそれよりもずっと前から檜葉に住んでいました（甲C33第1号証 一陣原告岩間尊弥陳述書1頁）

(2) 伝統文化の承継

故郷には、古くから伝わる伝統文化が継承されており、それを意識的に維持、復活をする取り組みが続けられてきていた。

- ・ 原告早川篤雄は、代々伝わるお寺の住職であったが、花まつり、じゃんがら念仏踊り、月例念仏会、お施餓鬼を復活させ、部落の子どもたち、青年たちなどたくさんの人がお寺に集まるようになった（一陣原告早川篤雄本人調書7頁、8頁）。
- ・ 祖先が代々神官であったので、私も出羽神社の神社総代を務めています。大同年間に創始されたという歴史ある神社であり、年に何回かの祭事、祭礼でも、様々な行事をとり行う役割を担っていました。中でも、古くから伝承されている大滝神社の浜降りという祭事は、福島県の無形文化財に指定されている由緒ある文化行事です。町内の木戸八幡神社（雄）と出羽神社（雌）の雌雄の神々を祀る厄払い祭事で、町内を流れる木戸川上流に鎮座する大滝神社（本宮）から木戸八幡神社、出羽神社にご神体が神幸となり、前後5日をかけて再び大滝神社に還御する壮大な祭事です。その4日目には「浦安の舞」という巫女の舞が奉納されますが、これは地域の氏子さんの家の娘が、歴代にわたってその伝統技能を継承してきました。また、宮出しに用いられる神輿も歴史あるもので、新たに作れば数千万円かかるものです。（甲C3第3号証 一陣原告猪狩正則陳述書4～5頁）

(3) 自宅

- ・ 自宅は、入母屋造の二重屋根を持つ平屋で、神社などで用いられ

る伝統的な工法で建築しています。父親の先祖は神主なので、宮大工である親戚（姉の夫）があり、これに依頼して建ててもらいました。このように私にとって思い入れのある大事な自宅（です）。（甲 C 3 第 3 号証 一陣原告猪狩正則陳述書 4 ～ 5 頁）

- ・ 自宅は、入母屋造りの日本建築で、大黒はケヤキの八寸、恵比寿の柱はケヤキの七寸五分、檜の五寸の通し柱など、太い柱と松の梁（一尺二寸）を多用し、床は桜材を用いた自慢の家です（甲 C 7 第 3 号証 一陣原告遠藤庄作陳述書 6 頁）。
- ・ 庭を広くとって、旧自宅の頃から丹精した植木を大切に育てていました。前庭 8 0 坪、裏庭 2 0 坪に、昔自分が山から掘り出してきた黒松 3 本、ツツジ、サツキ、南天、柿やイチジクなどの果樹、その他様々な樹木を配置しておりました（甲 C 7 第 3 号証 一陣原告遠藤庄作陳述書 6 ～ 7 頁）

(4) 檜葉を離れてもつながりが承継されてきたこと

- ・ 原告宗像政俊は、「おふくろさんを面倒見たい」という思いと、「生まれ育った故郷ですから、いずれ返って生活しようというような考えで（いた）」ため、故郷である檜葉町に戻ってきた（一陣原告宗像政俊本人調書 1 1 頁）。
- ・ 長男が大学を卒業すれば親の務めも終わると思っていました。私は高校を卒業して東京に出て暮らしていても、いずれ故郷に錦を飾りたいという思いをずっと持ち続けていました。私が高校の同窓会でこのような思いを話すと、多くの友人たちが同じ思いを持っていました。（甲 C 3 7 第 1 号証 一陣原告古市満雅陳述書 5 頁）

(5) 農地への愛着

- ・ 私が所有していた田畑は相続で父から受け継ぎました。田んぼでは、毎年おいしい米が、畑ではジャガイモ、サトイモ、キャベツ、

白菜、大根、アスパラガス、ナス、キュウリ、カボチャ、ネギ、ニンジン、ニラ、ほうれん草、ブロッコリー、トマト、ゴーヤ、玉ねぎなどの四季折々の野菜が毎年取れました。お盆などで規制した裁、孫が農作業を手伝ってくれることもありましたが（甲Ｃ１第５号証原告早川篤雄陳述書６頁）

- ・ このように、本件事故まで私たちが毎年、野菜やコメを収穫してきた田畑は、私の両親と私を含めた兄弟姉妹が、大変貧しい暮らしの中、山林を切り開き、やせた土地を何度も耕して苦勞に苦勞を重ねて作り上げたものでした。したがって、実家からこの土地を譲り受けた私としては、この田畑に誰よりも愛着があり、女平地区に戻らないと決めた今でも、亡くなった私の両親が戻って来いと言っているのではないかと後ろ髪を引かれる思いがあります。（甲Ｃ２２第３号証原告寺山千栄子陳述書４頁）

第２ 本件事故後の檜葉町の人口動態

１ 基本情報

２０１１（平成２３）年３月１１日現在の住民登録人口は、８０１１人であったが（甲Ａ９１９）、２０１９（平成３１）年４月３０日現在、住民基本台帳人口では２，９１４世帯６，８９２人、実際の町内居住者数は１，８７４世帯、３，７２９人であり、住民基本台帳人口の５４．１１％、２０１１（平成２３）年３月１１日の人口の４６．５％である。また、帰還者の年代をみると、６５歳以上が１４３０人、帰還者全体の約３８％を占めている（甲Ａ９２０）。

２ 人口の減少が続いていること

檜葉町は、本件事故後、２０１１（平成２３）年４月２２日の避難区域の再編後も、警戒区域に指定されてきたが、２０１２（平成２４）

年 8 月 1 0 日、警戒区域の指定が解除され避難指示解除準備区域となり、2 0 1 5（平成 2 7）年 9 月 5 日、避難指示が解除されている。

檜葉町住民基本台帳人口は、2 0 1 1（平成 2 3）年 3 月 1 1 日現在 8, 0 1 1 人であったが、減少を続け、2 0 1 9（平成 3 1）年 3 月 3 1 日現在 6, 9 0 8 人となっており、事故当時から 1, 1 0 3 人減少している。この増減には、事故後住民登録を檜葉町に移した転入者が含まれている。

なお、本件事故後平成 3 1 年 2 月 2 7 日までに 1, 8 4 4 人が転出し、7 9 6 人が転入しており、なお町外に避難者している者が 3, 6 2 0 人である。

3 帰還者数が頭打ちになっていること

（1）檜葉町では、避難指示解除後、2 0 1 5（平成 2 7）年 1 0 月 2 0 日以降、2 0 1 7 年 3 月 3 日まで、毎月一回、避難指示解除前日である 2 0 1 5（平成 2 7）年 9 月 4 日現在の住民基本台帳人口 7, 3 6 3 を分母とし、「防犯パトロール隊及び町内居住者確認表による状況確認（4 日以上滞在者）」帰還者数を分子とする帰還者集計及び帰還率を公表していた。

公表された 2 0 1 5（平成 2 7）年 1 0 月 2 0 日には、本件事故時檜葉町に住民登録していた住民の 4. 3 %が帰還しており、2 0 1 7（平成 2 9）年 3 月 3 日には 1 1. 1 1 %になっていた。

	世帯数	増減	人数	増減	帰還率
H27.10.20	203		321		4.36%
H27.11.4	216	13	346	25	4.70%
H27.12.4	235	19	388	42	5.27%
H28.1.4	247	12	421	33	5.72%
H28.2.4	256	9	440	19	5.98%
H28.3.4	263	7	459	19	6.23%
H28.3.22	270	7	465	6	6.32%
H28.4.4	273	3	473	8	6.42%
H28.4.28	287	14	503	30	6.83%
H28.6.3	311	24	536	33	7.28%
H28.7.4	344	33	600	64	8.15%
H28.8.4	361	17	641	41	8.71%
H28.9.2	376	15	681	40	9.25%
H28.10.4	385	9	696	15	9.45%
H28.11.4	396	11	718	22	9.75%
H28.12.2	405	9	737	19	10.01%
H29.1.4	419	14	767	30	10.42%
H29.2.3	424	5	781	14	10.61%
H29.3.3	441	17	818	37	11.11%

(甲 A 第 9 2 1 号証 檜葉町町内帰還者集計表平成 2 9 年 3 月 3 日現在)

- (2) その後、帰還者数ではなく、住民基本台帳人口を分母とし、本件事故後に檜葉町に住民登録をしたものを含む町内居住者数を分子とする町内居住者数が公表されるようになっている。

その数字によれば、仮設住宅の提供が打ち切られた 2 0 1 7 (平成 2 9) 年 3 月末を境に、町内居住者数自体は増加しており、2 0 1 9 (令和元) 年 7 月 3 1 日の住民基本台帳人口は 6, 8 8 5 名、居住者は 3, 8 2 1 人、町内居住率は 5 5. 5 0 % であり、2 0 1 1 年 3 月 1 1 日の住民基本台帳人口 8, 0 1 1 人を分母とすると 4 7. 7 % が町内で居住している計算となる。

- (3) 檜葉町内の居住世帯数及び居住者数は、避難住宅の無償提供が打ち切られた 2 0 1 8 (平成 3 0) 年 3 月及び 4 月に 4 1 4 世帯、9 1 2 人の増加と顕著な増加を見せたものの、その後増加は鈍化している。なお、原告渡邊幹夫・光義らが 2 0 1 8 (平成 3 0) 年 3 月に檜葉町へ帰還したのも、いわき市の応急仮設住宅の無償提供が打

ち切られたからである（甲 C 1 0 9 の 1 及び 2）。

	住基人口	増減	世帯数	増減	居住者数	増減	65歳以上	19歳以下	高齢化率	居住率	人口数311比
H29.3.31	7,215		760		1,508		—	—	—	20.9%	90.06%
H29.4.30	7,231	16	854	94	1,616	108	621	154	38.4%	22.3%	90.26%
H29.5.31	7,241	10	896	42	1,683	67	629	175	37.4%	23.2%	90.39%
H29.6.30	7,233	-8	920	24	1,740	57	645	186	37.1%	24.1%	90.29%
H29.7.31	7,215	-18	953	33	1,784	44	660	187	37.0%	24.7%	90.06%
H29.8.31	7,184	-31	1,019	66	1,906	122	724	192	38.0%	26.5%	89.68%
H29.9.30	7,160	-24	1,038	19	1,947	41	736	195	37.8%	27.2%	89.38%
H29.10.31	7,153	-7	1,081	43	2,030	83	767	201	37.8%	28.4%	89.29%
H29.11.30	7,142	-11	1,124	43	2,105	75	801	206	38.1%	29.5%	89.15%
H29.12.31	7,141	-1	1,173	49	2,203	98	840	214	38.1%	30.9%	89.14%
H30.1.31	7,140	-1	1,213	40	2,270	67	856	221	37.7%	31.8%	89.13%
H30.2.28	7,108	-32	1,272	59	2,390	120	906	229	37.9%	33.6%	88.73%
H30.3.31	7,047	-61	1,530	258	2,929	539	1,153	277	39.4%	41.6%	87.97%
H30.4.30	7,046	-1	1,686	156	3,302	373	1,285	304	38.9%	46.9%	87.95%
H30.5.31	7,046	0	1,711	25	3,343	41	1,306	306	39.1%	47.4%	87.95%
H30.6.30	7,007	-39	1,715	4	3,367	24	1,311	310	38.9%	48.1%	87.47%
H30.7.31	7,006	-1	1,752	37	3,424	57	1,334	310	39.0%	48.9%	87.45%
H30.8.31	6,996	-10	1,775	23	3,481	57	1,356	322	39.0%	49.8%	87.33%
H30.9.30	6,990	-6	1,789	14	3,510	29	1,368	327	39.0%	50.2%	87.26%
H30.10.31	6,996	6	1,809	20	3,560	50	1,369	346	38.5%	50.9%	87.33%
H30.11.30	6,982	-14	1,828	19	3,599	39	1,375	357	38.2%	51.5%	87.16%
H30.12.31	6,971	-11	1,832	4	3,613	14	1,397	354	38.7%	51.8%	87.02%
H31.1.31	6,969	-2	1,841	9	3,641	28	1,401	365	38.5%	52.2%	86.99%
H31.2.28	6,946	-23	1,847	6	3,657	16	1,400	368	38.3%	52.6%	86.71%
H31.3.31	6,908	-38	1,843	-4	3,678	21	1,416	379	38.5%	53.2%	86.23%
H31.4.30	6,892	-16	1,874	31	3,729	51	1,430	392	38.3%	54.1%	86.03%
R1.5.31	6,890	-2	1,878	4	3,741	12	1,440	393	38.5%	54.3%	86.01%
R1.6.30	6,881	-9	1,884	6	3,761	20	1,447	394	38.5%	54.7%	85.89%
R1.7.31	6,885	4	1,927	43	3,821	60	1,455	405	38.1%	55.5%	85.94%

（甲 A 第 9 2 2 号証の 1 ないし 2 9 から集計）

（４）その後、２０２１（令和３）年１０月３１日時点の、檜葉町発表の住民基本台帳人口は６６８９人、居住者は４１２４人、町内居住率は６１．６５％であった（甲 A 9 2 3）。

そして、２０２２（令和４）年１０月３１日現在、檜葉町発表の住民基本台帳人口は６６６２人、居住者は４２７７人、町内居住率は６４％であるから（甲 A 9 2 4）、２０１１年３月１１日の住民基本台帳人口８，０１１人を分母とすると５３．３％が町内で居住している計算となる。

すなわち、檜葉町の居住者数の減少は顕著であるうえ、事故から１１年以上が経過した現在においても町内居住率は５割程度に過ぎない。

4 帰還者のうち高齢者が40%弱を占めていること

2022(令和4)年9月30日時点での町内居住者の年齢別では、65歳以上が1,563人、居住者全体の約38%を占めている(甲A925の13頁)。

事故前には686名の児童生徒が町立の小中学校に在籍していたが、2019(平成30)年度は全部で107名となり、児童生徒は6分の1にまで減少している。2019(平成30)年4月、檜葉南小学校に入学した児童は7名、北小学校は8名、檜葉中学校に入学した生徒は9名である。

そして、2022(令和4)年5月に入学した児童数も、檜葉小学校(檜葉南小学校と北小学校が統合)で28名、檜葉中学校で13名にとどまっており(甲A926)、いまだ若年層・児童が戻っているとは言い難い状況にある。

第3 空間線量

避難指示が解除された2015(平成27)年9月当時、檜葉町内の集会所やJヴィレッジ、子ども園など、子どもや住民の集まる多くの公共施設で、年間積算量1ミリシーベルトを超える空間放射線量率を示していた。なお、鞍掛山山頂付近では年間6.62ミリシーベルト、平地でも雑種地では6.41ミリシーベルトの放射線量により汚染されていた(以上、甲A927の1)。

一陣訴訟の第一審が結審した2017(平成29)年10月当時には、避難指示解除より2年を経て相当程度の空間放射線量率の低下をみた。しかしながら、集会所やコミュニティセンターなど、なお多くの住民の集まる公共施設で年間積算量1ミリシーベルトを超える空間放射線量率を示していた(甲A927の2)。

一 陣 訴 訟 の 第 一 審 判 決 の あ っ た 2 0 1 8 (平 成 3 0) 年 3 月 当 時 に は、公 共 施 設 の 空 間 放 射 線 量 率 は さ ら に 低 下 し た も の の、7 か 所 の 施 設 で 年 間 1 ミ リ シー ベ ル ト を 超 え て い た (甲 A 9 2 7 の 3)。

さ ら に 1 年 後 の 2 0 1 9 (平 成 3 1) 年 3 月 ～ 4 月 に は、ほ と ん ど の 公 共 施 設 の 空 間 放 射 線 量 は 年 間 積 算 量 率 1 ミ リ シー ベ ル ト を 下 回 る よ う に な っ た (甲 A 9 2 7 の 4)。

第 4 食 品 の 汚 染

食 品 の 放 射 性 物 質 含 有 基 準 値 に つ い て は、食 品 衛 生 法 第 1 1 条 第 1 項 の 規 格 基 準 (平 成 2 4 年 4 月 1 日 施 行) に よ り、成 人 1 0 0 Bq/kg、乳 幼 児 5 0 Bq/kg 以 下 と さ れ て い る。

檜 葉 町 産 の 食 品 は、避 難 指 示 解 除 月 で あ る 2 0 1 5 (平 成 2 7) 年 9 月 に 測 定 さ れ た 自 家 消 費 食 品 等 の 放 射 能 簡 易 検 査 で は、栗 か ら 1 4 7 . 1 2 Bq/kg、山 栗 か ら 3 8 3 . 4 9 Bq/kg、猪 鼻 (い の は な) 茸 か ら 1 万 3 8 2 6 . 0 5 Bq/kg、え の き 茸 5 7 6 . 8 4 Bq/kg な ど、主 に 山 菜 食 品 で 高 濃 度 の 放 射 性 物 質 が 検 出 さ れ て い た (甲 A 9 2 8 の 1)。

一 陣 訴 訟 の 第 一 審 の 結 審 月 で あ る 2 0 1 7 (平 成 2 9) 年 1 0 月 当 時 は、多 く の 食 品 で 基 準 値 以 下 を 示 し て い た も の の、乾 燥 舞 茸 に 1 7 9 9 . 3 2 Bq/kg の 放 射 性 セ シ ウ ム が 検 出 さ れ、そ の 翌 月 で あ る 1 1 月 に は、天 然 舞 茸 に 1 6 2 2 . 6 7 Bq/kg、だ る ま し め じ に 1 3 1 . 4 2 Bq/kg、猪 肉 に 2 3 6 0 . 8 9 Bq/kg、山 鳥 に 2 2 3 . 8 3 Bq/kg な ど、な お 多 く の 山 菜 や 野 生 鳥 獣 動 物 が 高 濃 度 の 放 射 性 物 質 に 汚 染 さ れ て い た (甲 A 9 2 8 の 2)。

一 陣 訴 訟 の 第 一 審 の 判 決 月 で あ る 2 0 1 8 (平 成 3 0) 年 3 月 当 時 も な お、猪 肉 か ら 7 5 5 . 2 0 Bq/kg、翌 月 の 4 月 に は、筍 か ら 5 7 4 . 1 0 Bq/kg、ゼ ン マ イ か ら 2 4 5 1 . 9 0 Bq/kg、ワ ラ ビ か ら 4 2 9 . 1 3

Bq/kg、タラの芽から 7 0 7 . 0 7 Bq/kg、コシアブラから 1 3 6 4 . 4 1 Bq/kg など、やはりなお多くの山菜や野生鳥獣動物が高濃度の放射性物質に汚染されていた（甲 A 9 2 8 の 3）。

そして 2 0 1 9（平成 3 1）年 4 月においても、筍から 6 1 9 . 2 3 Bq/kg の放射性物質が検出され（甲 A 9 2 8 の 4）、2 0 2 2（令和 4）年 1 0 月においても、ゼンマイから 3 9 0 . 2 8 Bq/kg、猪鼻から 6 8 3 7 . 5 3 Bq/kg、マツタケから 5 3 5 3 . 4 1 Bq/kg など（甲 A 9 2 8 の 5）、いまだに多くの山菜や野生鳥獣動物が高濃度の放射線物質に汚染されている状況が続く。

このように檜葉町では、避難指示解除後から現在に至るまで、住民が慣れ親しんできた里山の恵は、高濃度の放射能汚染にさらされており、摂取することのできない状況にある。

第 5 除染廃棄物仮置場

檜葉町には、町内 2 3 か所に除染廃棄物仮置場が設置されている。

第一審判決のあった 2 0 1 8（平成 3 0）年 3 月当時、各仮置場に置かれた廃棄物の放射能濃度は、波倉で最大 3 2 万 Bq/kg、7 4 μ Sv/h、女平で最大 1 8 万 Bq/kg、4 1 μ Sv/h、山田浜で 4 3 万 Bq/kg、9 9 μ Sv/h など、ほぼすべての仮置場で高濃度の放射能に汚染された廃棄物が保管されていた。また、上繁岡仮置場や下井出仮置場では、除染廃棄物内部からの浸出水が測定されていた（以上、甲 A 9 2 9 の 1）除染廃棄物仮置場の管理資料）。

2 0 1 9（平成 3 1）年 1 月当時においても 1 4 か所の高濃度の放射能に汚染された廃棄物が残されており、波倉で最大 3 2 万 Bq/kg、7 4 μ Sv/h、繁岡で最大 2 8 万 Bq/kg、6 5 μ Sv/h、前原で 4 3 万 Bq/kg、9 9 μ Sv/h、山田浜で 3 1 万 Bq/kg、7 0 . 5 0 μ Sv/h など、なお、高濃度の

放射能に汚染された廃棄物が残置されている。また、松館・旭ヶ丘（所市）では、廃棄物からの浸出水が測定されており、住民の不安は尽きない（以上、甲 A 9 2 9 の 2）。

この点については、たとえば、放射能濃度が 8,000 Bq/kg を超える指定廃棄物については、放射性物質汚染対処特措法に基づき国が処理を行うこととされていること（甲 A 9 3 2）との比較からしても、上記の仮置場の汚染度がいかに高濃度で危険なものであるかがわかる。

第 6 商業施設（商店、スーパー）等

1 避難指示解除直後の状況

避難指示解除後 1 年後の 2 0 1 7（平成 2 9）年 9 月 1 日、木戸の小料理屋「結のはじまり」が新規オープンした。

その後、2 0 1 8（平成 3 0）年 6 月 2 6 日、笑ふるタウン商業施設「ここなら笑店街」が整備され、スーパー「ネモト」のほか、飲食店（おらほや、なごみ家、豚壺、マリデカフェ、アルジャーノン）、理容店、コインランドリーが営業を開始している（甲 A 9 1 9）。

町の復興に向けて、自治体や住民らにより懸命な努力が積み重ねられているところである。

2 1 陣訴訟の現地進行協議の結果（甲 A 8 8 4、甲 A 8 8 5）から

檜葉町については、一陣訴訟において 2 0 1 9（令和元）年 6 月 1 3 日に現地進行協議が実施された。その結果は以下の通りである。

(1) 現地進行協議の概要

ア J ヴィレッジ

J ヴィレッジセンターハウスから J ヴィレッジ屋外練習施設を見聞した。

現地進行協議が実施された 2 0 1 9 年 6 月 1 3 日は平日であっ

たが、練習グラウンドに人気はなく、プールやジムなどの施設を利用する地元住民の姿を見ることはできなかった。一審被告代理人からは、各種イベントが開催されることが説明されたものの、J ヴィレッジは、日本サッカーのナショナルトレーニングセンターであって、地域住民のための施設ではなく、地域のためのイベントが行われるところではない。そのため、一審原告らを含む地域住民の「地域生活利益」を構成する要素となる施設ではなく、J ヴィレッジの営業再開によって一審原告らのはく奪された「故郷」を取り戻すことにつながらないことが説明された。

詳細は次章における広野町に関する主張において詳述する。

イ 笑ふるタウン

笑ふるタウンは、帰還町民・長期避難者・就業者・研究者のための居住・生活空間の形成を目的として檜葉町が医療・福祉・商業・交流施設を集積させて復興拠点として開設された「コンパクトタウン」である。

(7) 笑ふるタウン商業施設

2018（平成30）年6月に商業施設「ここなら笑店街」がオープンし、スーパー「ネモト」のほか、飲食店（おらほや、なごみ家、豚壺、マリデカフェ、アルジャーノン）、理容店、コインランドリーが営業をはじめているが、町には、働く世代の帰還が進んでおらず、人手不足が続いています。各店舗の従業員も町外から通勤していること、購買客は作業員等が中心となっており、事故前とは、購買層が変化してしまっている状況が説明された。

なお、原告渡邊光義らも、スーパー「ネモト」では日常的な買い物には不十分であるため、基本的にはいわき市内のスーパーまで買い物に行く旨述べている（甲 C109 の2、原告渡邊光義の

本人調書 14～15 頁、30～31 頁)。

(イ) 檜葉Canvas (交流施設)

笑ふるタウン隣にふたば復興診療所(リカーレ双葉)が開設されているが、診療科目は、内科と整形外科のみと少なく、町内に帰還している者も、避難中に通院していたいわき市のかかりつけの医者まで車で通って状況にあり、「リカーレ双葉」は、いまだ住民のニーズに応えたものとなっていない状態であることが説明された。

実際、原告渡邊光義らも、檜葉Canvasを利用することはほとんどなく、家族の誰も「リカーレ」を利用せず、いわき市内の病院へ通院している(原告渡邊光義の本人調書 14 頁、30 頁)。

(ウ) 中満南住宅団地

中満南住宅団地は、町営の災害公営住宅であるが、団地内の見分を通じて、現在も空き室が残されていることや、団地内には集会所も設けられているがほとんど利用されておらず、住民同士の交流がなく帰還した者の間であらたな地域コミュニティを形成されていないことが説明された。また、各戸とも庭が付いているものの庭いじりをしている世帯は半分にも満たず、檜葉町に帰還をしても豊かな自然の恵みを享受することはできていない状態にあることも併せて説明された。

なお、原告渡邊光義らも、応急仮設住宅からこの中満南住宅団地へ帰還したが、そもそもこの住宅は造りが仮設住宅とほとんど変わらず夏は蒸し暑く夜は隙間風が入り寒い上、同じく、居住者が高齢者ばかりであること、人付き合いもほとんどないこと、庭いじりも十分にできないこと、それゆえ自身の家族も他の住人も精神的に不調を抱えていると述べている(甲 C109 の 2、原告

渡邊光義の本人調書 11～13頁)。

(2) 小括

2015（平成27）年9月10日、檜葉町の避難指示が解除された後、「笑ふるタウン」が整備され、2016（平成28）年2月にふたば復興診療所（ふたばリカーレ）が、2017（平成29）年に中満南住宅団地の一部に入居が始まり、2018（平成30）年6月に商業施設「ここなら笑店街」がオープンしている。商業施設北側には宅地の分譲も進められている。

2019（平成31）年4月には国道6号線沿いの「道の駅ならは」、「Jヴィレッジ」が再開し、「ならはスカイアリーナ」が開業するなど、檜葉町でも見かけの「復興」は進んでいる。

しかしながら、いわゆる「箱もの」の整備が、原告らの「地域生活利益」を回復することにつながっていないことは、町内から災害公営住宅である中満南住宅団地に入居した者同士であっても、あらたな地域コミュニティが生まれることにはつながらず地域の協働的な生活が失われたままになっており、なにより友人・知人たちとの交流を取り戻すこともできておらず人と人のつながりが失われてしまっていることから見ても明らかである。

また、畑仕事、土いじり、山菜がり、キノコ狩りなど自然の豊かな恵みの中での人と自然の関わりも取り戻せていないこともまた明らかとなった。

すなわち、一陣訴訟における現地進行協議によって、一度奪われた「ふるさと」は、現在、国や被告東電が進めている「復旧」「復興」では取り戻すことができていないことを意味しており、ひとたび失われた「ふるさと」は容易に回復するものではないことが明らかとなっている。

第 7 教育

2017（平成29）年4月、あおぞらこども園（認定こども園）、
檜葉北小学校、檜葉南小学校及び檜葉中学校が再開した。

同小学校と中学校は、本件事故により生徒数が激減したことから、檜
葉中学校校舎で小・中連携型で運営されている（甲 A919）。

さらに、2022（令和4）年度からは、生徒数の減少等に伴い適正
規模が考慮され、檜葉町南小学校と檜葉北小学校は校舎も含め統合され、
新たに統合校として檜葉小学校が開校した（甲 A934）。これをもっ
て、明治6年から149年間に渡り地区と住民を見守り続けてきた檜葉
南小学校と檜葉北小学校（前身の小学校3校が明治6年に開校し、昭和
31年に統合）は閉校したものである。

第 8 医療・福祉（甲 A919）

2016（平成28）年2月、檜葉町コンパクトタウン内に県立ふた
ば医療センター附属ふたば復興診療所（愛称：ふたばリカーレ）が開設
し、同年7月、蒲生歯科医院が診療を再開した。

また、福祉施設では、2016（平成28）年3月、特別養護老人ホ
ーム「リリー園」が規模を縮小して再開するなどしている。

第 9 住民意向調査（甲 A933）

1 はじめに

2017（平成29）年10月2日～16日に実施された住民意向
調査の結果は、避難指示解除後である2016（平成28）年1月5
日～19日に実施された住民意向調査（甲 A564）の結果と比較し
て、状況は改善されていない。放射能汚染による地域の破壊からの復

興の困難さが見て取れる。以下、詳述していく。

2 職業

本件事故前、檜葉町の住民は、7割以上の人が仕事をもっており、無職・専業主婦・専業主夫の割合は25.9%であった（甲A29の14頁表10）。

ところが、2016（平成28）年調査では、無職が住民全体の48.4%（うち、職を探していない人が41.7%、職を探している人が6.7%）であり、休業中の自営業者の2.7%も含めると、過半数の住民が仕事に就けていない状況であった（甲A564の20頁）。

そして、2017（平成29）年調査では、無職が住民全体の51.5%と増加し（うち、職を探していない人が46.8%、職を探している人が4.7%）、休業中の自営業者の1.6%も含めると、53.1%の住民が仕事に就けていないことがわかった（甲A933の2頁）。

これらの調査結果からは、本件事故前に無職であった人は、住民のおよそ4分の1程度であったが、本件事故後、無職者は激増し、避難指示解除後も過半数の住民が無職であること、すなわち、本件事故前に比べて仕事に就けていない人の割合がおよそ25%も増えた状況にあり、むしろ、無職者の割合は増加傾向にあることがみてとれる。

3 世帯人数

本件事故当時は、1人世帯は200世帯程度、2人世帯と3人世帯がそれぞれ300世帯以上、4人世帯は300世帯程度、5人世帯は200世帯近くであった（甲A933の2頁世帯人数の左側のグラフ）。これを本件事故当時の全世帯数（2887世帯 甲A930）に占める割合でみると、2人世帯、3人世帯及び4人世帯は、それぞれ10%程度、1人世帯と5人世帯はそれぞれ7%程度を占めていたものと考えられる。

これに対し、避難指示解除後の２０１６（平成２８）年調査（甲Ａ５６４の５０頁）では、一人世帯の割合が帰還後の８５８世帯の内の１７％、二人世帯は３９．４％、三人世帯は１８．６％、四人世帯は９．３％、五人世帯は３．３％である。

２０１７（平成２９）年調査（甲Ａ９３３ ２頁）では、一人世帯が３００世帯以上、二人世帯が５５０世帯程度、三人世帯が３００世帯程度、四人世帯が２００世帯弱、五人世帯は１００世帯程度となっている。これを、２０１７（平成２９）年９月末当時の住民基本台帳登録世帯数２８９７世帯（甲Ａ９３１）に占める割合でみると、一人世帯が１０％程度、二人世帯が１９％程度、三人世帯が１０％程度、四人世帯が７％程度、五人世帯が３．４％程度と考えられる。

これらの調査から、本件事故前の世帯数は二人世帯～四人世帯が中心であったが、本件事故後は、避難指示解除後は一人世帯が１７％と本件事故前の２倍以上、一瞬訴訟の第一審結審当時（２０１７年９月末）も１０％と本件事故前の１．４倍に増えていることがわかる。また、二人世帯は、避難指示解除後は本件事故前のおよそ４倍、第一審結審当時も本件事故前の２倍に増えている。逆に、四人世帯以上は、避難指示解除後を通じて本件事故前より減少傾向にある。これは、避難指示解除により、家族全員がそろって檜葉町に帰還できておらず、ひとつの家族が、帰還する者と帰還しない者へと分断されている事実を示している。

そして、２０１７（平成２９）年調査でも、４６．６％以上の世帯が分散しているとの結果が出ているのである（甲Ａ９３３の２頁）。

こうした傾向は、避難指示解除後６年以上が経過した現在においては、一層進んでいるものと推察される。実際、２０２２（令和４）年１０月末時点の檜葉町における世帯数は３１４１、町内居住者は４２

77人であり（甲A924）、あくまで単純計算ではあるが、1世帯当たりの人数は1.3人（=4277人÷3141世帯）となる。

4 帰還について

2016（平成28）年調査（甲A564の35頁）では、帰還者は7.6%、早期に帰還する意思のある者は8.4%、条件が整えば帰還する意向を示している者が34.7%であり、これらの帰還者及び帰還予定者の合計は、50.7%であった。裏を返せば、帰還しない者は25.9%、判断できない者は22.7%と合計48.6%の住民が帰還していない状況であった。

その後の2017（平成29）年調査では、帰還者は28.5%と増加したものの、早期に帰還する意思のある者は11.6%と若干の増加にとどまり、逆に、条件が整えば帰還する意向を示している者が14.2%と大きく減少した。これらの合計は54.3%であり、2016（平成28）年調査当時とほとんど伸びは見られない。同様にして、帰還しない者は27.5%、判断できない者は16.8%と合計44.3%の住民が帰還をしておらず、2016（平成28）年調査当時と比して大きな減少は見られなかった。

そして、2019（平成31）年4月30日時点の檜葉町内の居住者率は64.31%となっている（甲A920）。なお、檜葉町のHPによると、居住者数データの内、避難指示解除後に檜葉町に転入した人を含んでいないものは、2017（平成29）年3月までの分（2016（平成28）年度分）とされている。したがって、2017（平成29）年4月以降の居住者数は、必ずしも、本件事故当時の檜葉町の住民に限られるものではなく、また、本件事故当時の檜葉町の住民の中には、住民登録を避難先へ移した者もいると考えられることに注意が必要である。

5 帰還者の年齢

2016（平成28）年調査によると、帰還者の多い年代は、50代（50代の内の8.5%が2016（平成28）年1月時点で帰還済み）、60代（60代の9.3%が同年同月時点で帰還済み）、及び70代以上（70代以上の7.7%が同年同月時点で帰還済み）であった。これに対し、40代は4.3%が帰還済み、20代と30代の帰還者はいずれも同年代の2%代であった（甲A548の35頁）。

その後の2017（平成29）年調査でも、帰還者の多い年代は、50代（50代の内の23.6%が2017（平成29）年10月時点で帰還済み）、60代（60代の33.9%が同年同月時点で帰還済み）、及び70代以上（70代以上の33.5%が同年同月時点で帰還済み）であった。これに対し、40代は17%が帰還済み、30代の帰還者は10%、20代以下では5.1%であった（甲A933の4頁）。

このように帰還者の多くが高齢者であり、40代以下、とくに子ども世代を含む20代以下の帰還はほとんど進んでいない。こうした若年層の減少は、檜葉町の経済活動の衰退や地域コミュニティの先細り等の地域の変容の主要な原因の一つとなっていると考えられる。

第10 小括

以上のとおり、檜葉町では、復興に向けて住民や自治体による懸命な努力が続けられているものの、放射線被ばくへの不安から、若年層の帰還が進んでいない。地域の未来を担う若年層の減少は、地域の経済活動の衰退や地域コミュニティの持続性を損なうものである。本件

事故前と同程度にまで地域を再生させるまでには、多大な努力と時間を要すること論をまたない。

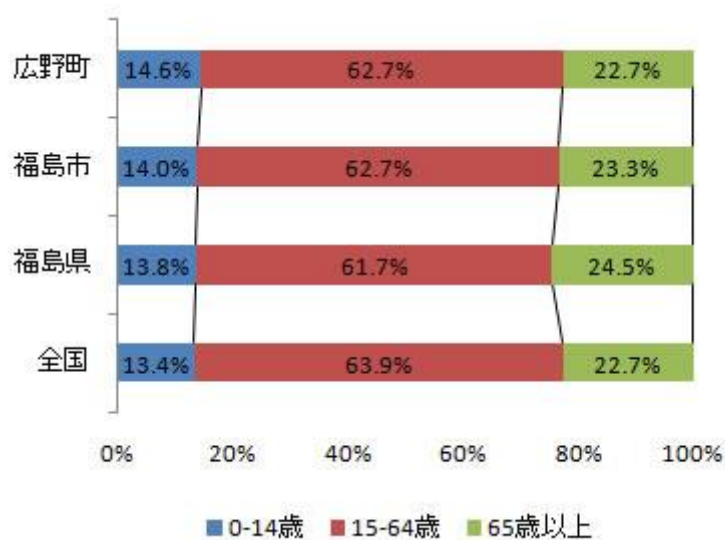
第8章 広野町

第1 概要

1 広野町の人口等

広野町は、福島県浜通り地方の中部、双葉郡の最も南端に位置し、南はいわき市と北は楡葉町に隣接している（前掲地図1参照）。

2011（平成23）年3月11日時点での住民登録人口は5490人（甲A939）、世帯数は1989世帯であった。年齢別人口構成としては、0—14歳の人口が14.6%と、全国平均（13.4%）や福島県（13.8%）と比べると高く、一方で65歳以上の人口は22.7%と、全国平均（22.7%）と同様で福島県（24.5%）より低く、比較的若者が多い町であった（甲A940）。



それゆえ、広野町の人口は、2004（平成16）年に5581人、2010（平成22）年に5,418人と、徐々に減少していたとはいえ、6年間で163人と（甲A941）、減少率は年率換算

で0.5%程度であったし、2009（平成21）年から2010（平成22）年にかけては、むしろ人口が増えていた。

2 避難指示の状況

本件事故後、2011（平成23）年3月13日に町長による全町民に対する自主的な避難指示が発令され、同月15日に役場機能及び災害対策本部が小野町体育館へ、さらに同年4月15日にいわき市常磐地区へ移された。同月4月22日の避難区域の再編の際に緊急時避難準備区域に指定され、同年9月30日に解除された。

その後、2012（平成24）年3月1日に役場機能が広野町に戻り、同年3月31日に町長により避難指示解除が発令された。

しかし、その後の町民の帰還は一定程度で、避難指示解除から約4年後の2016（平成28）年1月の時点で、町内生活者は2393人と約47%にとどまっていた。

第2 現在までの避難状況（人口動態）

1 人口、居住率等

広野町の発表によれば、2019（平成31）年3月31日時点の広野町の住民登録人口は4735人で、そのうち町内居住者が4117人、加えて滞在者が2492人おり、みなし居住率（町内居住者と滞在者を足して住民登録人口で割った数値）は139.6%、帰還率（町内居住者を住民登録人口で割った数）は86%である（甲 A942）。

しかし、本件事故前の住民登録人口は5490人であり、現在までに755人減少している。これは、一部は死亡した者も含まれているが、その多くは帰還を諦め他所に転出して住民登録した者である（甲 A941）。2011（平成23）年から平成27年までで、転出者が転入者を292人上回る）。

したがって、本件事故前の住民登録人口を基礎とした２０１９（平成３１）年時点の帰還率は７４％（＝４１１７人÷５４９０人）となる。

２ 帰還率上昇の要因

また、この帰還率は、２０１６（平成２８）年以降徐々に上がってきたのではなく、２０１７（平成２９）年３月末で避難者への無償での住宅支援（仮設住宅等）が打ち切りとなった際に急激に増加した。実際、２０１８（平成３０）年６月１日時点での町内生活者は４０６４人で、その後１０か月での増加はわずか５３人である。

すなわち、２０１６（平成２８）年以降に広野町へ帰還した現在の町内居住者は、望んで帰還したのではなく、住宅支援が打ち切られてやむを得ず帰還した者が多いことを示している。そして、住宅支援打ち切り以降の人口増加がわずかにとどまるのは、既に、帰還できる者、あるいはやむを得ずでも帰還せざるを得ない者は既に帰還していることを示していた。

３ 人口動態の詳細な分析

人口動態については、より詳細に検討すると、以下のとおりとなる。

広野町により２０１９（令和元）年６月４日に開示された住民記録異動事由別集計表（甲Ａ９５８、２０頁以下）によれば、転出者数と死亡者数は以下の通りである。

期間	転出者	死亡者
H23.4.1～H23.9.30	197 名	31 名
H23.10.1～H24.3.31	87 名	35 名
H24.4.1～H24.9.30	101 名	29 名
H24.10.1～H25.3.31	92 名	38 名
H25.4.1～H25.9.30	96 名	31 名
H25.10.1～H26.3.31	168 名	29 名

H26.4.1～H26.9.30	105 名	29 名
H26.10.1～H27.3.31	157 名	38 名
H27.4.1～H27.9.30	148 名	35 名
H27.10.1～H28.3.31	193 名	42 名
H28.4.1～H28.9.30	140 名	41 名
H28.10.1～H29.3.31	266 名	40 名
H29.4.1～H29.9.30	199 名	26 名
H29.10.1～H30.3.31	186 名	41 名
H30.4.1～H30.9.30	150 名	34 名
H30.10.1～H31.3.31	165 名	29 名

このように、2011（平成23）年4月1日から2019（平成31）年3月31日までの8年間で、広野町の住基登録人口のうち、転出者は累計2450名である一方、死亡者は548名で、転出による住基登録人口の減少が、死亡によるそれよりも圧倒的に多いことがデータからも裏付けられた（なお、住基登録人口が約3000人減少していないのは、以下に述べる通り、事故後、広野町に滞在する原発関連作業員が爆発的に増加し、そのうち一定割合が転入者として登録されているからである）。

事故前住基登録人口から現在の住基登録人口への減少分は、主に帰還を断念した住民の転出によるものであるから、やはり、帰還率算出の際の母数は、事故前住基登録人口とすべきこととなる。

このように、広野町の帰還率は、まず少なくとも、広野町の発表による86%ではなく、上記の74%がより実態に近いのである。

加えて、広野町が公開した「特定時点における2011年3月11日時点で住民基本台帳に登録している方の町内居住者数」（甲A95

８ 末尾から３頁目）によれば、２０１１（平成２３）年３月時点での住基登録人口は５４９０人であったところ、その者らに限定した町内居住者数は、２０１９（平成３１）年３月の時点で３２２４人であることが明らかとなった。

そして、帰還率は本来、事故前の住民に限定して算定すべきである。すなわち、２０１９（平成３１）年３月３１日時点の広野町の住基登録人口総数は４１１７人であるところ、上記３２２４人との差にあたる８９３人は、原発関連作業員等が転入届をしたか、新たに転居してきた者（例えば、より原発に近い町村から避難・転居してきた者）らであって、帰還率の算定に含めるべきではない。

そうすると、広野町の純粋な帰還率は、２０１９（平成３１）年３月末で約５８％（＝事故前に住基登録していた者で広野町に居住している者３２２４人÷事故前住基登録人口５４９０人）である。

この６割弱という帰還率は、実際に帰還した者らの実感にも合致している。

これまで町が発表した限定的なデータをもとに算出された８６％という帰還率が実態に即しておらず、７４％がより実態に近いと主張したが、広野町から公開されたデータをより詳細に検討すれば、正確な帰還率が約５８％であることが明らかとなる。

４ 近時の人口等

そして、２０２２（令和４）年９月３０日時点での広野町の住民登録人口は４６７９人で、そのうち町内居住者が４２２４人である（甲Ａ９４４）。加えて、いまだに滞在者が１４９３人いる。みなし居住率は１２２．１％、帰還率は９０％となる。

しかし、繰り返しになるが本件事故前の住民登録人口は５４９０人であり、上記１と同様に算出される帰還率は７６％（＝４２２４人÷５４

90人)である。

これを上記1の2019(平成31)年3月31日時点の数字と比較すると、町内居住者は3年6か月でわずか107人しか増えておらず、実質的な帰還率も2%しか増えなかったのである。

そして、2022(令和4)年9月だけでも、住基人口は21人減少であるし、人の動きに関しても転入11人に対し転出31人、さらに出生1人に対し死亡2人で、実際の住民も減少傾向になっている。すなわち、むしろ人口は減少に転じている。

表面上の帰還率が74%であった2019(平成31)年3月末の実質的な帰還率が58%であったことからして、表面上の帰還率が76%である現時点での実質的な帰還率も60%にとどまることになる。

このように、広野町の帰還率も、実際はいまだ6割弱なのが現状なのであって、若年世代の大幅な減少とあいまって、コミュニティの復活が困難となっていることの大きな原因となっている。

5 若い世代の帰還者数が少ないこと

加えて深刻なのは、若い世代が帰還しないことである。

広野町における2011(平成23)年3月1日現在の0～19歳の人口は、国勢調査によれば1096人で総人口(5386人)に対する年少人口割合は20.3%であったが、2015(平成27)年12月1日現在の0～19歳の人口は423人、総人口(4326人)に対する年少人口割合は9.7%にまで低下した。

2019(平成31)年4月1日現在では、0～19歳の人口は384人、総人口(3916人)に対する年少人口割合は9.8%であり、同程度である。(以上、甲A943)

また、2011(平成23)年3月11日時点での幼稚園・小学校・中学校の児童。生徒数は760人であったところ、2019(平成3

1) 年4月15日でのそれは315人で(甲A942)、本件事故前の41%に過ぎない。すなわち、広野町の児童・生徒数は、本件事故前の半数にも満たない状態であった。2022(令和4)10月1日時点でも、児童・生徒数は418人であり、依然として本件事故当時の状況とは程遠い。

しかも、この数値は、いわき市など町外からの通学者も含まれている。

若い世代の帰還が進まないのは、残留している放射線への不安である。

他方で、65歳以上のいわゆる老年人口は、2011(平成23)年3月1日現在で1291人、2015(平成27)年12月1日現在が1138人と、年少人口に比べてほとんど減少しておらず、必然、総人口に対する割合としても23.9%から26.3%に増加している。

2019(平成31)年4月1日時点だと、65歳以上の人口は、1164人、総人口は3916人であるから、総人口に対する割合は、29.7%にまで上昇した。

そして、老齢化指数(=老年人口÷年少人口×100)は、4年半で117.8から269.0へと驚くべき上昇となった(年少者1人対し、老齢者1.7人だったものが、2.7人となった)。

2019(平成31)年4月1日時点では、老齢化指数は303.1である。

加えて、年少人口が減少したことに伴い、その子育て世代である20歳～39歳の人口も軒並み大幅に減少している。一方で、40歳以上の人口はほとんど変動がなく、むしろ、事故前より増加している年代もある。

	2011 年 3 月 1 日	2015 年 12 月 1 日	2019 年 4 月 1 日
20～39 歳人口	1083 人	814 人	598 人
40 歳以上人口	3207 人	3087 人	2932 人

(以上、甲 A9 4 3)

以上の結果、生産年齢人口（15歳～64歳）は、1980（昭和55）年から多少の増減はあれほとんど変化がなかったものが、本件事故により急激に減少することとなった。

なお、世帯数で見ると、2010（平成22）年の1820世帯に対し、2015（平成27）年は1890世帯と、人口は減っているにもかかわらず世帯数は増加している（甲 A9 4 1）。この傾向は、2022（令和4）年9月30日現在の世帯数が2265世帯になっているように（甲 A9 4 4）、増々顕著である。この意味するところは、それまでは親子2世帯あるいは孫も含めた3世帯で生活していたところ、高齢者の1人あるいは2人世帯や男性のみの1人世帯（例えば、妻子は町外で生活していて父親だけ町内で生活している）が増加するなど、家族の分離が進んでいるということである。高齢者のみの世帯は、日常的な買い物など、生活上様々な不便を強いられる。

6 広野町は、高齢者の町へと変容したこと

要するに、広野町は、本件事故により高齢者の町へと変貌してしまったことがデータ上からも、火を見るより明らかな状況である。実際、かつては町内に子供の声があちこちで聞こえていたのが、現在はほとんど聞こえてこない。

老年世代は順に死亡していくことが避けられないが、他方で0歳～39歳の人口が少なく（特に0歳～14歳が著しく少ない）、今後、広

野町は急激な人口減少が避けられない状況である。

7 作業員が多数流入したこと

一方で、本件事故以降、広野町は廃炉作業や除染作業など原発関連作業の前線基地となり、これに従事する作業員が多く滞在している。

広野町が公開した「特定時点における2011年3月11日時点で住民基本台帳に登録している方を除いた町内居住者数」（甲A第958）は、2019（平成31）年3月時点で3385人である。この者らは、要するに滞在者であり、その大半が原発関連作業員である。

広野町には、最大で4167人（2017（平成29）年3月）の原発関連作業員が滞在しており（なお、厳密には住基登録する滞在者・原発関連作業員もいるから、実際にはこれよりも多くなる）、現在も、この人数は、この時点での「原発事故前からの住基登録者で現在の町内居住者」3224名より多い。すなわち、広野町は事故以降、元の住民より原発関連作業員の滞在者が多い状態が続いていた。

そして、広報ひろの記載の「滞在者数」は2019（平成31年）で約2500人とされていたが、実際は上記のとおり3385人であったことからして、同じく広報ひろの2022（令和4）年11月号で約1500人にとされる「滞在者」は（甲A944）、実際には2000人を超えていることが容易に推測され、依然としてもととの住民に対する滞在者数が多いことには変わりがない状態である。

これら観点からも、広野町が廃炉作業の前線基地に変貌してしまったこと、元の住民より作業員が多いことによる元の住民の不安やコミュニティ復活の困難さが浮き彫りとなってくる。

そして、後に述べる通り、広野町内では広野駅前東側等に作業員用の宿舎が建てられることとなった。これはプレハブ造りではない通常構造の建物で、多くは単身者用である。すなわち、廃炉作業等が長期

化することが予想される中、広野町は恒久的な前線基地としての役目を担わされているのである。

8 小括

原告らは、長年にわたる密接な関係を基礎に、信頼でき安心できるコミュニティを形成してきた。

しかし、原発事故から約半年後に避難指示が解除された広野町でさえ、11年以上経って帰還した元の住民は6割程度である。

その内情も、若年世代の大幅な減少と高齢世代の増加という状況で、かつて密接・活発だった地域コミュニティを再築することは未だにできていないし、今後も見通しが立たない。他方で、帰還した元の住民数に匹敵する滞在者数があるが、滞在者が地域コミュニティには参加せず、その構築に資するものではないことは既に明らかとなっている。

したがって、一審原告らが故郷広野で築いてきたコミュニティは、2022（令和4）年11月末日時点でもいまだ回復しておらず、従来享受してきた故郷を喪失・変容したままである。

第3 生活インフラ・及び各産業の状況

1 商業施設

（1）広野駅前商店街について

①本件事故前の広野駅前商店街（甲A884，885）

広野駅前商店街は、常磐線広野駅の西側を南北に約1キロメートルに延びる駅前商店街であり、国道6号線の旧道沿いにあり古くから町の商業の中心であった。商店街には、農協、郵便局、信用金庫、飲食店、肉屋、魚屋、米屋、野菜直売所、豆腐屋、和菓子屋、酒屋、雑貨屋、呉服屋、洋品店、理容室、電気屋、自動車工場、金物屋、新聞屋、医院、薬局など、ありとあらゆる店舗が軒を連ねていた。

また、商店街の北側にはアイアイというスーパーマーケットであって、生鮮食品等の食料品や日用品など豊富な品ぞろえの商品を購入することができた。

そのため、広野町の住人は、日常的な買い物については、ほとんど全て、この広野駅前商店街とアイアイで済ませることができるという利便性を享受していた。また、商店街の賑わい自体が、広野町住人の営業活動や職業生活であったし、町に活気をもたらしていた。

② 2016（平成28）年7月頃の広野駅前商店街の状況

広野駅前商店街については、本訴分離前の関連訴訟（福島地方裁判所いわき支部平成24年（ワ）第213号他）において、事故から約5年後の2016（平成28）年7月22日に検証が実施されている。

その時点で、商店街のうち5割ほどの店舗は閉店・撤退しており、一部の店舗のみが営業しているだけで、それも部分的に営業しているにすぎない状態であった。また、閉店・撤退した店舗については、建物自体が解体されて更地が目立つ状態であった。

具体的には、営業していたのは、作業員等からの需要がある飲食店（前浜、柏屋）、四ツ倉精肉店（平成28年に営業再開）、菓子屋（みと屋、ただし限定的営業）、根本酒店、マルヤ酒店、まるや文具店、ひので美容店（ただし予約が入ったときのみの営業で1週間に3人程度）、山下呉服店、島村金物店、岡田新聞店（ただし営業部数は1200部から600部に減少）、馬場医院、高野病院、新妻歯科医院、広野薬局ぐらいであった。

他方で、閉店状態であったのは、魚竹魚店、洋品店スズラン、ファッションプラザなかつ、池田屋、カットパーマ・オオスカ、和菓子のやまだ、ほていや、根本医院、鈴木歯科医院などが閉店状態であった。

このうち、魚竹魚店、ファッションプラザなかつ、池田屋などは建

物自体が解体されて更地となっていた。さらに、事故後すぐに閉店したアイアイも、依然として閉店状態で、テナントには除染業者が長らく入居していたが、それも退去していた。

そのため、広野駅前商店街では、日常の食料品や日用品を購入することはほぼ不可能となり、広野町の住民は、いわき市などの町外でこれらを購入する不便を余儀なくされていた。

③ 2019（令和元）年6月頃の広野駅前商店街の現状

（甲A884 8～18頁、甲A885号証3～20頁、甲A945）

ア その後、約3年後の2019（令和元）年6月13日に実施された現地進行

協議期日の時点で明らかとなったのは、広野駅前商店街は全く回復が見られず、むしろ後退をしているという現実である。取り壊された店舗は更地のまま、建物としては残存している店舗もほとんどが閉まったまま、むしろ、この間に閉店したり、建物が取り壊されて更地になった場所も散見された（甲A884 10頁）。

具体的には、マルヤ酒店自体は営業を継続しているものの、事故前には両側に店舗が立ち並んでいたところ、軒並み取り壊されて空き地になるか、閉鎖されている。

魚竹魚店、ほていや、洋品店スズランも閉店したまま再開していない（甲A第884 13頁、14頁）。

四ツ倉精肉店は営業を継続しているが、その向側の店舗は、取り壊されて空き地になっている。ファッションプラザなかつは、検証時には既に取り壊されていたが、加えて、その隣も更地となった。池田屋についても検証時には取り壊されていたが、その後、残存していた隣接する建物（豆腐屋など）についても新たに更地になり、

カットパーマ・オオスカや和菓子のやまだも依然として閉店したままである。これら取り壊されて更地になった場所に、新しい店舗が再築された所はない（甲A884，14～16頁）。

むしろ、唯一の衣料品を扱う山下呉服店が店主の病気と後継ぎがないことにより閉店するなど、この間に閉店してしまった商店もある（同17頁）。

スーパーマーケット・アイアイについても、依然として閉店状態である（甲A884，10～11頁）。

現在、広野駅前商店街で営業を継続しているのは、農協、郵便局、信用金庫のほかは、四ツ倉精肉店、みと屋、根本酒店、マルヤ酒店、島村金物店などの数店舗に過ぎない（同10頁）。

イ このように、原発事故後8年が過ぎて避難指示解除から年数を経ても、広野駅前商店街の大半の店舗は再開しておらず、むしろ建物の解体は進み、再開していた店舗も採算が取れなかったり、後継者不足で閉店に追い込まれている。商店街は、回復するどころか、むしろ後退しているのである。

その原因は、住民が元の状況に戻らず、特に若い世代、働いている中心世代である生産年齢の住民が帰還していないことにより（後述）、消費も進んでいないからである。

広野駅前商店街では、平日の日中でもほとんど人気はない。新しい住民や滞在中の者も商店街を利用していないため、見かけることは稀である（同17～18頁）。

帰還者が高齢者ばかりとなっている広野町において、町内で日常の買い物を済ませられないのは大きな生活利便上の問題であって、現時点は自動車が運転できていわき市等に行き物に行くことができて、今後運転ができなくなった場合にはどうすれば良いのか、大

きな不安を抱いている（甲 A 9 4 5）。

本件事故前、広野町の主な商業施設・店舗は JR 常磐線広野駅西側の国道 6 号線旧道沿いに多くあり、商店街を形成していた。住民は、この商店街とその外れにあるスーパーマーケット・アイアイで日常的な買い物をしており、特に、アイアイは生鮮食品の品揃えが豊富で、住民の食料品需要を引き受けていた。

ところが、本件事故直後から現在までアイアイは閉店したままで、商店街の多くもシャッターが閉まったままか更地になるなど、閑散とした状態が続いている。

2 0 1 5（平成 2 7）年 8 月時点での商店街の状況についても、しまむら、渡辺金物、四ツ倉肉屋が 2 0 1 6（平成 2 8）年に再開したほか、新たに再開した商店はなく、魚屋、八百屋、電気屋などはいまだにない。むしろ、地元の衣料品店といえ住民がシーツ、布団カバー、あるいは下着などを購入していた山下呉服店が平成 3 1 年初めころに休業状態となり、再開の見込みは立っていない。商店街の更地は増えている。

特に、広野町内には、日常的な生鮮食品を購入する場がなく、大きな問題となっている。

- ④ 一方、2 0 1 6（平成 2 8）年 3 月に、町役場前にイオンリテール株式会社が営業するイオン広野店が開店した。しかし、その商品内容は大きなコンビニといった程度にとどまり、特に生鮮食品の品揃えの悪さから（そもそも商品数が少ない、肉や野菜も種類が限られている、特に魚・刺身の扱い量が少ない、商品ごとの内容量が少なく家族で使うには少ない等）、住民の食料需要を満たすには至っていない。衣料品もほとんど置かれていない。住民がイオン広野店を利用するのは、簡易な生活用品を購入する際などがほとんどにと

どまっている。

イオン広野店は、その商品内容からして。単身で滞在する原発作業員等や、いわき方面と原発方面とを往復する原発作業員等が利用するのに便利な品揃えとなっている。

- ⑤ そのため、現在も、広野町の住民は、日常の食料品は相変わらず町外（いわき市四ツ倉や草野のスーパーマーケット）のスーパーや食料品店に頼らざるを得ない状況が続いている。

特に、高齢者で車が運転できない、車がない住民は容易には町外へ買い物に行けないため、大変不便である。その他、商工会の宅配サービスやセブンイレブンによる町内での移動販売が行われているが、品物数が少なく間に合わせ程度にとどまっている。

- ⑥ 商店街が一部を除いて再開しない理由は、既に述べた通り帰還率が70%～80%にとどまり、特に消費が多い若い世代が帰還していないことにより、需要が伸びないことに起因している。

広野町の帰還者の増加はこれ以上は望めない状態で、人口減少が見込まれる中、今後、商店街が再開していく見通しは全く立っていない。

（２）広野駅東側の開発について

① 事故前の広野町東側の状況

原発事故前、広野町には稲作の兼業農家が多く、作付け農家数は約400戸、約300haの田があるなど、主要産業であった。広野駅東側一帯も、そのほとんどが田畑であった（甲A946）。

- ② 現在の広野町駅東側の状況（甲A884 18～24頁、甲A885、20～27頁、甲A945）

しかし、2016（平成28）年以降、広野駅前東側のもととは田

畑であった土地に、新しく共同住宅が次々と建てられて何十棟も並んでいる。これらは原発作業関連会社の宿舎や寮であり、そのほとんどが単身者用である。

広野町には、本件事故後、町内の至る所にプレハブ造りの作業員宿舎が点在し、これが町内3000人を超える滞在者の宿舎となっていたが、現在はそのほとんどが撤去され、広野駅前東側に代表されるような堅固な住宅に切り替わっている。

このように、広野町は、本件事故直後から原発関連作業や除染作業の前線基地となっているところ、廃炉作業が相当長期化することを見越し、恒久的な前線基地として作り変えられている途上である。駐車場に停められた車も、地元のいわきナンバーよりも水戸、土浦、あるいは福井など、原発関連の地方のナンバーが目につく（甲A884、22～24頁、甲A第947）。一方で、町内に点在していたプレハブ宿舎は、現在はそのほとんどが撤去されている。

すなわち、元の町民は、今後相当の期間に渡り、入れ替わりが激しく地域コミュニティに溶け込むことは期待できない1500人～2500人前後の滞在者と生活していくことになる。

- ② 広野駅前東側には、2016（平成28）年3月26日に、総事業費14億円の福島再生加速化交付金（対象：原子力災害被災地域事業所整備等支援事業）が投じられたオフィスビル「広野みらいオフィス」が竣工し、同年4月から供用されている。設計・施工は清水建設株式会社である（甲A948）。

この広野みらいオフィスは、広野町が推進する復興整備事業「広野駅東側開発整備事業（第1期）」で開発造成された広野駅東側7.65haの主要区画に位置し、まさに広野町の目指す「広野駅東側を核とした新しい街づくり」の中核に位置している。各種事業者や研

究機関等を誘致することで、浜通り地方の復興拠点となる新市街地の形成を目指すという謡い文句であった。

しかし、実際に入居しているテナントは、建設業者、ガス業者、不動産管理業者、あるいは警備会社で、特に建設業者が多く、原発関連作業に関連する企業が多数を占めている。例えば、入居している東双不動産管理株式会社は東電関連企業であるし、鈴健興業株式会社は主に大熊町を業務対象とする建築土木会社である（甲 A 9 4 9 ～ 9 5 1）。

このように、広野町は、原発関連作業の拠点と位置付けられて整備が進められ、まさに本件事故前とは変貌してしまっている。

そして、これらの拠点は、元々の住民の生活の復興・回復に全く資するものではない。ビジネス客や原発関連の職員は、朝から原発方面の現場に向かい夜に戻ってくるだけで、商店街を利用することではなく、住民の経済活動にはほとんどプラスに働くことがない。むしろ、既に述べた滞在者の増加に伴う問題や、道路を大型トラック等が行きかう交通上の危険の問題など、悪影響の方が大きいのが実情である。

なお、現状、6階建ての広野みらいオフィスは、少なくとも2～4階のテナントの内4室が空室となっている（甲 A 9 5 2）。

2 J ヴィレッジについて

（1）J ヴィレッジの概要と現状（甲 A 8 8 4， 2 5 ～ 2 7 頁）

ア 関連訴訟の現地進行協議において対象となったJ ヴィレッジは、1997（平成9）年に開設されたスポーツ施設（屋内外トレーニング施設、宿泊施設等）かつ日本サッカー界初のナショナルトレーニングセンターで、広野町と檜葉町に跨がって立地している。プールやジム

などの一部施設は地域住民にも解放されていた。

設立経緯としては、福島県内に原子力発電所を含む多くの施設を所有していた被告が、１９９４年（平成６）年に地域振興施設の造営・寄贈を行うこととしたが、地域密着を掲げて人気を博していたサッカーと結びつけた整備が適当と判断され、日本サッカー協会が協力する形でナショナルトレーニングセンターを設立することとなったというものである。

最終的に、被告は、広野火力発電所に隣接した広野町町有地に建設を決定し、約１３０億円をかけてＪヴィレッジを建設した。竣工後、Ｊヴィレッジは福島県へ寄贈され、福島県の外郭団体である県電源地域振興財団の所有となっている。

そして、施設運営のために福島県、日本サッカー協会、被告からによる各１０％の出資を中心として株式会社日本フットボールヴィレッジを設立し、同社が施設を借り受ける形でＪヴィレッジの管理・運営を行っていた。

イ 本件事故に伴い、２０１１（平成２３）年３月１５日からスポーツ施設としては全面閉鎖され、国が管理する原発事故の対応拠点となっていた。

その後、２０１８（平成３０）年７月１８日より部分的に再開され、同年９月８日には新しい全天候型練習場の利用が始まった。

関連訴訟の現地進行協議においては、この再開されたＪヴィレッジの様子を確認した（甲Ａ８８５，２８～３２頁）。

(2) Ｊヴィレッジが広野町のふるさと回復には資さないこと

ア しかし、Ｊヴィレッジは、確かに広野町及び檜葉町には事故前から存在していたものの、地域住民のための施設ではなく、地域住民のためのイベントが行われるところでもなく、住民が集う場所でも

なかった。

原告らのうち広野町あるいは檜葉町に居住していた者の陳述書等の中でも、J ヴィレッジをふるさとの一部として捉えた記述はほとんどと言っていいほどない。

これは、広野町内にある同じスポーツ公園である二ツ沼総合運動公園については、「事故前の休日は、広野町の住民が多く集う、憩いの場でした。」と述べられているのとは対照的である（甲A884，25～26頁）。

イ 現地進行協議においても、J ヴィレッジを利用している地域住民はほとんど見かけることができず、まして、地域住民が集って親しく茶飲み話をするような状況は確認できなかった。

単に、誰も利用していない整備されたスポーツ施設を確認しただけである。

ウ 原告らは、「ふるさと喪失」損害として、①コミュニティの中での生活、豊かな自然の中での生活、③自宅での生活、④伝統文化、⑤職業、そして⑥地域生活利益が享受できなくなったことを主張してきた。

この地域生活利益は生活費抑制機能、相互扶助機能、行政代替機能・環境保全機能、人格発達機能の諸機能からなる。

しかし、上記の通り、J ヴィレッジは、事故前から一審原告らの地域生活利益を構成する要素とはなっておらず、それゆえに、原告らの中で本件事故によりJ ヴィレッジが閉鎖されたことを被害として主張する声は全く上がらなかったし、そのような主張もこれまでにしていない。

したがって、J ヴィレッジの営業が再開されたとしても、J ヴィレッジが地域住民のための施設等ではない以上、一審原告らの「ふ

るさと喪失損害」の回復には全く資さないのであって、当然ながら、ひとたび喪失はく奪された「ふるさと」が回復されたことにもならない。

むしろ、地域住民の意向を汲まない、置き去りにした形だけの「復興」を象徴しているだけである。

3 教育機関

広野町では、2012（平成24）年8月27日から広野小学校、広野中学校、幼稚園、保育所が再開している。

2015（平成27）年4月からは、双葉郡の教育復興の柱として県立の中高一貫校「福島県立ふたば未来学園高等学校」が広野中学校校舎及び仮設校舎で開校し、2019（平成31）年4月からは中学校も開校し、本校舎での授業が開始された。

しかし、既に述べた通り、広野町の生徒数は、2019（平成31）年4月時点で小学校が161人（本件事故前311人）、中学校が76人（本件事故前230人）、児童は182名と、本件事故前の4割程度にとどまっている（甲A953、甲A942）。2019（平成31）年度の新規入学者は小学校が33人、中学校が27人と依然として少なかった（甲A942）。この傾向は現在も変わらず、2022（令和4）年度の新規入学者は小学校が25人、中学校が54人とむしろ減少している（甲A954）。

2019（平成31）年4月6日には、幼保連携型認定こども園「広野こども園」が新たに開園したが、幼保連携となったのは、児童数が少ないためそれぞれ独立して存続させる必要がなくなったからである。児童数（広野こども園）についても、今年度の新入園者は25人に過ぎない（甲A954）。

ふたば未来学園についても、広野町から生徒は一部にとどまり、双葉郡のみならず福島県内や他県からの生徒が多数（広野町で寮生活を送る）を占める。そして、卒業した生徒が広野町に就職してとどまるか否かは大きな課題であり、現状、広野町住民以外はとどまらない可能性が高いと言わざるを得ない。ふたば未来学園の広野町復興への寄与は限定的である。

4 医療機関、福祉機関

医療機関について、2016（平成28）年の時点での再開していたのは、1病院、1診療所、1歯科医院、及び1薬局のみであったが、その後現在まで変動はない。馬場医院（診療所）は、広野駅東側へ移転したが、清水建設株式会社との放射線検査に関する契約は継続しており、混雑状況も続いている。新妻歯科医院も、本院が福島市内へ移転している関係上、週2日から診療日を増やすことは困難である。

したがって、町が発表しているように、住民の7～8割が町外に受診しているという状況（甲A217の9頁）に変化がなく、2時救急対応もいまだ整備されていない。

福祉機関については、2016（平成28）年の時点で再開していた特別養護老人ホーム花ぶさ苑、デイサービス広桜苑に変更はない。町内の若年層や子供世代が減少して高齢者のみの世帯が増えたことにより需要は増加しているが、人手不足により100%受け入れはできていない。

なお、同年5月1日から、富岡町から群馬県高崎市に避難していた社会福祉法人友愛会が、広野町にて障害者支援施設「光洋愛成園」の運営を開始している。

5 農業

(1) 広野町には稲作の兼業農家が多く、作付け農家数約400戸、約300haの田があるなど、主要産業に位置付けられていた。

本件事故後、実証圃栽培を経て2013（平成25）年に3年ぶりに作付けが再開されたが、初年度の作付け農家数は113戸、作付け面積は110haにとどまった。その上、収穫された米の販売価格が保管米や飼料米として扱われて低くなり、販売経路も個別買い付けは成立せずJAに頼らざるを得ないことにより経費割れし、全体としても赤字となっていた。

この状況には何らの変化もなく、その後、作付け戸数及び面積は、2014（平成26）年の132戸・157haから、2017（平成29）年の103戸・163haと、作付け面積はほとんど増加しなかった。作付け戸数は初年度と比較しても減少しているが、これは、個人としては経営が成り立たないことから、町外の営農企業等に農地を有償あるいは無償で貸す者が増えているからである。

さらに、令和3年の広野町による面積調査によれば、水稻栽培をするのは60経営体に過ぎず、作付け面積は125haにまで減少している（甲A955）。なお、広野町における総人口5412人に対して、農業に60日以上従事した人口は110人（0.2%）、総世帯数2889世帯に対して自給的農家数は49戸（0.2%）、販売農家数は74戸（0.2%）と、もはや広野町で農業に従事する住人はごく少数まで減少している。

このように、広野町の作付け面積は本件事故前の半分の160ha前後で頭打ちになったのちに漸減しており、作付け農家数に至っては4分の1以下である。

町は、ふるさと納税の返礼品のための特別栽培米を作るなど振興策

を行っているが、政府指導（返礼品の上限を寄付金の３割に制限する内容）もあって、現状において奏功しているとはいえない。

- （２）作付けを続けている町民についても、赤字続きで苦しい状況が続いている。残念ながら、現状、多くの作付け農家においては産業として成立していない。にもかかわらず作付けを続けるのは、米作りが生きがいであったり、先祖代々続いた農家を絶やしたくない、田畑を荒らしたくない、自分の田畑があることにより隣地の他人の田畑を荒らしてはならないという思いによるものである。

放射線への不安から、いまだに、多くの農家では収穫した米が食卓に上ることはなく、特に若年層が同居している家庭では顕著である。当然ながら、かつては大変喜ばれた他県の子ども世帯や親せきへ送ることもかなわない。

そして、若年層が帰還しないことと前途の厳しさにより、後継者不足で放棄される田畑の増加や、作付け農家の益々の減少は避けられない状況である。

- （３）そもそも、広野町で作付けされた米は、購入しようとする業者がないため、基本的にはＪＡに購入してもらうしか方法がない。そして、ＪＡにおいて米はその品質により等級分けされて等級（一等米、二等米、等外）ごとに買取価格が決定されるが、一審原告渡邊榮一らをはじめ、多くの農家の米は等外とされて、極めて低額で買い取られる。しかも、等外とされた米の多くは、加工用や飼料米として扱われる。いまだ消費者から放射能の影響を懸念されているため、しかも実際に基準値以下とはいえ一定の放射線は検出されるため、広野町の米は買い叩かれる状態が続いている。（甲Ａ９５６ １頁、２頁）。

しかも、事故以降、広野町あるいは近隣町村の農地が放置されて荒れた影響で、広野町の農地には害虫や害獣（イノシやハクビシン）が

増加し、その防除費用も増加している。これらを防ぐためには基本的には草刈りをするしかないため、草刈り機や化学肥料や化学農薬などへの支出ばかりが増加している。

このため、広野町で帰還して農業を再開した者も、採算が取れずに農業を断念する者が増えている。作付け農家数が、作付けが再開された2013（平成25）年の113戸から、2017（平成29）年の103戸へとむしろ減少していることは、上記の通りである（なお、事故前作付け農家数は約400戸）。作付けを断念した者は、広大な農地を一括して扱う業者に委託しているが、収入は当然ながら減少しているし、そもそも業者への委託では農業が復活しているとは言えない。農地自体も、事故前の300haの半分の150ha前後に減少し横ばいで推移した後に現在は125haまで漸減している。

このように、広野町の農業は、事故から11年が経過しても復興・黒字化の目途は立たず、特に小規模農家や兼業農家は苦しんでいる。それゆえ、担い手・後継者不足も深刻であり、広野町に伝統的な小規模農家や兼業農家は将来的に消滅の危機に瀕している。

広野町の住民が、故郷から享受していた豊かな自然の中での生活や職業生活は、喪失・変容したままであると言わざるをえない。

（5）このような状況は、野菜についても同様である。

山菜についても、唯一と言っていい特産品であった原木しいたけは、山林の除染が行われておらず、本件事故以降、出荷停止が続いている。

キノコや山菜も、セシウムが基準値以下であれば個人で食べることは可能であるが、出荷は禁止されている。なお、基準値以下であっても、山菜やキノコを食べる住民はほとんどいない。

6 まとめ

以上の通り、広野町の各インフラ、特に住民の生活に資するものは、2016（平成28）年以降もほとんど改善がなされていない。確かに、広野町駅東側に箱ものが次々と建設されているが、単に廃炉作業のための拠点づくりが進められてしまっているだけで、住民の日常生活、経済面、商店街の回復などにほとんど寄与していない。

特に、商業施設、医療施設等についてほとんど改善がなされておらず、住民は多大な不便を強いられている。

商圈、農業なども回復が進んでおらず、住民の収入は減少している。例えば、年金世代は、作付けによる収入の上乗せが経済的にも心理面でも生活を豊かにしていたが、その途を閉ざされている。

にもかかわらず、帰還者が2016（平成28）年1月からの約3年間で約1700人増加したのは、町が復興したからではなく、やむを得ず帰還したことを示している。

広野町は、未だに復興しておらず、むしろ全く変容してしまっており、帰還した住民はいまだ避難生活をしている等しい。

そして、広野町の避難区域解除は本件事故から半年後である。その広野町でさえ事故から11年経過しても変容したまま町民は厳しい生活を余儀なくされて、これが改善される見通しは全くない。遅れて避難区域が解除された他町が復興するのは、残念ながら極めて困難と言わざるを得ない。

第9章 田村市都路町

第1 震災前の田村市都路町の状況

1 田村市の沿革（甲A959/2頁）

田村市は、平成17年3月1日のいわゆる「平成の大合併」で、田

村郡 7 町村のうち、滝根町、大越町、都路村¹、常葉町、船引町の旧 5 町村が合併し形成された。

2 田村市都路町の概要（甲 A 9 5 9 / 2 頁、甲 A 9 6 0）

田村市は、阿武隈高原の中央に位置し、郡山市まで約 3 0 k m の距離にあり、福島県の中通りの最東端にあつて、浜通りと面している（甲 A 9 6 0）。特に、原告長沢夫妻（原告番号 1 1 2 の 1、1 1 2 の 2）の出身地である都路町は、田村市の最東端に位置している。

田村市が所在する地域には、阿武隈山系が南北に走り、北から日山（1 0 5 7 m）、移ヶ岳（9 9 5 m）、鎌倉岳（9 6 7 m）、高柴山（8 8 4 m）、大滝根山（1 1 9 2 m）、羽山（9 7 0 m）などが連なり、これらの山々と小さな山々によって丘陵起伏が縦横に連続する地形となっている。また、これらの山岳を源流として、大滝根川や高瀬川などの多くの河川が田村市を流れている。田村市の面積は 4 5 8 . 3 3 k m²であり、土地利用区分では全体の約 6 7 % を山林が占める典型的な中山間地域となっている。

田村市の気候は、年間の気温較差が大きく、降雨・降雪量は少なく、寒候期においても連続した降雪期間は短くなっている。

田村市の現在の人口は 3 万 7 7 4 2 人、世帯数は 1 万 2 7 1 1 世帯であり、中通りの中核をなしている。このうち、原告長沢夫妻（原告番号 1 1 2 の 1、1 1 2 の 2）の出身地である都路町の避難指示区域であった地域の現在（令和 4 年 1 0 月 3 1 日時点）の人口は、2 0 3 3 人、世帯数 8 6 5 世帯である（甲 A 9 6 1）。

3 田村市及び都路町の特性（甲 A 9 6 2）

平成 2 7 年の産業別就業人口の構成比は、第 1 次産業が 1 3 %、第

¹原告長沢僖敏（原告番号 1 1 2 番の 1）、原告長沢年子（原告番号 1 1 2 番の 2）の出身地であり、合併後は都路町となっている。

2次産業が38.3%、第3次産業が48%であり（甲A959/4頁）、農業離れが進んではいるものの、田村市内の面積458.33458.33km²のうち田畑が合計83.55km²となっており、山林306.75km²に次ぐ規模であり（甲A959/4頁）、現在も農林業が基幹産業となっている。米、野菜、花きのほか、基幹作物としての葉たばこが収穫量で福島県全体のおよそ36%を占めており、福島県内の葉たばこの主要な生産地となっている（甲A962）。原告長沢夫妻の出身地である都路町の主要産業も農業であり、都路町は農村地帯である。また、磐越自動車道等高速道路網整備の進展に伴い、田村市と主要都市圏とのアクセスが向上した結果、阿武隈高原の豊かな自然環境を活かした観光施設や祭り・イベントが整備、開催され、歴史・文化財とともに、田村市の魅力となっている（甲A962/3頁）。

原告長沢夫妻の出身地である都路町にも、豊かな自然環境を活かしたグリーンパーク都路、行司ヶ滝（甲A963）、約100mの桜のトンネルが続く数十本の^{こわなし}強梨の桜並木（甲A964）、樹齢300年の秋元のしだれ桜（甲A965）や^{ごじゅうにんやま}五十人山（甲A966）などの観光資源がある。また、都路町岩井沢所在の岩井沢天日鷲神社で毎年秋の例大祭に、田村市指定無形民俗文化財に指定されている三匹獅子舞が奉納されている（甲A967/1頁）。この岩井沢三匹獅子舞は、明和3（1766）年以前から継承されてきたものと推測されている（甲A967/6頁）。

4 人と人とのつながり

前記3で述べたとおり、田村市は農林業が基幹産業であることから、他の相双地域と同様、農作物を自家消費するほか、地元の直売所で販売、収穫物を隣近所で分け合う等の地産地消・助け合いが日常的に行

われていた（甲Ｃ１１２の１）。親族間でも、農繁期には孫の世代まで集まって一緒に農作業に従事して、収穫物を分け合うという助け合いが日常的に行われていた（甲Ｃ１１２の１）。

原告長沢夫妻も、出身地である田村市都路町岩井沢字持藤田に暮らす全２４戸の隣組と非常に親しい付き合いをしており、お互いの家を行き来しており、東日本大震災が発生した当日の夜も隣組で集まって飲み会をする予定であった（甲Ｃ１１２の１）。

原告長沢夫妻が暮らしていた田村市都路町岩井沢字持藤田は、五十人山麓に所在し、山は県立公園になっていて、毎年５月の第３日曜日が山開きの日となっており、毎年全２４戸の住民が山頂に出て、この時期に満開になる山頂に群生する山ツツジを楽しみながら、食べ物やお酒を持ち寄って宴会していた（甲Ａ９６６）。同様に、４月には、やはり全２４戸が公民館に食べ物やお酒を持ち寄って集まり、飲食しながら強梨の桜並木の桜（甲Ａ９６４）で花見をした。このほか、田村市都路町岩井沢字持藤田の周囲の山野には山菜、茸、筍などが豊富に自生し、住民が自由に採って自然の恵みを分け合って暮らしていた（甲Ｃ１１２の１）。

５ つながりとかわりの持続性

原告長沢年子がそうであるように、都路町の住民は、先代や先祖が開拓した土地に住み、田畑を承継しており、農業を営む暮らし、隣組との親しい付き合いや助け合い、自然からの恩恵に与る暮らしも代々継承されていた（甲Ｃ１１２の１）。また、都路町岩井沢所在の岩井沢天日鷲神社で毎年秋の例大祭に奉納されている岩井沢三匹獅子舞が明和３（１７６６）年以前から承継されてきたように（甲Ａ９６７／６頁）、第二次世界大戦中でさえ中断することなく奉納されてきた。

第2 田村市都路町の現状

1 避難状況

(1) 避難指示等の概要（甲A968）

国の避難指示によれば、田村市内で避難指示の対象となった地域は、福島第一原発から半径20km圏内に当たる都路町の一部のみであったが、田村市は、平成23年3月12日に都路町全域に避難指示を出した。

同月15日には、国から30km圏内に屋内退避指示が出たことにより、田村市常葉町黒川地区・田代地区及び船引町横道地区の一部に屋内避難指示があった。

同月25日には、国から屋内退避区域の住民に対し、自主的に避難するよう呼びかけがあり、これを受け、田村市の判断により、屋内退避区域のみならず、それに隣接する地域²も自主避難を呼びかけた。

同月28日には、放射線汚染の可能性が高い20km圏内避難地域の立ち入りが禁じられた。

同年4月18日は、国が示した30km区域内の屋内退避・自主避難地域に山根地区の一部が追加されたため、田村市は山根地区全域を屋内退避区域とした。

同月22日に、国から福島第一原発から半径20km圏内が警戒区域に設定され、立ち入りが制限された。田村市の都路町の一部も警戒区域に含まれたことから、立ち入りが制限された。また、同日、国から警戒区域を除く都路町、常葉町堀田全域および山根地区、船引町横道地区が緊急時避難準備区域に設定された。

² 屋内退避対象は常葉町堀田地域の一部（黒川地区・田代地区）であったが、田村市はその判断により堀田地域全域に自主避難を呼びかけた。

同年 9 月 30 日に、福島第一原発から半径 20 km から 30 km 圏内の緊急時避難準備区域が解除された。

平成 24 年 4 月 1 日に、田村市都路町の一部（福島第一原発から半径 20 km 圏内）について警戒区域が解除され、避難指示解除準備区域に再編された。

平成 26 年 4 月 1 日に、田村市都路町の一部（福島第一原発から半径 20 km 圏内）に出されていた避難指示区域が解除された。

(2) 住民等の状況

都路町は、本件事故後ほどなくして、旧避難指示解除準備区域（福島第一原発から 20 km 圏内）と旧緊急時避難準備区域（福島第一原発から 20 ～ 30 km 圏内）とそれ以外の避難指示がない区域に分かれた。

平成 23 年 3 月 11 日時点の旧避難指示解除準備区域の人口は 380 人、世帯数は 121 世帯であり、同日時点の旧緊急時避難準備区域の人口は 2621 人、世帯数は 873 世帯であった（甲 A 961）。

これに対し、令和 4 年 10 月 31 日時点の旧避難指示解除準備区域の人口は 233 人、世帯数は 96 世帯となっており、帰還率は世帯数で 83.3% となっている。同日時点の旧緊急時避難準備区域の人口は 1800 人、世帯数は 769 世帯となっており、帰還率は世帯数で 92.8% となっている。同日時点の旧避難指示解除準備区域の人口と旧緊急時避難準備区域の人口の合計は 2033 人、世帯数は 865 世帯、帰還率は世帯数で 92.8% となっている（甲 A 961）。このように、旧緊急時避難準備区域より旧避難指示解除準備区域の帰還率の方が約 10% 下回っている。

2 田村市都路町の避難指示区域の状況

前述したとおり、田村市都路町の緊急時避難準備区域は平成23年9月30日には解除され、避難指示解除準備区域は平成26年4月1日に解除された。

3 住民意向調査を踏まえた田村市都路町の状況

(1) 居住等の実態について

平成27年10月2日乃至同月16日に田村市都路町の876世帯を対象に復興庁、福島県及び田村市が実施した住民意向調査（甲A969）によると、本件事故発生当時の住居形態は88.4%が一戸建であった（甲A969/2頁）。都路町の旧避難指示解除準備区域の住民の62.6%が本件原発事故当時の住居に戻っている（帰還している）が、24.2%が当時の住居以外に居住している（甲A969/3頁）。

本件事故発生当時の住居以外または本件事故発生当時の住居とそれ以外の住居を行き来している（帰還していない）と回答した住民のうち、プレハブ型の無償応急仮設住宅と民間住宅・公営住宅等の借り上げ型の無償応急仮設住宅に居住している住民が39.2%（25.7%+13.5%）と最も多かった。

本件事故発生当時の住居以外に住んでいる理由として過半数を占めた理由が、本件事故発生当時の住居周辺の放射線量の高さが心配だからというものであった。これに次いで、本件事故発生当時の住居が荒廃しているからという理由が27.3%、本件事故発生当時の住居周辺に住む人が少ないと思うからという理由が21.2%を占めた（甲A969/4頁）。

このように、本件事故による被ばくへの不安やこれによる帰還率の低さへの不安、避難中の住居の荒廃が元の持家の住居への帰還を

妨げていることが明らかとなっているとともに、帰還できない住民が応急仮設住宅に取り残されており、生活の質が取り戻せていない実態が明らかになっている。

(2) 職業等について

都路町は農村地帯であり、その主要産業も農業であるところ、原告長沢夫妻のように、平成24年の除染作業を実施した後も高い放射線量が続き、放射能汚染の不安のために、直売所から出荷を断られ、若い世代も戻らずに農作業の担い手を失い、本件事故による避難中に田畑をイノシシ等に荒らされ、復旧できずに農業を諦めた世帯が多い（甲C112の1）。田村市全体でも、平成22年と平成27年で農業就業人口が3131人から2513人と約20%減少している（甲A959/5頁）。

(3) 自然環境の変化

前述したとおり、避難中にイノシシ等に田畑が荒らされ、そのまま農業を諦め、耕作が放棄され、先代・先祖から継承し、自然災害等の苦難にも耐え守り抜いてきた田畑が荒れ果てた（甲C112の1、甲C112の2）。

また、原告長沢夫妻をはじめとする都路町岩井沢字持藤田の全24世帯が満開の山ツツジを目当てに集うことを楽しみにしていた毎年5月の五十人山の山開きは、本件事故の影響により、本件事故から8年経過した令和元年に至るまで中止され、令和2年以降は新型コロナウイルス感染症により中止されている（甲A966）。同様に、毎年4月に全24世帯が公民館に集って開かれていた強梨の桜並木の花見も、本件事故の影響により平成29年まで中止されていた。そのほか、山菜、茸、筍などの豊かな山の恵みは、本件事故後、誰も採らなくなってしまった（甲C112の1）。

(4) 帰還について

住民意向調査において、今後の住まいについて、本件事故発生当時の住居以外または本件事故発生当時の住居とそれ以外の住居を行き来していると回答した住民のうち、旧避難指示解除準備区域の住民（３３名）の３３．３％（１０名）が都路地域に住みたいと回答し、１８．２％（６名）が都路地域以外の田村市内に住みたいと回答し、３３．３％（１０名）が現時点ではまだ判断がつかないと回答し、９．１％（３名）が田村市以外の場所に住みたいと回答している（甲Ａ９５９／６頁）。

また、年代別の回答を見ると、７０歳以上（４０名）のうち４５％（１８名）とその子の世代となる５０～５９歳（３５名）のうち４２．９％（１５名）が都路地域に住みたいと回答した。その一方で、３９歳以下の世代（１２名）は５０％（６名）が現時点ではまだ判断がつかないと回答し、都路地域に住みたいと考えていると回答した者は２５％（３名）に留まっていた（甲Ａ９５９／６頁）。世代間で帰還に対し隔たりが生じている状況が分かる。

(5) 帰還者への調査

都路地域での今後の生活で求める支援として、本件事故発生当時の住居に戻って居住している旧避難指示解除準備区域の住民６２人（９９人×６２．６％）のうち（甲Ａ９５９／６頁）、過半数の６１．３％（３８人）が医療、介護福祉施設の充実を挙げ、次いで４０．３％（２５名）が商業施設の充実を挙げ、３０．６％（１９名）が雇用確保・就業支援を挙げており、避難指示が解除された後も医療・福祉・商店・雇用といった生活インフラが整備されていない現実が露呈している。

(6) 戻らないと決めている理由について

旧避難指示解除準備区域及び旧居住制限区域の住民で、本件事故発生当時の住居以外または本件事故発生当時の住居とそれ以外の住居を行き来している（帰還していない）と回答した者（３３名）のうち、帰還しない理由として５１．５％（１７名）が本件事故発生当時の住居周辺の放射線量の高さへの心配を挙げている（甲Ａ９５９／４頁）。また、将来、田村市以外の場所に住みたい（帰還しない）と考えている住民１３名のうち、６１．５％（８名）が放射線に対する不安を挙げ、６１．５％（８名）が原子力発電所の廃炉、管理などに対する不安を挙げ、５３．８％（７名）が飲用水などの生活用水の安全性に対する不安を挙げており、放射線及び廃炉作業の管理に対する不安・不信が大半を占めていることが明らかになっている（甲Ａ９５９／９頁）。

同様に、帰還の判断がつかないと回答した５４名は、帰還するかしないかを判断する上で必要な情報として、原子力発電所の安全性に関する情報（事故収書億や廃炉の状況）を挙げた者が５１．９％（２８名）、放射線量の低下の目途、除染成果の状況を挙げた者が５０．０％（２７名）、放射線の人体への影響に関する情報を挙げた者が４４．４％（２４名）であった。このことから明らかなとおり、帰還を妨げている主たる要因が原子力発電所の安全性や放射能汚染といった、都路町の住民が被った本件事故の被害そのものであることが明白になっている（甲Ａ９５９／９頁）。

４ まとめ

以上のとおり、都路町の旧避難指示解除準備区域と旧緊急時避難準備区域の帰還率は世帯数で９２．８％と高くなっているものの、本件事故前の密接なコミュニティ、自然とのかかわりの中での生活も生活インフラも失われたままであり、本件事故前のふるさとにおける生活

利益はまったく回復していない。また、被ばくへの不安や原子力発電所の廃炉作業・管理に対する不安・不信が都路町への帰還を妨げていることも明白であって、この点からも本件事故が世代間・地域間のコミュニティを破壊したことは明らかである。

以上